

第五期岐阜県地震防災行動計画 【令和7年度～11年度】



根尾谷断層 水鳥の断層崖(明治24(1891)年)

Koto,B.(1893)掲載画像をカラー化

令和7年3月

岐 阜 県

目 次

1	第五期行動計画の策定について	- 1 -
	（１）策定の経緯	- 1 -
	（２）策定のポイント	- 3 -
2	対象とする地震及び被害想定	- 5 -
	（１）対象とする地震	- 5 -
	（２）発生が想定される地震の被害想定	- 7 -
	（３）地震被害の様子	- 9 -
3	基本目標等	- 12 -
	（１）基本目標	- 12 -
	（２）計画期間	- 12 -
	（３）実施状況の点検	- 12 -
4	施策体系	- 13 -
5	施策項目と施策	- 15 -
	（１）予防対応による減災対策	- 17 -
	（２）応急対応による減災対策	- 71 -
	（３）復旧・復興対応による減災対策	- 128 -
	（４）原子力防災対策	- 146 -
6	目標指標一覧	- 152 -
7	参考資料	- 163 -
	◆ 過去の地震被害	- 163 -
	◆ 「迫る地震に備えましょう」パンフレット	- 164 -
	◆ 岐阜県地震防災対策推進条例	- 176 -
	◆ 岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱	- 181 -

1 第五期行動計画の策定について

(1) 策定の経緯

◆ 平成17年4月 「岐阜県地震防災対策推進条例」を施行

自助、共助の考え方を基に、平時はもとより震災時における県民及び事業者の役割を明らかにし自助・共助を促すとともに、行政が果たすべき責務を明確にし、県が地震防災対策として実施する基本的事項を定め、関係者の協力の下、これらを総合的に推進していくことが定められています。この中で、県が、地震防災行動計画を策定することが定められています。

○岐阜県地震防災対策推進条例（平成17年4月1日から施行）

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策に関し、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民及び事業者による相互の信頼関係に基づく協働体制を確立し、地震災害に強い安全な地域社会づくりの実現を図ることを目的とする。

（行動計画）

第七条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定める。

- 一 地震防災に関する施策の目標
- 二 地震防災に関する施策の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動計画の見直しを行うものとする。

◆ 平成18年4月 「岐阜県地震防災行動計画」 （平成18年度～22年度）

予防対策（予防効果による減災対策）、応急対策（応急対策による減災対策）復旧・復興対策（復旧・復興時期の減災対策）の3つの時系列別の減災対策のもと、県、市町村、県民、事業者が実施する地震防災対策の施策を取りまとめ、広く内容を公表し、地震防災対策を推進してまいりました。

（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策30項目269施策）

◆ 平成23年4月 「第二期岐阜県地震防災行動計画」 （平成23年度～27年度）

第一期計画策定後発生した近年の地震災害（新潟県中越沖地震、能登半島地震、岩手宮城内陸地震など）の教訓や地震防災に関する県民の意見に基づき、見直し作業を行い、その結果を「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」で検討していただき、新たな5か年計画として発表しました。

（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策31項目288施策）

◆ 平成23年10月 「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

平成23年3月11日の東日本大震災の発生を踏まえ、震災の教訓を行動計画に反映するため、県内の各界、各層の有識者の見識を集約した震災対策検証委員会報告に基づき、第二期計画の見直しを行い、再度、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」で検討していただき、第二期地震防災行動計画(改訂版)として発表しました。

◆ 平成25年12月 「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

県の南海トラフ巨大地震等の被害想定調査結果を平成25年2月に公表したことを受け、平成25年3月に岐阜県地域防災計画が見直されたことから、本計画においても計画内容、関係箇所の精査を行い、必要に応じて追加・修正等を行いました。

◆ 平成26年3月 「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正や同月に公表した県の放射性物質拡散シミュレーション調査結果並びに同年10月策定の国の原子力災害対策指針等を受け、県地域防災計画を改訂したことに伴い、本計画においても施策体系を整理するとともに新規施策を加える等、原子力防災対策を充実させました。

◆ 平成28年3月 「第三期岐阜県地震防災行動計画」

(平成28年度～令和元年度)

地震に対する予防対策、応急対策、復旧・復興対策の3つの時系列別の減災対策及び原子力防災対策について、県、市町村及び県民の皆さまが実施する地震防災対策の施策を取りまとめました。また、岐阜県強靱化計画の策定等を踏まえた施策の見直し等も併せて行い、計画期間は県強靱化計画(平成27年度～令和元年度)と終期を合わせ、平成28年度からの4年間としました。

(予防、応急、復旧復興の3つの減災対策及び原子力防災対策

40項目440施策)

◆ 平成28年熊本地震の課題を踏まえた施策への反映

「平成28年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について」(平成28年8月取りまとめ)で整理された課題について、現行の行動計画に加えて実施すべき施策や表現の見直しを行うべき内容について、見直しを行いました。

◆ 令和2年3月「第4期岐阜県地震防災行動計画」（令和2年度～令和6年度）

第2期岐阜県強靱化計画（令和2年度～6年度）に位置づけた地震防災対策や、「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴い策定した「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の内容を本計画に盛り込みました。

（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策及び原子力防災対策

4 1 項目 5 1 2 施策）

（2）策定のポイント

令和6年の元旦に発生した能登半島地震を受け、本県において実施した震災対策の見直し（令和7年1月に最終報告を公表）の内容や、第3期岐阜県強靱化計画（令和7年度～11年度）に位置づけた地震防災対策を踏まえ、本計画の見直しを行いました。

特に、令和6年8月には「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されたほか、県内には100を超える活断層が密集していることも踏まえ、避難所での災害関連死の防止や複合災害における被害軽減も念頭に、県民による自助・共助の力を最大限に引き出すための施策に加え、受援体制の強化、防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化、デジタル等新技術の活用の観点を充実させました。

（予防、応急、復旧・復興の3つの減災対策及び原子力防災対策

4 5 項目 6 9 4 施策）

①令和6年能登半島地震を踏まえた震災対策の見直しを反映

- ・「能登半島地震に学ぶ」として、4つのテーマを軸に震災対策を見直し
- ・かつてない規模で行った被災地での支援活動により得られた経験や知識、国の検証結果等も取り入れた最終報告の内容を本計画に反映

<能登半島地震を踏まえた震災対策の見直し>

- ・令和6年4月、庁内に20名規模のプロジェクトチームを設置
- ・能登半島地震で明らかとなった状況、被災地での支援活動に当たった職員などからの報告を踏まえ、大きく以下の4つのテーマを軸に見直しを実施
 - テーマ1：孤立やライフライン途絶の長期化への対策強化
 - テーマ2：建物耐震化の促進
 - テーマ3：避難所における生活・衛生環境の改善
 - テーマ4：災害対応における県・市町村間の連携強化
- ・かつてない規模（延べ17,500人・日を超える人的支援）で支援活動に当たった経験や知識を活かすため、支援職員等を対象にアンケート
- ・県と岐阜大学で共同設置している「清流の国ぎふ防災・減災センター」の有識者とも議論を重ね、今後の震災対策を整理
- ・令和6年6月に「能登半島地震に学ぶ」と題して「中間報告」を取りまとめ、その後、国ワーキンググループによる検証結果や市町村の意見などを盛り込み、令和7年1月に「最終報告」を公表

②第3期岐阜県強靱化計画に位置づけた地震防災対策を反映

- ・令和7年度からの5か年計画である第3期県強靱化計画に位置づけた地震防災対策を本計画に反映

＜岐阜県強靱化計画＞

- ・国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**本県の強靱化に係る他の計画等の指針**となるべきものとして「岐阜県強靱化計画」を策定（国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画）
- ・以下の4つを基本目標とし、**どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げるために策定**
 - 1 県民の生命の保護が最大限図られること
 - 2 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - 3 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - 4 迅速な復旧復興
- ・国の「国土強靱化基本計画」の方針に新たに位置づけられた“**地域の防災力の強化**” “**デジタル等新技術の活用**”の観点を反映
- ・第3期岐阜県強靱化計画の策定に当たっては、30の「**起きてはならない最悪の事態**」を設定し、これを回避するために不足する部分を整理・分析する「**脆弱性評価**」を実施
- ・「岐阜県強靱化有識者会議」や「岐阜県強靱化推進本部員会議」を開催したほか、議会や市町村、パブリックコメントによる県民からの意見を踏まえ令和7年3月に計画を策定

③行政だけでなく、県民や事業者の皆さまと共に対策に取り組んでいく観点を明記

- ・新たに、県民・事業者の皆さまと行政が共に**目指すべき方向性として計画のローガンを設定**
- ・フェーズフリー※¹やローリングストック※²など、「**県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策**」を整理

※1 “いつも”と“もしも”の垣根をなくし、日頃、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる考え方

※2 普段自宅で利用しているモノを少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いモノから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品等が家庭で備蓄されている状態を保つ方法

2 対象とする地震及び被害想定

(1) 対象とする地震

岐阜県に被害をもたらす可能性のある地震のうち、特に切迫性の高いもの、被害規模が大きいものを選定し、本計画の対象とします。

海溝型地震

- ・南海トラフ地震

内陸直下地震

- ・養老－桑名－四日市断層帯による地震
- ・揖斐川－武儀川断層帯（濃尾断層帯）による地震
- ・長良川上流断層帯による地震
- ・屏風山・恵那山及び猿投山断層帯による地震
- ・阿寺断層帯による地震
- ・跡津川断層帯による地震
- ・高山・大原断層帯による地震

地震調査研究推進本部による30年以内の地震発生確率(2025年1月1日時点)

【海溝型地震】 IIIランク：南海トラフ地震

【内陸直下地震】 Sランク：阿寺断層帯

高山・大原断層帯

Aランク：養老－桑名－四日市断層帯

屏風山・恵那山－猿投山断層帯

Zランク：跡津川断層帯

Xランク：揖斐川－武儀川断層帯（濃尾断層帯）

長良川上流断層帯

< 凡例 >

IIIランク：30年以内の地震発生確率が26%以上

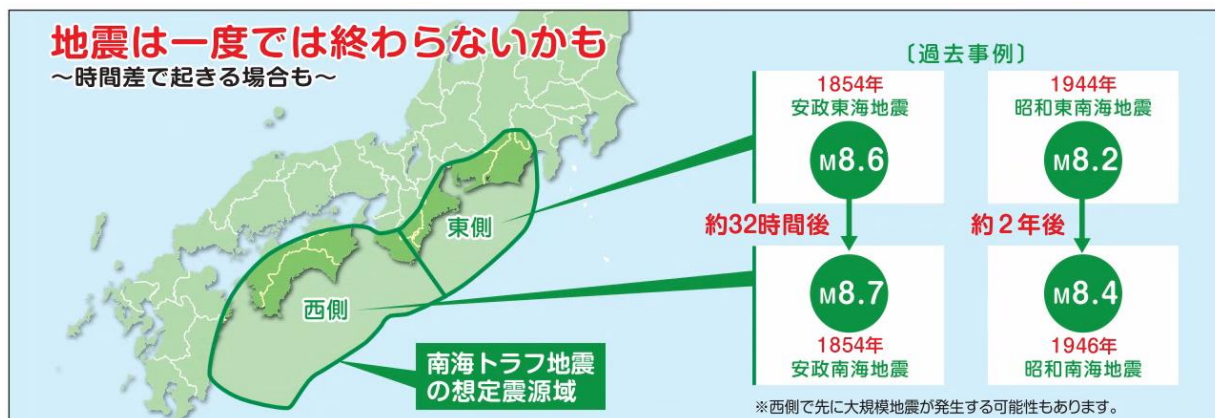
Sランク：30年以内の地震発生確率が3%以上

Aランク：30年以内の地震発生確率が0.1%～3%未満

Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満

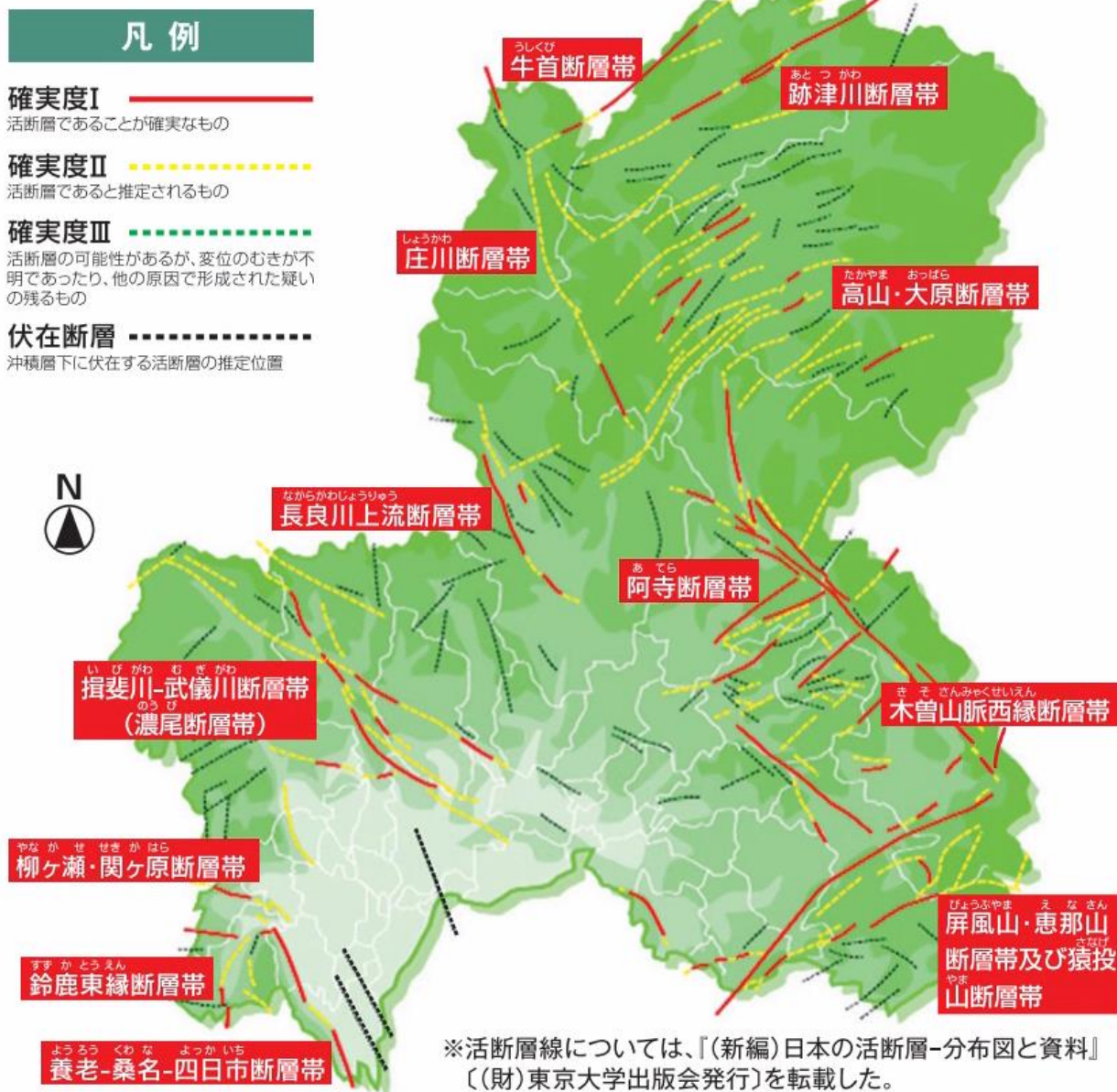
Xランク：発生確率が不明

<南海トラフ地震の想定震源域>



出典：「迫る地震に備えましょう」パンフレット

<岐阜県の活断層図>



(2) 発生が想定される地震の被害想定

県では将来発生が予想される主な地震について、想定される震度と被害を調査し、公表しています。この調査では、県内の各圏域において主要な活断層帯を対象に、その断層帯ごとに地震の規模が最大となる位置や深さに震源を設定し、被害想定を行っています。

<主な地震の被害想定>

		南海トラフ地震	養老-桑名-四日市断層帯による地震	揖斐川-武儀川断層帯(濃尾断層帯)による地震	長良川上流断層帯による地震
岐阜県内の最大震度		6 弱	7	7	7
マグニチュード		M9.0	M7.7	M7.7	M7.3
建物被害	全壊	35,000 棟	68,000 棟	77,000 棟	26,500 棟
	揺れによる被害	7,800 棟	50,000 棟	60,000 棟	18,000 棟
	液状化による被害	28,000 棟	18,000 棟	17,000 棟	8,300 棟
	急傾斜地崩壊	—	30 棟	180 棟	100 棟
	半壊	100,000 棟	113,000 棟	130,000 棟	58,600 棟
	揺れによる被害	58,000 棟	85,000 棟	104,000 棟	46,000 棟
	液状化による被害	42,000 棟	28,000 棟	26,000 棟	12,600 棟
	焼失棟数	10 棟	370 棟	430 棟	90 棟
	死者	470 人	3,100 人	3,700 人	1,100 人
	建物被害	470 人	3,100 人	3,700 人	1,100 人
人的被害	火災被害	—	20 人	20 人	—
	急傾斜地崩壊	—	—	10 人	—
	負傷者(重傷者)	13,000 人 (830 人)	26,000 人 (5,600 人)	30,500 人 (6,200 人)	11,700 人 (1,900 人)
	建物倒壊	13,000 人	26,000 人	30,400 人	11,700 人
	火災被害	—	20 人	20 人	—
	急傾斜地崩壊	—	—	10 人	—
	要救助者数	1,800 人	12,000 人	13,000 人	2,800 人
	避難者	161,000 人	240,000 人	272,000 人	87,000 人

		屏風山・恵那山及び猿投山断層帯による地震	阿寺断層帯による地震	跡津川断層帯による地震	高山・大原断層帯による地震
岐阜県内の最大震度		6 強	7	7	7
マグニチュード		M7. 7	M7. 9	M7. 8	M7. 6
建物被害	全壊	31, 000 棟	20, 500 棟	20, 000 棟	17, 000 棟
	揺れによる被害	27, 000 棟	17, 000 棟	15, 000 棟	13, 000 棟
	液状化による被害	4, 000 棟	3, 000 棟	4, 500 棟	3, 000 棟
	急傾斜地崩壊	20 棟	100 棟	30 棟	60 棟
	半壊	52, 000 棟	42, 400 棟	39, 000 棟	32, 000 棟
	揺れによる被害	46, 000 棟	37, 800 棟	32, 000 棟	27, 000 棟
	液状化による被害	5, 800 棟	4, 700 棟	6, 800 棟	4, 600 棟
	焼失棟数	160 棟	80 棟	110 棟	80 棟
	死者	1, 700 人	1, 100 人	980 人	870 人
	建物被害	1, 700 人	1, 000 人	980 人	870 人
人的被害	火災被害	—	—	—	—
	急傾斜地崩壊	—	—	—	—
	負傷者 (重傷者)	13, 200 人 (2, 800 人)	9, 700 人 (1, 700 人)	9, 000 人 (1, 600 人)	7, 800 人 (1, 400 人)
	建物倒壊	13, 200 人	9, 700 人	9, 000 人	7, 700 人
	火災被害	—	—	—	—
	急傾斜地崩壊	—	—	—	—
	要救助者数	4, 600 人	2, 400 人	2, 300 人	2, 100 人
	避難者	85, 000 人	53, 000 人	56, 000 人	45, 000 人

(注 1) 地震による被害は、地震の発生時刻や気象条件により変化することから、被害想定調査において、「冬の午前 5 時」及び「夏の昼 1 2 時」、「冬の午後 6 時」の 3 ケースについて被害想定を行い、最も被害が大きかった「冬の午前 5 時」の被害想定を表示。

(注 2) 四捨五入等により要因ごとの集計値と一致しないことがある。

(注 3) 表の“—”印の数値は、ごく僅かな被害を示す。

※平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

(県ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9601.html>)

※平成 30 年度内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査

(県ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/19732.html>)

(3) 地震被害の様子



明治24年濃尾地震

長良川（岐阜－穂積）鉄橋崩落

原画提供：岐阜県歴史資料館



明治24年濃尾地震

本巣郡北方町における住宅倒壊

原画提供：岐阜県歴史資料館



昭和44年美濃中部地震

地震による土砂崩れ（県道八幡～金山線）



昭和44年美濃中部地震

道路に発生した亀裂（県道八幡～金山線）



平成7年阪神・淡路大震災

阪神高速道路の倒壊

写真提供：神戸市



平成7年阪神・淡路大震災

地震後の家の中の様子

写真提供：神戸市



平成 23 年東日本大震災

女川町役場の被災

画像提供：東北地方整備局震災伝承館



平成 23 年東日本大震災

道路の陥没

画像提供：東北地方整備局震災伝承館



平成 28 年熊本地震

熊本城の石垣の崩壊



平成 30 年大阪北部地震

ブロック塀の倒壊

資料：高槻市学校ブロック塀地震事故調査委員会
調査報告書



平成 30 年北海道胆振東部地震

断層のずれが発生したことによる山腹滑落

資料：令和元年版 防災白書



平成 30 年北海道胆振東部地震

地盤沈下による道路陥没

資料：令和元年版 防災白書



令和6年能登半島地震

交通に支障を及ぼす倒壊住宅



令和6年能登半島地震

倒壊した家屋



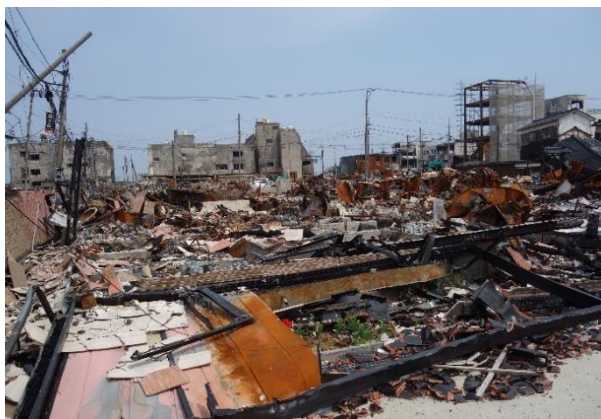
令和6年能登半島地震

倒壊したビル



令和6年能登半島地震

道路の損壊



令和6年能登半島地震

焼失した家屋



令和6年能登半島地震

解体中の被災家屋

3 基本目標等

(1) 基本目標

第五期行動計画においては、新たに、県民・事業者の皆さまと行政が共に目指すべき計画の方向性をスローガンとして掲げ、その上で、第3期岐阜県強靱化計画（令和7年度～11年度）の4つの基本目標に向かって、地震防災対策の一層の強化充実に取り組みます。

《計画スローガン》

**地震による災害死ゼロを目指して
～自助・共助の最大化とそれを支える公助～**

- 1 県民の生命の保護が最大限図られること
- 2 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

(2) 計画期間

以下のとおり、第3期岐阜県強靱化計画（令和7年度～11年度）と計画期間を合わせることで、互いに足並みを揃えて地震防災対策を推進します。

令和7年度から11年度までの5年間

(3) 実施状況の点検

計画期間の毎年度において、本計画に定める施策の進捗状況を県危機管理部が点検するとともに、その点検結果を「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」に報告します。その上で、委員からの助言を得て必要に応じ本計画の見直しを行います。

「岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱」…参考資料として巻末に添付

4 施策体系

◆ 予防対応による減災対策

施策分野			
	施策項目	施策数	掲載ページ
1	地震に強いまちづくり		
	(1) 都市基盤の整備強化	23	17
	(2) 住宅耐震化等の促進	18	20
	(3) 公共建築物耐震化等の推進	18	24
	(4) 公共土木構造物等の防災対策の推進	29	26
	(5) 液状化対策の推進	7	30
	(6) 孤立地域対策の推進	13	32
2	地域防災力の強化		
	(1) 地域防災力（自主防災）の強化	14	35
	(2) 防災訓練の実施	6	39
	(3) 災害検証とマニュアルへの反映	5	41
	(4) 要配慮者避難支援対策の充実	38	42
	(5) 地域の消防力の充実・強化	16	47
	(6) 地域防災計画等の充実	9	50
	(7) 行政における業務継続対策の強化	14	52
	(8) BCP・産業防災の推進	7	54
3	地震防災における教育・啓発		
	(1) 地震防災意識向上のための県民運動の推進	16	56
	(2) 防災に関する人材の育成・活躍促進	13	61
	(3) 災害伝承等の地震防災教育の推進	9	63
4	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化		
	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化	12	65
	(2) 南海トラフ地震臨時情報の普及啓発	4	68

◆ 応急対応による減災対策

施策分野			
	施策項目	施策数	掲載ページ
5	迅速な初動対応		
	(1) 災害対策本部の初動体制強化	23	71
	(2) 被災情報の収集と提供及び関係機関との情報共有	34	77
	(3) 公共土木施設復旧体制の早期整備	14	82
	(4) 地震時における道路ネットワークの確保	18	85

施策分野			
	施策項目	施策数	掲載ページ
6	救急・救助体制の充実		
	(1) 医療救護体制の充実	3 9	8 7
	(2) 医療インフラ・情報体制の整備	1 4	9 2
	(3) 救急・救助等の受援体制の整備	9	9 4
7	避難所の迅速かつ適切な運営		
	(1) 避難所の運営体制の整備	4 0	9 6
	(2) 配慮が必要な避難者への対策の推進	8	1 0 3
8	受援・支援体制の整備		
	(1) 応急危険度判定体制の充実	1 0	1 0 4
	(2) 避難生活支援体制の整備	1 3	1 0 7
	(3) し尿・トイレ対策の充実	8	1 1 0
	(4) 食料・物資の供給体制の整備	2 9	1 1 2
	(5) ボランティアの受援・連携体制の整備	1 6	1 1 7
	(6) 帰宅困難者・滞留旅客の支援体制の整備、観光客対策の充実	1 2	1 2 0
	(7) 広域災害に対する受援・支援対策の推進	2 9	1 2 2
	(8) 地震後の大雨（複合災害）を想定した対策の推進	2 2	1 2 5

◆ 復旧・復興対応による減災対策

施策分野			
	施策項目	施策数	掲載ページ
9	復旧・復興体制の整備		
	(1) 災害廃棄物処理対策の推進	9	1 2 8
	(2) ライフラインの早期復旧体制の整備	1 2	1 3 0
	(3) 復興体制の整備	4	1 3 2
10	被災者の救済・生活支援		
	(1) 応急仮設住宅提供体制の整備	1 2	1 3 4
	(2) 被害認定体制の充実	7	1 3 7
	(3) 被災者の救済・生活支援制度の充実	3	1 4 0
	(4) 地域保健体制の整備（被災者の健康・精神保健対策）	1 3	1 4 3

◆ 原子力防災対策

施策分野			
	施策項目	施策数	掲載ページ
11	地震により複合的に発生する原子力災害の防災対策		
	(1) 原子力防災体制の整備	1 5	1 4 8
	(2) 原子力防災体制の推進	1 0	1 5 0

5 施策項目と施策

【次ページ以降の見方】

- ・ 目 標：地震防災の目標を示しています。
- ・ 施策の体系：各行動項目の施策の概要を記載し、当該施策を主体的に実施する機関等を【 】内に記載しています。
- ・ 主要な施策：主要な施策については、施策名の初めに「◎」を表記しています。
- ・ 目 標 指 標：数値目標を設定している施策については、各施策項目の下段に目標指標を示しています。
- ・ 教 訓：東日本大震災など過去の大規模地震災害等の事例から導かれる教訓を記載しています。
- ・ 協定締結先：「◇」の表示は、県と災害応援協定等を締結している等、連携体制を構築している団体等の名称です。

【SDGs 17の持続可能な開発目標】

- ・ 本計画では、各施策に関連のあるSDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のアイコンを施策分野ごとに表示します。



出典：国際連合広報センターホームページ

県民・事業者の皆さま、行政が協力して取り組むこと

県民の皆さまは、自ら、または大切なご家族の命を守るため、
自助・共助に取り組みましょう

1. ご自宅などの耐震化、ブロック塀や防災グッズの点検
2. 水や飲料水、お薬などの生活必需品について
最低でも3日間、可能な限り1週間分を備蓄
3. 地域で実施される防災訓練や勉強会に積極的に参加
(日頃から、避難所の場所や避難ルート、家族間での連絡方法を確認)

事業者の皆さまは、大切な会社と従業員の命を守るため、
自助・共助に取り組みましょう

1. B C P (事業継続計画) の策定と随時の見直し
2. 事業所の耐震性を確保して、従業員用の水、食料などを備蓄
3. 従業員に対する防災教育を行い、シェイクアウト訓練に参加
(地震の際の安全行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身に着ける)

行政(県・市町村)は、県民・事業者の皆さまの大切な命を守るため、
公助に取り組みます

1. 地震による直接死を防ぐため、
「自らの命は自ら守る」の意識を高めていただけるよう支援します
2. 地震による災害関連死を防ぐため、
避難所の生活・衛生環境の確保・改善を進めます

<岐阜県地震防災の日>

- ・ 明治24年10月28日は、
県内で死者約5千人の被害をもたらした「濃尾地震」が発生した日です。
- ・ 岐阜県では、**10月28日**を「**岐阜県地震防災の日**」、
毎月28日を「**岐阜県防災点検の日**」としています。
- ・ 地震防災の日や防災点検の日に合わせ、県民・事業者の皆さまは、
地震や地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図りましょう。

(1) 予防対応による減災対策

1 地震に強いまちづくり



1－(1) 都市基盤の整備強化

■目標

ライフライン関連施設（ガス、電気、石油、通信、上下水道、浄化槽、廃棄物処理施設等）の耐震・老朽化対策を推進し、地震に強いまちづくりを進める。また、県・市町村は、地震による火災の延焼をくい止め、被害の拡大を防ぐオープンスペースを設けるなどまちづくりを進める。さらには大規模地震に備え、緊急輸送道路等の整備を推進し、道路ネットワークを強化する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 地震災害に強いまちづくりの推進

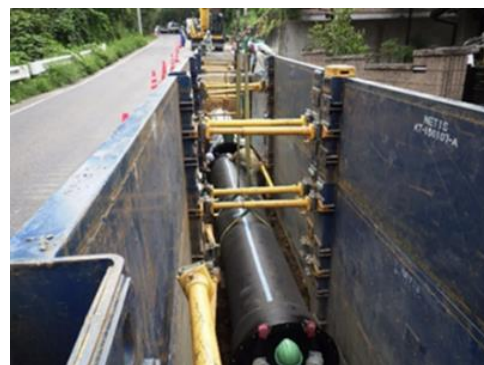
- ◎道路、河川、公園等の基盤施設の整備【県・市町村】
- ・都市機能の集約化を図る市街地整備の促進【市町村】

② 空き家対策の推進

- ◎空き家対策に関する市町村補助金による支援強化【県・市町村】
- ◎平時における危険な空き家の再確認及び所有者に対する是正に向けた指導・助言【市町村】
- ◎「財産管理制度」を活用した空き家の管理・処分の推進【県・市町村】
- ◎空き家対策に関する市町村の優良事例の共有【県】

③ ライフライン関連施設の耐震化

- ◎上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化の推進【県・市町村】
- ◎避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化の促進【市町村】
- ◎県営水道の大規模地震対策の推進
(大容量送水管の整備及び耐震化の推進)【県】
- ◎水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づく、近年の災害を踏まえた各種マニュアルの見直し【県】
- ・電力供給ネットワークの災害対応力強化【県・関係機関】
 - ◇中部電力パワーグリッド㈱、北陸電力送配電㈱・北陸電力㈱、関西電力送配電㈱
- ・ガス事業者による防災対策の推進【県・関係機関】
 - ◇東邦ガス株式会社、一般社団法人岐阜県LPGガス協会



水道耐震管の施工状況

④ 交通ネットワークの整備

- ◎東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道の整備促進【県】
- ◎緊急輸送道路の整備推進【県】
- ◎県境道路の整備推進【県】
- ◎地域を繋ぐ道路ネットワークの整備【県】
- ◎都市の骨格を形成する街路の整備【県】
- ◎安全で円滑な交通を確保する名鉄高架化事業の推進【県】
- ◎県管理道路上の道路照明のLED化の推進【県】

⑤ 二次災害への備え

- ◎建築物に附属するブロック塀や屋外広告物、その他の工作物の耐震化の促進【県・市町村】
- ◎地震発生後のエレベーターの機能維持措置の実施や窓ガラスの飛散防止、吊り天井の耐震化、天井からのつり下げ物の落下防止対策の普及啓発【県・市町村】
- ◎倒木のおそれのある立木の事前伐採【県・市町村】
 - ・所有者等による倒壊建築物のアスベスト飛散防止措置の徹底【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	地震災害に強いまちづくりの推進		
	立地適正化計画策定市町における防災指針作成市町数	3 市町 (R6)	16 市町 (R11)
③	ライフライン関連施設の耐震化		
	急所施設（下水処理場（揚水施設））の耐震化率	52.8% (R5)	65.2% (R11)
	上水道の基幹管路の耐震適合率	42.4% (R5)	60.0% (R11)
	県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率	91.1% (R6)	93.0% (R11)
④	交通ネットワークの整備		
	東海環状自動車道の県内供用率	84% (R6)	100% (R11)
	「高速道路における安全・安心基本計画」で4車線化優先整備区間に位置付けられた区間の事業着手率	38% (R6)	62% (R11)
	緊急輸送道路における要整備延長	486 km (R6)	463 km (R11)
⑤	二次災害への備え		
	ライフライン保全対策事業実施箇所数	134 箇所 (R6)	204 箇所 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・道路の損壊や土砂崩れ等により、緊急輸送道路も含めて多数の交通寸断したことに加え、能登半島6市町では最大約7割～8割のエリアで通信障害が発生し、被災状況や安否不明者の迅速な把握が阻害された。
- ・耐震化していた水道施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった導水管・送水管、浄水場などの基幹施設等を中心に甚大な被害が発生したことで、復旧が長期化し、広い範囲で断水が発生した。

- ・停電の復旧作業に当たっては、電力会社と道路管理者の間で緊密な連携が行われたほか、アクセス困難な箇所での復旧においては、海上保安庁や自衛隊の協力を得て、作業員等の迅速な派遣が行われた。さらに、国や自治体と電力会社の間で優先順位を確認しながら、市町役場や大規模病院、大規模避難所等を優先した復旧作業が実施された。
- ・停電長期化のおそれがあるエリアについては、避難所、医療・福祉施設等を優先し、電源車を活用した代替供給を実施された。このとき、各地で稼働する電源車に対し、複数のタンクローリーで巡回して定期的に発電用燃料を補給することで、電力供給を継続された。また、降雪時にはタンクローリーの巡回が困難となることが想定されたことから、必要な量の発電用燃料の貯蔵や取扱いを行うため、事前に地元の消防本部と調整して対応がなされた。
- ・個別に供給可能な「分散型エネルギー」であるＬＰガスについては、ガスボンベを持ち運ぶことで、あらゆる場所での利用が可能となる。避難所における炊き出しやランドリーカー等の燃料としても活用され、避難者の生活を支えた。

▶ 北海道胆振東部地震

- ・電力供給（送電量）を需要（使用量）が大きく上回り、周波数を調整するための電源の不足等の結果、日本で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生した。道内全域において最大約２９５万戸が停電、ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで４５時間程度を要した。
- ・道内において、水道管破裂の影響等により道内４４市町村において最大約６万８千戸の断水が発生したが、電力の復旧や水道管の復旧等により、約１ヶ月後に全地域の断水は解消した。

▶ 大阪北部地震

- ・地震による死者は６人、うち２人がブロック塀の崩落に巻き込まれた。

▶ 熊本地震

- ・老朽化した水道管が損壊し、熊本県内で最大４３万２千戸が断水したほか、復旧に相当の時間を要し、避難生活にも支障が生じた。

▶ 東日本大震災

- ・人的被害（約２万９００人）、住家被害（約７２万棟）をはじめ、各種ライフライン及びインフラにおいて、極めて甚大な被害が発生した。
- ・断水は約１８０万戸、停電は約８７１万戸、ＬＰガス供給停止は約１６６万戸、道路については、高速道路１５路線、国道１７１区間、県道等５４０区間が通行止めとなり、鉄道は、６路線の新幹線（東北、秋田、山形、上越、長野、東海道）をはじめ、４２社１７７路線で運転を休止する結果となった。

1－（２） 住宅耐震化等の促進

■目標

個人住宅の耐震化等を促進する。建築基準法改正（昭和５６年５月３１日）以前に着工された木造建築物の耐震性を向上する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 住宅等の耐震診断や耐震改修を積極的に実施する
- 事情により耐震改修ができない場合、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）を検討する
- 家具や家電の転倒防止、窓ガラスの飛散防止など住宅の中の安全対策を行う
- 所有するブロック塀や屋外広告物などの点検を行う
- 地震後の生活再建に向けて「地震保険」への加入を検討する

※耐震シェルター

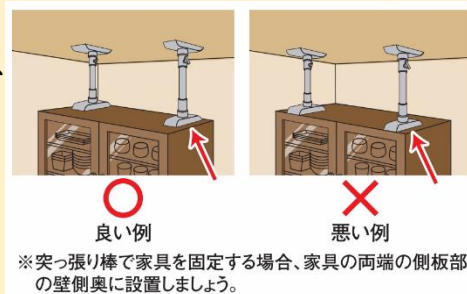
- ・既存の住宅内に設置するもので、地震で住宅が倒壊しても、安全なスペースを確保できる
- ・住みながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間・低コストでの設置も可能



耐震シェルターのイメージ

※住宅内の安全対策（例）

- ・タンスや棚はＬ型金具などで壁の棧や柱に固定する
- ・引き出しや観音開きの扉にはストッパーなどを取り付け、中身が飛び出さないようにする
- ・扉がガラスの場合はガラス飛散防止フィルムを貼る
- ・重量のある家具等はできるだけ低い位置に置く
- ・寝室や子ども・高齢者の部屋、出入り口付近には重い家具等を絶対に置かない



※突っ張り棒で家具を固定する場合、家具の両端の側板部の壁側奥に設置しましょう。

出典：「迫る地震に備えましょう」パンフレット

※地震保険

- ・地震に遭って住まいを失うかもしれない。そうしたときの生活再建の助けになるもの
- ・火災保険と併せて契約する損害保険の一種
- ・地震による直接的な住宅の損壊はもちろん、地震による火災や津波などで住宅や家財が受けた被害も補償

■行政が取り組む施策（公助）

① 木造住宅の耐震化促進啓発活動の一層の充実

- ・木造住宅耐震相談士を養成する講習会の開催【県】
- ◎木造住宅耐震相談士による相談会の開催【県・市町村】
 - ◇岐阜県建築士事務所協会
- ◎各種団体・企業等と連携した耐震化に関する説明会の開催【県・市町村】

◎補強工事の具体的手法の普及啓発【県】

◎木造住宅の簡易的な補強対策の検討【県・市町村】

- ・耐震化普及啓発重点地区を中心とした啓発活動【県・市町村】
- ・耐震改修済み建築物の表示制度の実施【県・市町村】
- ・「耐震啓発ローラー作戦」(※)の実施【県・市町村】

※耐震啓発ローラー作戦

昭和56年5月以前に建築された木造住宅が密集する地区を対象に、戸別訪問し、耐震診断受診への働きかけを行うとともに、地震対策に対する住民意識の啓発を図る。



耐震啓発ローラー作戦の様子

② 木造住宅の耐震化の推進

◎木造住宅における耐震診断の活用促進【県・市町村】

◎木造住宅における耐震補強工事に対する補助制度の普及、活用促進【県・市町村】

◎住宅の耐震診断から工事まで一貫したサポート体制の構築【県・市町村】

◎耐震診断を実施したものの、補強工事に未着手の県民に対して、建築物耐震改修説明会や個別相談等を通じたフォローアップの実施【県・市町村】

◎部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策の検討【県・市町村】

③ 特定建築物（マンション等）の耐震化

◎特定既存耐震不適格建築物（※）の耐震診断に対する補助制度、耐震補強工事に対する補助制度の整備・普及・活用促進【県・市町村】

◎緊急輸送道路等の避難路沿道及び不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進【県・市町村】

◎特定既存耐震不適格建築物における適切な退避・避難行動の方法、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性の周知【県・市町村】

※ 特定既存耐震不適格建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条各号に規定される建築物

第14条

次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム
その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

④ 家の中の安全性の向上

◎家具の固定や寝室には家具を置かない等、家の中の安全対策の啓発【県・市町村】

⑤ 地震保険の加入促進【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 木造住宅の耐震化促進啓発活動の一層の充実			
	建築物耐震改修説明会等への参加者数	14,346 人 (R5)	20,000 人 (R11)
② 木造住宅の耐震化の推進			
	住宅の耐震化率	83% (H30)	95% (R11)
	住宅の耐震診断補助制度の年間活用件数【5年平均】	378 件 (R5)	900 件 (R10)
	住宅の耐震補強工事補助制度の年間活用件数【5年平均】	63 件 (R5)	150 件 (R10)
③ 特定建築物（マンション等）の耐震化			
	家の中の家財等を固定している割合	57.0% (R6)	75.0% (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・高齢化が進む地域では古い木造住宅が多数存在し、特に住宅の耐震化率が低かった市町において甚大な被害が発生した。
- ・建物被害が集中した地域において旧耐震基準による木造建築物の約2割が倒壊等したほか、杭が損傷した事例や、杭基礎を有する建築物が転倒した事例が確認された。
- ・発災直後に、輪島市朝市通り周辺において大規模な火災が発生し、焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡に及ぶ被害が発生した。
- ・地震の揺れにより建物倒壊が多く発生し、圧死等の被害が発生したほか、消防活動等に支障を来たす要因の一つとなった。特に所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低く、その要因としては、資力や動機の不足等が考えられる。

▶ 熊本地震

- ・亡くなった方の多くが、住宅の倒壊によって圧死したと見られているが、全壊した木造住宅の多くは旧耐震基準で建てられた住宅であった。一方で、新耐震基準導入以降の住宅であっても倒壊等の被害が発生しており、特に平成12年以前に建てられた住宅で被害が目立った。

▶ 東日本大震災

- ・旧耐震基準（S56.5以前）により建設された建築物での被害が多数発生したが、耐震補強済み、あるいは新耐震基準建物においては、構造体（柱や梁など）の損傷による被害報告はごく少数であった。
- ・地震による被害軽減のためには、住宅の耐震化目標の達成に向けた普及啓発や耐震化補助制度の拡充、不特定多数の者が利用する民間の特定建築物の耐震性の早期確保が重要な課題である。

▶ **新潟県中越沖地震**

- ・犠牲者（１５人）のうち６割の方が建物の下敷きになって死亡した。比較的新しい住宅はほとんど被災しておらず、築年数が経過し、増改築を行い不整形になった木造住宅等が被害を受けた。

▶ **阪神・淡路大震災**

- ・約６，４００人の犠牲者が出た原因は、８割が家屋の倒壊や家具の転倒による圧死または窒息死、１割が火災による焼死となっている。

1－（３） 公共建築物耐震化等の推進

■目標

県・市町村は、防災拠点等となる建築物及び住民の避難生活の拠点となる避難所の耐震性を向上させるとともに、災害発生時に必要な機能を発揮できるよう、併せて、非常用電源や空調設備等を確保する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 防災拠点の耐震化推進

- ・ 防災拠点の耐震化状況の公表（各棟毎に公表）【県】
- ・ 「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の周知【県】

② 県の重要な防災拠点の耐震化の計画的推進

- ◎ 警察署の改築整備【県】

③ 市町村の重要な防災拠点等の耐震化等の計画的推進

- ◎ 市町村の防災拠点、避難所の耐震化の推進【市町村】
- ◎ 消防拠点施設の耐震化の推進【市町村】
- ◎ 市町村立の学校、病院、社会福祉施設の耐震化の推進【市町村】
 - ・ 防災拠点施設の機能維持・強化のための取組みの実施【県・市町村】
- ◎ 県管理道路上の道の駅におけるトイレの防災化、デジタルサイネージによる道路・防災情報の発信及び応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫の整備【県・市町村】

④ その他の施設の耐震化推進

- ・ 災害拠点病院等の耐震化の推進【県】
- ・ 社会福祉施設等の耐震化等の推進【県】
- ◎ 私立学校の耐震化の推進【県】
- ◎ 多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進【県・市町村】

⑤ 重要文化財等の保護対策の推進

- ・ 「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づいた「重要文化財（建造物）耐震予備診断」、「同耐震基礎診断」及び「同耐震専門診断」の所有者への周知【県・市町村】
- ・ 保存修理及び防災対策の推進【県・市町村】
- ・ 国・県指定文化財のデジタルアーカイブ化の推進【県・市町村】

⑥ ◎老朽コンクリート製信号機柱建替更新の実施【県】

⑦ 避難所の耐震化等の推進

- ・ 避難所の耐震化の推進（非構造部材の耐震化も含む）【市町村】
- ・ 使用不能となる避難所が一部発生しても、他の避難所で避難者の受入れが可能となるよう、避難所の追加指定を推進【市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
②	県の重要な防災拠点の耐震化の計画的推進		
	基幹防災拠点としての警察施設整備率	60% (R5)	100% (R10)
③	市町村の重要な防災拠点等の耐震化等の計画的推進		
	地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの防災化の整備箇所数	14 箇所 (R6)	20 箇所 (R11)
⑥	老朽コンクリート製信号機柱建替更新の実施		
	老朽コンクリート製信号機柱の残存数	3, 596 本 (R5)	2, 986 本 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・基幹インフラにおいて、耐震化を実施したインフラは致命的な被害を回避し、復旧の迅速化に寄与するなど、事前の備えの効果・重要性が明らかになった。
- ・「防災道の駅」をはじめとし、広域的な防災拠点として有効に機能を発揮した「道の駅」もあった一方で、事前の対策の不足や、被災の程度が大きかったことにより、十分な防災機能を発揮できなかった道の駅も多くあった。災害時において、発災直後から電気や水、通信の利用が可能となる環境を備えておくことが重要である。

▶ 熊本地震

- ・建て替えを先延ばしした耐震基準を満たさない庁舎が被災し、使用不能に陥ったため、罹災証明書の発行など、応急対策に遅れが生じた。また、避難所についても非構造部材の崩落や余震のため、使用不能になる事態が発生した。

▶ 東日本大震災

- ・庁舎、警察、病院などの防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れにより建物・設備が損傷して使用不能となり、その結果、震災への応急対応能力が喪失した事例が多くみられた。

▶ 新潟県中越地震

- ・市町村庁舎が被災し、初動体制の立ち上げが遅れたり、避難所に指定されていた学校が被害を受け、避難所として利用できなかった事例がみられた。

1－（４） 公共土木構造物等の防災対策の推進

■目標

県・市町村は、孤立地域の発生防止や、医療救護、食料物資の供給等被災地域の支援を円滑に行うために、道路等土木構造物の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、土砂災害警戒区域における土砂災害の対策等を促進する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 県管理緊急輸送道路（※）の防災対策の推進

◎緊急輸送道路上の斜面对策の実施【県】

◎無電柱化対策の推進【県・市町村】

※県管理緊急輸送道路ネットワークの定義（R6.2時点）

	路線図	距離延長
第1次緊急輸送道路ネットワーク 県庁所在地、地方中心都市などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	1 3	2 5 1 km
第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	1 5 9	1, 7 1 8 km
第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路	1 5	5 7 km

・緊急輸送道路の斜面对策及び橋梁耐震対策の推進

平成7年の阪神・淡路大震災や平成8年の北海道豊浜トンネル岩盤崩落事故を契機に、平成8年度に「道路防災総点検」を実施。この結果をもとに、対策を必要とする緊急輸送道路上の橋梁や落石危険箇所等について重点的に事業を実施している。

② 県管理緊急輸送道路の耐震対策の推進

◎緊急輸送道路上の橋梁耐震対策の実施【県】

◎緊急輸送道路上の橋梁段差対策の実施【県】



道路と橋梁の間で発生した段差

出典：国土交通省 令和6年能登半島地震道路
構造物（橋梁、土木、トンネル）の被害分析

③ 県管理道路の防災対策の推進

◎道路整備や県管理道路沿いの民有地樹木伐採等による孤立地域対策の実施【県・市町村】

◎県管理道路における斜面对策の実施【県】

④ 県管理道路の耐震対策の推進

◎県管理道路における橋梁耐震対策の実施【県】

⑤ 県管理道路の谷埋め盛土箇所の把握と対策工法の検討

・谷埋め盛土箇所の崩壊対策の推進【県】

⑥ 市町村管理道路の耐震・防災対策の促進

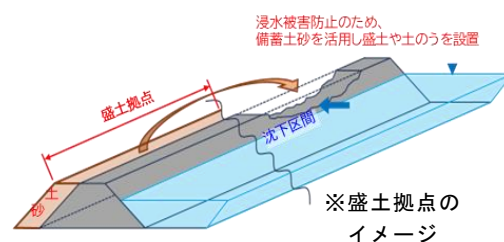
- ・道路災害防除工事の実施【市町村】
- ・橋梁の耐震補強工事の実施【市町村】
- ・社会資本メンテナンス相談窓口による市町村支援【県】

⑦ 避難路・避難場所の整備推進

- ・避難路・避難場所の整備【市町村】
- ◎基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進【県・市町村】
- ◎橋梁など林道施設の保全整備の推進【市町村】

⑧ 河川堤防等の整備・機能強化

- ◎河川構造物の耐震対策、河川堤防の要対策箇所の把握及び応急対策のための盛土拠点（※）整備【県】



⑨ 総合的な土砂災害対策の推進

- ◎要配慮者利用施設や避難所、重要な防災拠点となる市町村役場等への対策に取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進【県】
- ・土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施【県】
- ・土砂と洪水が重なり被害が拡大する恐れのある流域の調査・把握【県】

⑩ 治山ダム等の整備・機能強化

- ◎治山ダム等の整備（緊急輸送道路等の保全）【県】
- ◎治山ダムの機能強化【県】

⑪ 農業施設の耐震対策等の推進

- ◎農業用排水機場の更新整備と耐震対策の推進【県・市町村】
- ◎農業用ため池の耐震対策の推進【県・市町村】
- ◎農業用排水機場や農業用ため池等に係る緊急点検要領の周知徹底【県・市町村】
- ◎ため池保全管理研修や災害復旧技術研修の実施【県】

⑫ 大規模盛土造成地対策の実施

- ◎大規模盛土造成地の詳細調査の実施【県・市町村】

⑬ 亜炭鉱廃坑対策の推進

- ・ハザードマップによる危険性の啓発【県・市町村】
- ◎亜炭鉱廃坑対策のための調査研究の実施【県・市町村】
- ◎亜炭鉱廃坑の防災工事の実施【県・市町村】

⑭ 公共土木施設の老朽化対策の推進

- ・長寿命化計画等に基づく道路・河川・砂防施設の老朽化対策【県】

■ 目標指標			
	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 県管理緊急輸送道路の防災対策の推進			
	県管理緊急輸送道路上の震度 6 強以上の地震が想定される地域内における斜面の要対策箇所数	66 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
	県管理道路における無電柱化整備延長	39 km (R6)	42 km (R11)
	孤立予想地域に接続する県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	7 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
② 県管理緊急輸送道路の耐震対策の推進			
	県管理緊急輸送道路上の震度 6 強以上の地震が想定される地域内における橋梁耐震対策の未対策箇所数	278 箇所 (R6)	275 箇所 (R11)
	県管理緊急輸送道路上の震度 6 強以上の地震が想定される地域内における橋梁段差対策の未対策箇所数	346 箇所 (R6)	317 箇所 (R11)
③ 県管理道路の防災対策の推進			
	県管理緊急輸送道路上の雨量規制区間における斜面の要対策箇所数	48 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
	県管理道路上のトンネル L E D 化の要対策箇所数	12 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
④ 県管理道路の耐震対策の推進			
	緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁のうち、震度 6 強以上の地震が想定される地域内における耐震対策の未対策箇所数	7 箇所 (R6)	6 箇所 (R11)
⑦ 避難路・避難場所の整備推進			
	耐震対策を実施する農道橋の数	3 橋 (R5)	8 橋 (R7)
	基幹的農道の整備率	39% (R5)	65% (R7)
	地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全整備数	62 箇所 (R6)	87 箇所 (R11)
⑧ 河川堤防等の整備・機能強化			
	河川構造物の要耐震化施設数	1 箇所 (R5)	0 箇所 (R11)
	盛土拠点整備事業によって確保される盛土備蓄量	— (R6)	12,060 m ³ (R11)
⑨ 総合的な土砂災害対策の推進			
	八山系砂防総合整備計画に基づく対策により土砂災害から保全される人家戸数	約 24.1 千戸 (R6)	約 24.9 千戸 (R11)
	要配慮者利用施設・避難所・防災拠点を含む土砂災害特別警戒区域の施設整備の完了数	115 箇所 (R6)	128 箇所 (R11)
⑩ 治山ダム等の整備・機能強化			
	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数	1,393 地区 (R6)	2,425 地区 (R11)
⑪ 農業施設の耐震対策等の推進			
	地域防災力の向上に取り組むため池数	152 箇所 (R5)	270 箇所 (R7)
⑬ 亜炭鉱跡防災対策の推進			
	亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積	97.5ha (R6)	156.7ha (R11)

⑭ 公共土木施設の老朽化対策の推進			
	二巡目の定期点検（R 1 ～ R 5）で早期に措置を講ずべき状態とされた道路施設の対策を実施した割合	46% (R6)	100% (R11)
	「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済（「措置段階」以外）の割合〔単年度〕	100% (R5)	100% (毎年度)
	「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率	56% (R6)	81% (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・道路等の損壊（橋梁、法面、路面、盛土等）、土砂崩れ、電柱倒壊等が相次ぎ、緊急輸送道路を含めた多くの道路で通行止めが発生した。
- ・半島の地形的制約から道路ネットワークが限られる中、道路啓開を含む復旧や被災地支援の活動のアクセスルートとなるべき能越自動車道などの幹線道路が被災し、更に厳冬期の降積雪とも重なり、初動における被災状況の把握や復旧等の対応が困難化した。
- ・水が集まりやすい沢埋めの高盛土で斜面崩壊が発生し、道路の通行機能に著しい障害が及んだ。また、橋梁本体・トンネル本体としては通行機能を確保できていても、構造物の境界部付近（橋台背面やトンネル坑口等）が変状して通行機能に著しい障害を及ぼした例が複数発生した。
- ・電柱の傾斜や折損が約 3, 1 0 0 本発生したことにより道路閉塞が生じ、応急復旧作業に支障が生じる場面があった。

▶ 熊本地震

- ・緊急輸送道路等で陥没や落石等の被害が発生し、道路が寸断したほか、河川堤防にも深い亀裂が生じたり、沈下変形するなどの被害が発生した。

▶ 東日本大震災

- ・防災拠点施設や避難所に至る道路において、沿道建築物の倒壊あるいは外壁の落下、がれきの散乱などにより通行に支障を来したことから、発災後も通行が確保できるよう、沿道建築物の耐震化が重要な課題である。
- ・また、福島県内において、かんがい用のダムが決壊し、住戸の流失・全壊並びに人的被害の発生、宮城県内での上水道の大容量送水管の被害をはじめ多くの市町村で断水が発生した。
- ・大震災では土石流等 1 2 件、地すべり 2 8 件、崖崩れ 8 1 件、合計 1 2 の県にまたがり、1 2 2 件の災害で 1 9 人が亡くなっており、崩落危険箇所に対する土砂災害対策を進めていく必要がある。

▶ 新潟県中越地震

- ・中山間地域で地滑り、落石、土砂崩壊等により道路網が寸断され、多数の集落が孤立した。
- ・中山間地域を多く抱える岐阜県においても、ひとたび大規模地震が発生すれば、多数の集落が孤立する可能性が高い。

1－（５） 液状化対策の推進

■目標

令和６年能登半島地震や東日本大震災においては、液状化現象が広範囲で発生し、ライフライン（道路、電気都市ガス、上下水道等）や住宅に大きな被害をもたらした。

県・市町村は、液状化現象の発生に対して、液状化危険度の把握と県民への意識啓発を図るとともに、液状化危険度調査の見直し、液状化危険度マップの作成を推進する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

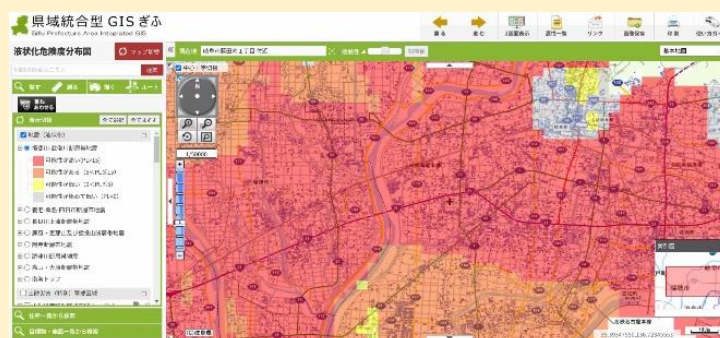
- 住宅等の液状化対策について調べ、その実施を検討する
- 液状化マップにより、自宅や避難場所付近の液状化危険度を把握する
- 自宅付近が浸水する場合を想定し、あらかじめ、
避難先や避難ルートを検討し、家族などと話し合っておく

※液状化危険度分布図

- ・平成２５年２月に公表した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」や、平成３１年２月に公表した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」のデータで、液状化危険度を表示

※岐阜県地震危険度マップ

<https://gis-gifu.jp/gifu-jishin/>



■行政が取り組む施策（公助）

① 液状化危険度、液状化対策工法等に関する周知啓発

- ◎液状化危険箇所（宅地被害含む）の周知啓発【県・市町村】
 - ・液状化危険度マップの作成と更新【県・市町村】

② 液状化対策の推進

- ・堤防の液状化に対する安全点検及び液状化に備えた対策の実施【県・市町村】
- ◎上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化の推進【県・市町村】（再掲）
- ◎避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化の促進【市町村】（再掲）
- ◎県営水道の大規模地震対策の推進（大容量送水管の整備及び耐震化の推進）【県】（再掲）

③ 県管理緊急輸送道路上の橋梁段差対策の推進

- ◎緊急輸送道路上の橋梁段差対策の実施【県】（再掲）

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・熊本地震（1,890箇所）や阪神・淡路大震災（1,266箇所）を上回る2,000箇所以上で液状化現象が確認された。自治体からは、液状化現象に関する知識や発生傾向図等について、平時からの住民への周知が不足していたとの意見があった。
- ・宅地における液状化被害を軽減するためには、行政が主導する事前の対策のほか、住民や事業者が自ら行う事前の備えを促すことが重要であることから、国土交通省では、地形区分に基づく液状化の発生傾向図を全国で作成し、液状化リスクの周知を図ってきた。

▶ 東日本大震災

- ・東日本各地で液状化現象及び被害が発生し、特に被害が甚大であったのが、千葉県A市であり、埋め立て地を中心に、市の面積の約4分の3にあたる1,455haで液状化現象が発生し、多数の住家被害や道路被害が発生した（全壊12棟、大規模半壊1,387棟）。
- ・また、湾岸部のみならず、内陸部でも液状化現象は発生しており、埼玉県B市C地区では、被災宅地危険度判定調査（調査対象131宅地）で27宅地が「要注意判定」を受けるなどの住家被害が発生した。

1－（６） 孤立地域対策の推進

■目標

県内の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在し、大規模地震発生時には孤立地域の発生の可能性が高い。

そのため、県・市町村は、あらかじめ孤立が予想される地域を把握し、孤立した場合を想定した対策として、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとする新技術・デジタル技術を用いた通信手段の確保、道路ネットワークの整備等の防止対策を推進する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 孤立発生直後を生き抜くための個人備蓄を充実させる
- 孤立の発生を見越して必要となる物（水・食料、通信手段、発電機など）を平時において地域の方々と考え、備えておく

■行政が取り組む施策（公助）

① 孤立予想地域の実態把握

- ・ 孤立予想地域の定期的な調査の実施及び「孤立予想地域台帳」の更新【県・市町村】

・ 孤立の定義

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが、地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積により、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態＜孤立に至る条件＞

地区または集落への全てのアクセス道路^{注1}が土砂災害警戒区域^{注2}に隣接していること

注1：外部から集落まで四輪自動車アクセスできるかどうかという基準で判断

注2：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり）

[出典：中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査（内閣府 平成21年度）]

・ 孤立予想地域台帳

孤立予想地域ごとに、避難施設やヘリコプター離発着可能候補地など詳細情報を記載した台帳

・ 岐阜県内における孤立予想地域の状況（令和6年1月1日調査時点）

対象市町村：28市町村 対象地域数：632地域 地域内人口：51,166人

＜孤立対策の状況（令和6年3月とりまとめ）＞

項目	避難施設あり	非常用電源の確保あり	飲料水の備蓄あり
対応済地域数	507	63	157
対応済地域割合	80.2%	10.0%	24.8%
項目	食料（主食）の備蓄あり	衛星携帯電話あり	ヘリコプターの駐機スペースあり
対応済地域数	238	8	141
対応済地域割合	37.7%	1.3%	22.3%

② 孤立予想地域に対する対策の推進

- ・ヘリコプター離発着可能候補地の把握【県・市町村】
- ・非常用通信手段の確保【県・市町村】
- ・孤立時の緊急資機材（※）の整備【県・市町村】

◎ドローンなど新技術の活用場面や効果的な活用方法に関する検討会の開催【県】

◎ドローンの操作技術取得研修の継続的な実施【県】

◎ドローンの普及等に関する団体との災害協定の締結の検討【県】

◎衛星インターネット（※）（可搬型発電機を含む）等を活用した通信手段の確保【県】



情報収集用ドローン
県内5圏域に1台ずつ配備

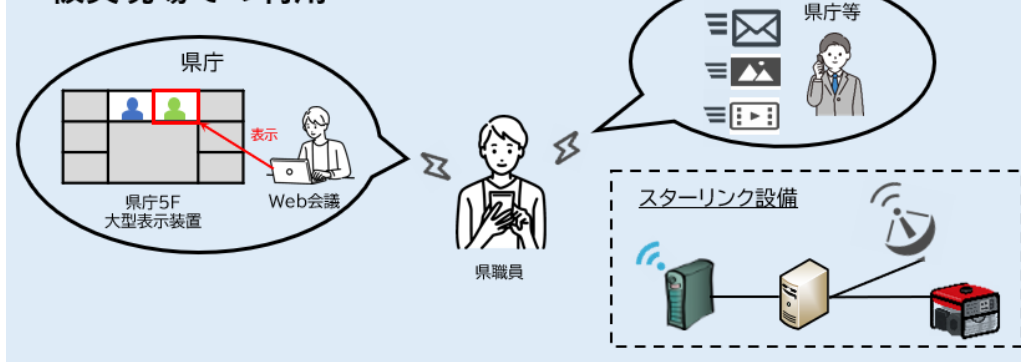
※孤立時の緊急資機材

- ・岐阜県広域防災センターに、救急医療セット、非常用浄水器、避難・救護用テントなどを保管
- ・このほか、孤立予想地域を抱える28市町村分を対象に、ヘリ空輸を想定した食料・飲料水、浄水装置、発電機等をパッケージで岐阜県広域防災センターに配備

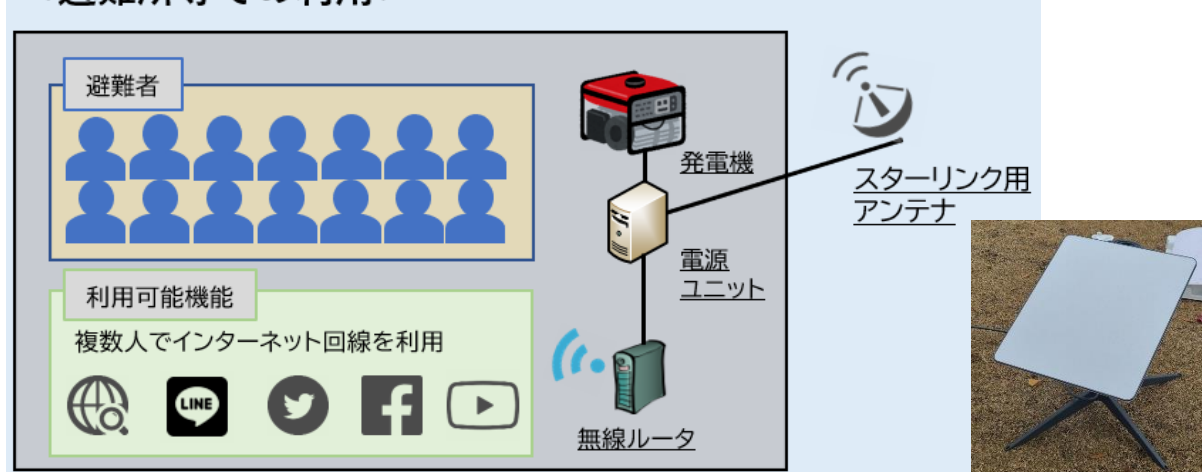
※衛星インターネット（スターリンク）

- ・高度550kmの低軌道衛星を利用した、「高速」かつ「低遅延」な通信が可能
- ・50GBの回線プランに加入（容量超過時は通信制限あり）
- ・県本部・支部に計6台配備
- ・災害時には、被災現場での通信手段を確保し、被災状況を県本部・支部等に共有するほか、孤立支援や避難所の生活環境改善にも活用
- ・平時には、有事に備えてスターリンクの運用訓練を実施するほか、県主催のイベント等で展示・運用し、実体験の機会を県民に提供

<被災現場での利用>



<避難所等での利用>



◎道路整備や県管理道路沿いの民有地樹木伐採等による孤立地域対策の実施

【県・市町村】（再掲）

- ・迅速な捜索・救助活用やライフライン復旧に向けて、孤立予想地域に関する情報を関係機関とあらかじめ共有【県】
- ・孤立予想地域を有する市町村や関係機関と連携して対応に当たる実践的な訓練の実施【県・市町村】
- ・孤立発生直後を生き抜くための個人備蓄の啓発【県・市町村】

③「岐阜県孤立地域対策指針」の必要に応じた見直し

- ・災害の検証等を踏まえた「岐阜県孤立地域対策指針」の随時見直し【県】

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・土砂崩れ等による道路の寸断で、最大24地区3,345人が孤立するとともに、インフラの復旧に時間を要し、断水や燃料が十分でない状況が長時間にわたって継続した。
- ・一部の市町において、地域防災計画に「孤立対策」として定められた「衛星携帯電話の配備」などが実施されておらず、被害状況の把握や物資の要請に影響が発生した。
- ・携帯通信事業者から提供されたモバイル空間統計のデータの活用により、孤立集落が発生していることや、避難所に行かずに車中やビニルハウス、蔵等に寝泊まりする人が相当数存在していることが把握され、こうした民間が持つ情報の活用の有効性が認識された。
- ・孤立集落への輸送や悪路による渋滞を避けるため、ヘリコプターによる輸送も行われたが、トラックに比べて一度の搬送量が少なく、天候にも左右された。また、孤立集落への物資輸送にドローンが試験的に活用され、徒歩で往復約1時間かかる危険な道を移動する必要がなくなるとともに、安全かつ短時間で物資を輸送した事例が見られた。

▶ 東日本大震災

- ・津波被害を受けた岩手県内の11市町村の194箇所で、最多で10,823人の住民が孤立状態に陥った。

▶ 新潟県中越地震

- ・7市町村で計61の集落が孤立し、固定電話や携帯電話が不通になるなどした。そのうち2自治体では災害時に役立つ衛星携帯電話があったが、導入したことを忘れていたり、故障したりして、使えないケースがあった。岩手・宮城内陸地震では、各地で道路が寸断し約500人が孤立した。孤立集落内からの救出や、孤立集落内への物資輸送にヘリコプターが有効に機能した。
- ・また、通信の確保や避難所の非常用電源確保といった、孤立に備えた資機材の整備が課題となった。

2 地域防災力の強化



2 - (1) 地域防災力（自主防災）の強化

■目標

全市町村で、自主防災組織を設立し、組織率を向上する。

県民は、自主防災組織等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、地震防災対策に関する知識・技術の習得や地域課題の共有、地域人材の連携・活躍促進に努める。

県・市町村は、県民及び事業所の取組みが積極的に行われるよう、防災訓練や啓発活動を実施する。

自治会は地域の抱える問題に対し組織的に対応する力を有し、とりわけ災害時には、地域住民同士の助け合い、いわゆる「共助」の力を発揮する母体となる。

日頃からの親睦と交流など自主的な活動を通し、自治会の持つ地域力を維持、強化していくことは、災害に強いまちづくりを進めるうえで重要である。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 市町村や自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加する
- 災害時に地域の皆さまが助け合い協力し合えるよう、
平時から自主防災組織活動に参加するなど地域のつながりを確保しておく

※自主防災組織

- ・大地震等の災害が発生した場合、電話の不通、道路の不通、火災の同時多発、水道管の破損などの悪条件が重なり、消防署等の防災関係機関の活動が滞る可能性が高い
- ・このようなとき、各自がバラバラに動いても一人ひとりの力には限度があり、かえって危険な場合もある
- ・地域ぐるみで助け合い協力し合って、統制のとれた行動をとることにより、はじめて一人ひとりの力を生かすことができる

■行政が取り組む施策（公助）

① 自主防災組織活動への参加の推進

- ・自主防災組織活動への参加及び地域コミュニティの重要性の啓発【県・市町村】
- ・自治会（町内会）への加入促進【市町村】

② 自主防災組織の活動の活性化

- ・自主防災組織の組織率の向上【県・市町村】

③ 地域における防災訓練の実施

- ・消火・救助・炊き出し等災害時に想定される業務の技術習得訓練（総合防災訓練）の実施【市町村】
 - ・自治会と協力して行う季節に応じた訓練を実施する市町村等への支援【県】
 - ・緊急地震速報を活用した防災訓練の実施【県・市町村】
- ◎南海トラフ地震をはじめとする巨大地震を想定した防災訓練の実施【県・市町村】

④ 自主防災組織のリーダー育成・活躍促進

- ◎防災リーダー育成講座、避難所運営基礎講座、避難所運営指導者養成講座等の実施【県・関係機関】
- ◎育成した人材が地域で活躍できる機会の創出【県】

⑤ 災害図上訓練（D I G：ディグ（※））等の実施

- ・各市町村における自主防災組織単位などでの災害図上訓練の実施【市町村】
 - ・地区防災計画・地区避難計画の策定推進【県・市町村】
- ◎シェイクアウト訓練（※）の実施【県・市町村】

※D I G（ディグ）

Disaster（災害）Imagination（想像力）Game（ゲーム）の頭文字を取って名付けられたもので、住んでいる地域の避難所や、防災施設などを地域の人たちが参加して地図上で確認したり、災害が発生したという想定で、参加者全員でイメージトレーニングをするもの

＜D I Gの手法と長所＞

- ・町内会など比較的狭いエリアで実施するD I G
隣近所の要配慮者（高齢者、障がい者など）の把握に適している
- ・小学校区単位など広域エリアで実施するD I G
避難所を取り巻く周辺状況の危険箇所の確認や、普段交流のない自治会同士の連携を深めることに適している



※H U G（ハグ）：避難所運営ゲーム

Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持つ

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるもの

※シェイクアウト訓練

地震発生時に自分の身を守ることができるよう、一人ひとりがその場において、一斉に「姿勢を低くする」、「頭や体を守る」、「揺れが収まるまで待つ」といった「安全行動」を行い、日ごろから瞬時の行動を習慣化することを目的として行う訓練

出典：日本シェイクアウト提唱会議



⑥ 自主防災組織における資機材整備の支援【市町村】

⑦ 事前復興計画（※）の普及・推進【県・市町村】

※事前復興計画

東日本大震災後の復旧・復興に遅れが生じた原因として、復興後のまちの姿に対する住民の合意形成に時間を要したことが挙げられる。一方、阪神・淡路大震災では、常日頃からコミュニティでまちづくりを考えていた地区の復興は、比較的早く進んだと言われている。

被災後のまちの姿を住民参加の下に策定する「事前復興計画」は、日頃から自分たちのまちを考える機会を与え、また被災後の復興を迅速かつ円滑に進める有効な手段となる。さらには、日頃から地域の危険度の認識やその軽減のための検討を行うことにより、対策実施に繋がり、被害の低減が進むことも期待される。

事前復興計画は、まちの将来像を見据えた計画となるため、住民参加型ワークショップ等の機会に住民の夢や要望を聞きながら、合意形成を図りつつ作成することが基本となる。そのため、防災・減災の視点に特化することなく、地域活性化や持続可能な社会の視点等も取り入れたまちを目指すことも必要となる。

＜参考：愛知県震災復興都市計画の手引き、東京都震災復興グランドデザイン等＞

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	自主防災組織活動への参加の推進		
	自主防災組織活動への参加実績	62.5%(R6)	75.0%(R11)
③	地域における防災訓練の実施		
	関係機関参加の総合防災訓練の実施回数〔単年度〕	1回(R6)	1回(毎年度)
	巨大地震の発生を想定した防災訓練（災害対策本部の設置・運営）を実施した市町村数	20市町村(R6)	42市町村(R11)
④	自主防災組織のリーダー育成・活躍促進		
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数	2,750人(R5)	3,050人(R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数	1,430人(R5)	2,130人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- 一部の地区で防災士や地区の役員等により自主防災組織が設立され、避難計画の作成や継続した避難訓練の実施等の「共助」の取組が行われていたため、発災時に効果的な避難行動を取ることができた例もあるなど、「共助」の重要性が改めて認識された。
- 避難所以外で避難生活を送る避難者について、保健師等が先行して訪問を行い、状況の把握を行った。また、石川県が自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、連絡先等を登録する窓口を開設し、状況の把握に努めた。得られた情報については、住民票のある自治体に共有された。

▶ **長野県北部地震**

- ・震度 5 強という強い揺れに襲われた長野県 A 村では 5 0 棟以上の家屋が全半壊したにも関わらず、住民らによる迅速な安否確認と救助活動が功を奏し、死者をゼロに抑えた。
- ・A 村では、地区ごとに「区長」を頂点としたピラミッド型の住民組織が築かれており、区長の下に 1 0 世帯ほどを束ねる「組長」が、さらに各組長の下に補佐役として「伍長」がいる。災害時、伍長は受け持ち世帯の住民の安否を組長に伝え、組長が区長に伝える仕組みがあらかじめできていたことから、今回の地震直後、短時間に集まった安否情報で迅速な搜索活動・救助活動へと繋がった。さらに普段から向こう三軒両隣・隣保共助の濃密な絆が構築されていたことにより、消防団や住民に加え、地元の建設会社が重機を動員し、地域が結束・協力して倒壊した家屋に取り残された被災者を懸命に救助した。日頃からの住民連帯と適切な自主防災活動が功を奏した。

▶ **新潟中越沖地震**

- ・地震発生後の B 市 C 町では、町内会長の指示のもと、町内会役員が住民の家を 1 軒 1 軒見回って安否・被害情報を確認するとともに、避難生活時の治安維持のためのパトロールも実施した。また、復旧活動においても町内会長指示の下、発災後の住民のニーズを早期に把握したことにより、保健師やボランティアの派遣をスムーズに実施することができた。さらに、被害状況をデジタルカメラで記録することにより、B 市としても被害状況を早急に把握することができた。

2 - (2) 防災訓練の実施

■目標

県・市町村は、実践的な訓練を繰り返し実施し、職員の災害対応能力を継続的に高める。

■行政が取り組む施策（公助）

① 実践的な防災訓練の実施

- ◎自衛隊や消防、県警など救助部隊に加え、電気・水・ガスなどライフライン事業者、NPOを含む民間など多くの関係機関と連携した防災訓練の実施【県・市町村】
- ◎災害検証や教訓を訓練シナリオに盛り込んだ実践的な防災訓練の実施【県・市町村】
 - ・緊急地震速報を活用した防災訓練の実施【県・市町村】（再掲）
- ◎南海トラフ地震をはじめとする巨大地震を想定した防災訓練の実施【県・市町村】（再掲）
 - ・避難所、防災資機材を活用した実践的な防災訓練の実施【県・市町村】



県庁舎における図上訓練

・県主催の主な防災訓練（R6）

豪雨災害対応 防災訓練	・参加 68機関、約470名 ・内容 ▶ 市町村及び関係機関との連携手順の確認 ▶ 能登半島地震での経験を踏まえ、県と市町村の連携強化などの対策を徹底し確実を期すとともに、必要な対策を追加・拡充 ▶ 災害対策本部員会議の運営訓練
緊急対策チーム 図上訓練	・参加 27機関、約320名 ・内容 ▶ 大規模な内陸直下地震が発生した3日を想定 ▶ 県災害対策本部内に設置する緊急対策チームが、情報収集・伝達、即時救援、広域受援、孤立対策、避難所支援、被災者支援、応援職員派遣、広域物資輸送、災害ボランティア受入、災害廃棄物処理、総務省職員派遣制度による総括支援・対口支援団体の受入れ対応、孤立やライフライン途絶の長期化への対応などを実施 ※令和6年能登半島地震で見られた事象をシナリオに追加
総合防災訓練	・参加 68機関、約550名 ・内容 ▶ 大規模な内陸直下地震が発生した2日を想定 ▶ 能登半島地震での経験を踏まえ、県と市町村間の連携確認に向けて、県内6つの市町がそれぞれ災害対策本部を立ち上げ、同一の訓練シナリオで訓練 ▶ ドローンを活用した情報収集や支援物資のヘリ搬送といった孤立対策、避難所における衛生環境の改善や通信環境の確保、他県からの応援職員の受入調整などの手順を集中的に確認

② 訓練の繰り返しによる各種業務マニュアルの検証・改定【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	実践的な防災訓練の実施		
	巨大地震の発生を想定した防災訓練（災害対策本部の設置・運営）を実施した市町村数【再掲】	20 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・現地対策本部の運営に当たっては、初動期に起こり得る事態をあらかじめ想定し、必要な対応や人員配置の考え方について整理した上で、マニュアルに反映させるとともに、その内容について、定期的な訓練や勉強会等を通して更なる職員の習熟を図る必要がある。
- ・平時から、在宅避難者等の支援拠点の設置に係る検討・事前の周知、車中泊避難を行うためのスペースの検討・事前の周知、ガイドラインの周知、防災訓練等を進めるとともに、在宅避難者・車中泊避難者への支援に当たってはNPO等のボランティアと連携して実施する必要がある。

▶ 東日本大震災

- ・地域ぐるみで平常時から意識啓発、防災訓練、災害伝承など、減災に向けた取組みを行っていた成果が生存者数というカタチで明確に現れており、その重要性が実証される結果となった。

▶ 岩手・宮城内陸地震

- ・宮城県A市B地域では、地震発生の約1週間前に防災訓練を実施していたこともあり、発災時の初動活動を迅速に行い、現地対策本部の設置や避難勧告・避難誘導を効率的に進めるに至った。

2 - (3) 災害検証とマニュアルへの反映

■目標

地震防災体制の強化・充実に向けて、災害対応の基本的な指針等を定める業務マニュアルを整備・更新し、業務の標準化と共有化を図るとともに、より実践的な訓練や大規模災害等の検証結果を反映させる。

■行政が取り組む施策（公助）

① 災害対策本部マニュアル等の整備・更新

◎災害時における災害対策本部体制と業務指針等を定める業務マニュアルの整備・更新及び関係機関との情報共有【県・市町村】

② 災害検証とマニュアルへの反映

・発生場所（本県・他県）を問わない災害対応の検証【県・市町村】

◎被災地での支援活動の経験や知識を活用した災害検証の実施【県・市町村】

・災害の検証等を踏まえた実践的な防災訓練の実施【県・市町村】

・災害の検証等を踏まえた各種マニュアルなど規定の改定【県・市町村】

※本県における災害検証の実施状況

災害名	検証の主なポイント
7.15 豪雨災害（県内）	・「短期・局地的豪雨災害」への備え
東日本大震災	・特徴的な災害（津波、液状化現象、原子力災害）、「東海・東南海・南海連動地震」の岐阜県への影響
平成27年9月関東・東北豪雨（栃木、宮城等）	・住民が主体的に避難行動をとれるような仕組みの構築 ・河川の整備、維持、管理に関する課題
平成28年熊本地震	・庁舎の耐震化等、災害時の拠点機能の維持に関する課題 ・車中泊避難に関する課題（エコノミークラス症候群の発生等） ・支援物資の避難所への運搬に関する課題
平成29年7月九州北部豪雨（福岡、大分等）	・山腹崩壊に伴う孤立集落の発生 ・孤立集落の被災者の救助や支援物資の搬送など関係機関との連携
平成30年7月豪雨（県内）	・実効性のある避難・情報提供のあり方
令和元年台風第15号（千葉）	・長期停電の発生 ・被災住宅の応急修理に従事する人員の不足
令和元年台風第19号、台風第21号（長野）	・同時多発的な堤防の決壊・氾濫対策 ・高齢者をはじめとする住民の早期避難のあり方
令和2年7月豪雨（県内）	・コロナ禍における避難所運営、災害ボランティア等の受入
熱海市における土石流災害	・盛土に係る安全対策 ・土石流災害の防止に向けた対応
令和3年豪雨（県内）	・実効性のある避難対策の推進 ・要配慮者利用施設における避難対策の推進
令和6年能登半島地震	・孤立・ライフライン途絶の長期化への対策 ・建物耐震化の促進 ・避難所における生活・衛生環境の改善 ・災害対応における県・市町村間の連携強化

2 - (4) 要配慮者避難支援対策の充実

■目標

県・市町村は、県民と連携し高齢者等の要配慮者に対する避難支援対策の充実を図る。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 高齢者や障がいのある方など避難行動に配慮を要する方々と、支援する側である地域の方々のそれぞれが、日頃よりコミュニケーションやつながりを深め、災害時の避難行動などをあらかじめ考えておく
- 避難行動に配慮を要する方々への声掛けや訪問を行う
「地域見守りネットワーク活動」へ協力する
- 災害時の語学ボランティアの活動に協力する

※地域見守りネットワーク活動

個々の見守り活動を結び、住民相互のつながりによって、定期的（計画的）に声かけ・訪問などを行うなかで、その人が一人で悩んでいること、困っていることに気づき、その解決に向けて、みんなで考え、支え合うしくみをつくる一連の活動

■行政が取り組む施策（公助）

① 市町村の要配慮者支援対策のガイドライン（具体的な方向性、標準例等）の提示

- ・災害の検証等を踏まえた「災害時要配慮者支援マニュアル」の改定【県】

② 要配慮者支援体制の整備

- ◎避難行動要支援者名簿作成に係る作成・活用方針の地域防災計画への記載（※）【市町村】
- ◎避難行動要支援者名簿（※）の整備【市町村】
- ◎個別避難計画（※）の作成【市町村】
- ◎「市町村防災アドバイザーチーム」の助言による個別避難計画作成の支援【県】
 - ・要配慮者利用施設における南海トラフ地震臨時情報等発表時の防災対応の検討の促進【県・市町村】
 - ・要配慮者への情報発信や意思疎通支援の促進【県・市町村】
 - ・要配慮者支援体制の確認等を行うための災害図上訓練（D I G）等の実施【市町村】
 - ・一般避難所において要配慮者の受入れを可能とする避難所運営ガイドライン及び避難所運営マニュアルの見直し【県・市町村】
- ◎国の整理を踏まえた2次避難に関する検討会の実施【県・市町村・関係機関】

※避難行動要支援者名簿作成に係る作成・活用方針等の地域防災計画への記載

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

※避難行動要支援者名簿

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する義務を市町村が負う

※個別避難計画

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村がコーディネーター（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の具体的な避難方法等について個別避難計画を作成するよう努める

③ 福祉避難所（社会福祉施設等）の充実・強化

- ・高齢者施設等における業務継続計画や非常災害対策の強化を通じた福祉避難所の実効性の向上【県・市町村・関係機関】
- ◎福祉避難所の設置促進や資器材整備の推進など福祉避難所の充実・強化【県・市町村】
- ・福祉避難所の耐震性の向上及び運営指針の整備【市町村】
- ◎福祉避難所に関する市町村向け研修会の開催【県】
- ◎福祉避難所運営マニュアルの策定の促進【県・市町村】
- ◎災害の検証等を踏まえた「避難所運営ガイドライン」の改定【県】
- ・災害の検証等を踏まえた「災害時要配慮者支援マニュアル」の改定【県】（再掲）
- ◎福祉避難所運営訓練と連動した災害派遣福祉チーム（DWA T）実地訓練等の実施【県・市町村】



福祉避難所内の様子（七尾市）



福祉避難所内の様子（七尾市）



避難所内に設置された要配慮者スペース

令和6年能登半島地震における要配慮者の避難場所（出典：内閣府資料）

④ 外国人向け防災啓発・減災事業の推進

- ・外国人向け防災マニュアル、ガイド、WEBサイト等による災害関連情報の発信強化【県・市町村】
- ・在住外国人向け防災啓発講座の実施（災害時の情報入手、防災意識の向上等）【県・市町村】
- ◎災害時多言語支援センターの設置・運営訓練の実施【県・市町村】
- ・災害時語学ボランティア等の人材の育成・確保【県・市町村】
- ◎災害時の県、市町村の多言語相互支援（災害時語学ボランティア派遣等）に関する枠組みの整備【県・市町村】
- ◎災害時の外国人支援を想定した行政職員向け研修会等の実施（多言語ツールの共有等）【県】
- ◎外国人防災リーダーの育成・活躍促進【県】
- ・外国人労働者を雇用する団体等との連携の推進【県・市町村】
- ◎災害時等の広報対策の実施（避難情報及び防災ガイドブック等の多言語化）【市町村】

- ・在住外国人向け意識啓発の実施【県】
- ・在住外国人も取り込んだ地域の防災訓練の実施【市町村】
- ・「市町村外国人防災対策カルテ」を活用した市町村に対する外国人防災対策の充実に向けた働きかけの促進【県】
- ・災害の検証等を踏まえた「避難所運営ガイドライン」の改定【県】（再掲）
- ・外国人観光客向けWEBサイト「Visit Gifu」における防災・災害関連情報の発信【県】
- ・県観光連盟と連携した日本国内における避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及促進【県・関係機関】
- ・被災者支援を行う団体等への外国人に対する理解の促進【県・市町村】

⑤ 社会福祉施設での避難訓練の実施

◎社会福祉施設への立入調査時における避難訓練実施状況の確認【県】

⑥ 要配慮者と地域とのつながりの促進

- ・要配慮者と地域とのつながりに関する取組みの支援【県・市町村】
- ・近隣住民や民生委員等が連携し、要支援者への声掛けや訪問を行う「見守りネットワーク活動」の推進【県・市町村】
- ・地域の絆づくりの推進【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
② 要配慮者支援体制の整備			
	「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別避難計画」の策定市町村数	20 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数	3,601 人 (R5)	3,900 人 (R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数【再掲】	2,750 人 (R5)	3,050 人 (R11)
	手話通訳者統一試験合格者数	42 人 (R4)	66 人 (R8)
	要約筆記者（手書）統一試験合格者数	52 人 (R4)	60 人 (R8)
	要約筆記者（PC）統一試験合格者数	28 人 (R4)	36 人 (R8)
	盲ろう者通訳・介助者養成人数	298 人 (R4)	310 人 (R8)
③ 福祉避難所（社会福祉施設等）の充実・強化			
	福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数	8 回 (R6)	13 回 (R11)
	福祉避難所運営マニュアル策定市町村数	29 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)
	DWA T 及び業務継続計画に係る各種研修会や実地訓練の実施回数	69 回 (R6)	104 回 (R11)
④ 外国人向け防災啓発・減災事業の推進			
	外国人防災リーダーの確保数	15 人 (R5)	35 人 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・被災によるハード面での損傷に加え、水や電気の遮断、自らの被災、避難などで職員を確保できず、開設できない福祉避難所が発生した。要配慮者が平時から利用していた介護サービスなどについても、サービスが継続できない事業所も発生した。
- ・高齢化が進んだ地域での災害であり、避難生活の長期化に伴い、高齢者等要配慮者に対し医療的支援や福祉的支援が行われた。避難者の福祉ニーズを把握した場合であっても、それに応えるつなぐ先となる福祉サービスにおいて、職員の不足や受入施設の不足が生じ、要配慮者が1.5次避難所にとどまらざるを得ない状況があった。
- ・災害対策基本法に基づき全市町村において避難行動要支援者名簿が作成されているところであるが、本人だけでの避難が困難であることが想定される在宅医療的ケア児等については、個別避難計画を作成することとなっているもののその作成が十分でないことが課題となっている。
- ・避難生活を送る上での障害が少ない要配慮者の避難先として、指定福祉避難所や一般の避難所（指定避難所等）における要配慮者スペース等の確保を加速化するとともに、個別避難計画の作成を進めて、計画作成済みの要配慮者は避難先に直接避難するといった仕組みづくりを進める必要がある。このとき、高齢者・障害者が家族と近くに避難できるように、福祉避難所は、一般避難所に併設されることが望ましい。
- ・特に外国人にとっては、インターネットによる情報収集がメインであることから、通信確保の優先度を上げた対応が必要である。災害発生時における外国人の避難支援等に係る国の通知等を踏まえ、自治体においては、外国人の避難誘導等に関する訓練等の実施に努める必要がある。

▶ 熊本地震

- ・指定した176箇所の福祉避難所に、最大1,746人が避難できる計画であったが、開設場所を積極的に周知していなかったこと、運営体制の詳細を決めていなかったため、地震発生から1週間後の時点で、受入れは25施設の64人のみであった。
- ・また、多言語の避難所案内看板の設置が進んでいなかったため、どこに避難してよいのかわからず、数日間にわたり野宿する外国人がいたほか、ほとんどの避難所において、日本語以外の案内がなく、外国人避難者が孤立する事態に陥った。

▶ 東日本大震災

- ・被災3県（岩手、宮城、福島）にある高齢者入所・居住型施設1,309箇所のうち、建物被害により運営できなくなった施設が約80箇所にのぼり、入所していた高齢者約3,300人が近隣の別の施設で避難生活を送った。
- ・また、被災高齢者を受け入れたほとんどの施設が定員超過状態であり、介護環境が悪くなり、体調が悪化する高齢者も増えた。

▶ 新潟県中越地震

- ・新潟県が市町村及び高齢者施設に緊急受入要請を行い、ピーク時には80施設、854人を受け入れたが、障がい特性により、通常の避難所が利用できない方があり、要配慮者に配慮した避難設備、入所設備の確保が課題になった。

▶ その他

- ・平成19年能登半島地震では、A市で「要援護者マップ」をもとに、発災後4時間でお年寄りなど400人の安否確認がなされた。一方、一般的な避難所では生活に支障を来す人のための、福祉避難所の確保が課題となった。
- ・新潟県中越沖地震では、要配慮者の安否確認や避難支援の具体的方法を決めておらず、2日後の安否確認状況は23%に留まった。

※「要配慮者」：高齢者、障がい者、在宅療養者、外国人、乳幼児 等

2 - (5) 地域の消防力の充実・強化

■目標

市町村は、常備消防機関の充実を図るほか、消防団をはじめとした地域における消防体制（消防団、自主防災組織、事業所との連携等）を強化する。

また、水利や機器の充実を図る。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

➤ 住宅用火災警報器や住宅用消火器、感震ブレーカーの設置に取り組む

※住宅用火災警報器

- ・消防法改正により、一般の戸建住宅等への設置が義務化（新築住宅はH18.6.1～、既存住宅はH23.6.1～）
- ・住宅火災による死者の約6割がいわゆる「逃げ遅れ」
- ・住宅用火災警報器を設置することで、「逃げ遅れ」を防ぐ効果が見込まれる
- ・半年に1回の点検、設置から10年での交換が目安



※感震ブレーカー

- ・地震時に設定値以上の揺れを感知した際に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具

感震ブレーカーの種類（出典：総務省消防庁資料）

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

■行政が取り組む施策（公助）

① 常備消防の充実

- ・消防庁の「消防力の整備指針」を目標とする消防力の整備【市町村】

② 個人住宅の防火対策の推進

- ・住宅用火災警報器、住宅用消火器設置の推進【県・市町村】

◎感震ブレーカーの普及促進【県・市町村】

③ 消防団員等の確保と活動環境の充実

◎消防職団員OBや女性、学生、外国人など、多様な人材を活用した消防団員の確保

【県・市町村】

・県民の消防団活動への理解促進につながる専用サイトの立ち上げ【県】

◎消防団協力事業所に対する事業税減税の実施等による活動環境整備【県】

◎消防団が行う加入促進活動への支援【県】

・女性防火クラブ活動の活性化【県・市町村】

④ 消防職団員等の災害対応力の強化

◎消防職団員等に対する訓練の実施【県・市町村】

・岐阜県消防協会による、消防団が実施する訓練・研修等への支援【県・市町村】

◎消防団が使用する救助用資機材の整備促進及び訓練の実施【県・市町村】

・機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備【県・市町村】



【輪島市消防団による消火活動の様子】



【輪島市消防団による亀裂の入った道路補修の様子】



【珠洲市消防団による避難所運営支援の様子】

令和6年能登半島地震における消防団の活動（出典：消防庁資料）

⑤ 地域の消防体制の強化

・耐震性貯水槽など、市町村消防施設・設備の整備【市町村】

・消防施設・設備充実のための国の補助金の活用促進【県・市町村】

・地域における水利の多様化【市町村】

・県と事業者との連携（連携体制の確認、連携訓練の実施）【県】

◇岐阜県生コンクリート工業組合（消火水の運搬・提供）

◇岐阜県建設業協会（建設防災支援隊による救助支援等） 等



消防団の小型車両の例（出典：消防庁資料）



救助用資機材の例（出典：消防庁資料）

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	常備消防の充実		
	緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数	150 隊 (R6)	159 隊 (R11)
③	消防団員等の確保と活動環境の充実		
	消防団員の条例定数を充足している市町村数	5 市町 (R6)	10 市町村 (R11)
④	消防職団員等の災害対応力の強化		
	消防団員に対する大規模災害対応訓練の実施人数	67 人 (R5)	1,380 人 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・道路の損壊や土砂崩れにより、多数の交通寸断が発生した。このため、現場進出に時間を要し、救助活動に支障をきたした。
- ・A市の木造家屋密集地において、電気配線のショート・接触不良が原因とみられる大規模な火災が発生した。断水等により、多くの消火栓が使用不能となったため、消火活動は困難を極めた。
- ・消防団は、自らも被災しながら、地域住民の命を守るべく、発災直後からの住民への避難の呼び掛けや倒壊家屋からの救助、孤立集落からの住民搬送など、懸命な活動を展開した。大規模災害時には、複数の災害が発生し常備消防のみでは対応できない場合などもあることから、地域に密着した消防団の役割は極めて大きく、全国的に消防団員数が減少傾向にある中、消防団員の確保を含め、消防団の充実強化を更に進めることが重要である。
- ・地震により消防団拠点施設（詰所）が倒壊・損壊し、消防団車両の出動や資機材等の搬出が行えず、迅速な初動対応が困難となった事例や、多数の道路損壊や土砂崩落等により、通常の消防車両の通行が困難となり、救助が必要な災害現場への迅速な進出が行えなかった事例などが確認された。

▶ 熊本地震

- ・A町では、消防団が47人の人命救助にあたったほか、町内の見回り活動も精力的に実施するなど、復旧活動でも中心的な役割を果たした。

▶ 東日本大震災

- ・地震発生直後から各地域において火災が発生した。特に、沿岸部の市街地や石油コンビナート施設、危険物施設での火災が確認されている。

▶ 阪神・淡路大震災

- ・B市内で約240箇所の火災が発生し、常設の消防機関の能力を超える状態となった。また、水道管の破損により消火用水が不足したこと、交通渋滞により現場到着が遅れたこと等も相まって消火活動が阻害され、延焼面積が拡大した。

2 - (6) 地域防災計画等の充実

■目標

県・市町村の地域防災計画（※）について、地域の特殊性、災害の特性に応じた計画に修正するなど、内容の向上を図る。

※地域防災計画

災害対策基本法に定められ、都道府県、市町村に策定が義務づけられている計画
防災に関わりのある機関等の防災に関して処理すべき事務又は業務について広く定める

■行政が取り組む施策（公助）

① 地域防災計画の見直し（地震防災強化計画（※）、推進計画（※）を含む）【県・市町村】

※地震防災強化計画

「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」に基づき、地震防災対策強化地域内（県内では中津川市のみ）の市町村に策定が義務づけられた計画

※推進計画

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」に基づき、地震防災対策推進地域内（県内では高山市、飛騨市、白川村を除く 39 市町村）の市町村に策定が義務づけられた計画

② 国の地震被害想定見直しを踏まえた県の被害想定の見直し

- ・国の地震被害想定見直しを踏まえた県の地震被害想定の見直し【県】
- ・県民が地震による被害を実感できる被害想定の見直し方法の検討【県】

③ 市町村の防災対策の強化

◎市町村トップの意識醸成に向けた防災連携トップフォーラム（災害対応研修）の開催【県】

- ・市町村の防災対策の点検の実施【県】

◎県職員による市町村防災体制の支援強化【県・市町村】

④ 土砂災害のおそれのある区域の明確化と避難体制の整備

◎土砂災害のおそれのある区域の明確化及び土砂災害ハザードマップ作成等市町村が行う避難体制整備の支援【県】

- ・土砂災害ハザードマップ（※）の作成・普及啓発（ワークショップ等の開催）

【該当市町村】

※土砂災害ハザードマップ

土砂災害防止法に基づき市町村が作成。土砂災害警戒区域や避難所、避難経路、土砂災害に関する情報等の伝達方法が記載される

縮尺は 1/5,000 程度で、同一の避難行動をとるべき地区単位（自治会等）で作成する

⑤ ◎岐阜県警察災害警備計画の見直し【県】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
③	市町村の防災対策の強化		
	災害マネジメント支援職員数 [単年度]	100 人 (R6)	100 人 (毎年度)
④	土砂災害のおそれのある区域の明確化と避難体制の整備		
	土砂災害警戒区域看板の設置数	1,513 基 (R6)	1,767 基 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・最新の知見や地域の実情を踏まえた被害想定を作成により、対策の必要性を周知する必要がある。
- ・被害想定や考えられるシナリオを関係機関でしっかりと共有し、それに基づき、地域防災計画や受援計画等を地域の実情等を踏まえた実効性のあるものへ絶えず見直すことにより、「国」・「都道府県」・「市町村」が各々の役割を果たしていく必要がある。

▶ 熊本地震

- ・観測史上初めて、一連の地震活動で震度7を2回観測し、マグニチュード3.5以上の地震が過去最多のペースで発生したことを踏まえ、新たな災害想定に基づいた計画の策定等が求められている。

▶ 東日本大震災

- ・広域防災対策の重要性を改めて認識させたもので、災害想定の見直しを踏まえ、想定を超える災害が発生した場合の対処にも配慮した効果的な計画の策定等が求められている。

2 - (7) 行政における業務継続対策の強化

■目標

大規模災害後に事業の継続性維持、被害の拡大抑制を目的としたBCP「業務継続計画（※）」の内容が不十分である市町村があるため、県は市町村の業務継続計画の改定を促進し、内容の充実を目指す。

また、市町村機能が壊滅した場合において、**県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立**を図るとともに、**住民個人情報等の保存、媒体保管場所の分散化**を図り、**大規模災害時の個人情報等の消失を防ぐ**。

※BCP「業務継続計画」

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することで、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる

■行政が取り組む施策（公助）

① 業務継続計画の改定

- ・市町村におけるBCPの改定【市町村】
- ・市町村が機能不全となった場合の支援体制の強化【県】

◎岐阜県警察業務継続計画の検証【県】

- ・市町村防災アドバイザーチームによる、個別訪問や先行事例の紹介など、市町村における業務継続計画の策定促進【県】
- ・部局横断的に調整を行いながら災害対応にあたる「緊急対策チーム」間の連携体制等の強化【県】

② 業務継続体制の整備

- ・業務継続体制の整備【県・市町村】
- ・下水道BCPの継続的な見直し【県・市町村】
- ・情報システム部門の業務継続計画の実効性の確保【県】
- ・代替施設の確保【県】

◎可搬式発動発電機接続対応信号機等の整備【県】

- ・県または市町村庁舎の倒壊を想定した防災訓練の実施【県・市町村】
- ・建築技術職員による県有施設の被災状況の確認体制の構築【県】

③ 電力供給体制の充実

◎重要施設等への電源車等による電力供給体制の整備【県・市町村】

④ 行政情報の保存

- ・災害時に備え、住民情報等の分散保存の促進【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
② 業務継続体制の整備			
	可搬式発動発電機接続対応信号機の整備箇所数	2,165 箇所(R5)	2,650 箇所(R11)
	信号機電源付加装置の整備箇所数	95 箇所(R5)	105 箇所(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・災害発生時に職員を派遣するに当たって、被災自治体における派遣職員等の受入れ体制や環境等を確認するなど、国と被災自治体間の調整方法について、整理する必要がある。
- ・県庁が機能不全となるような、より過酷な災害も想定して、必要な災害対応業務が適切に行われるよう、関連マニュアルの整備等を行うべきである。

▶ 熊本地震

- ・庁舎が使用不能となった熊本県内5市町のうち、3市町では、代替施設や非常時の優先業務等を予め定めるBCPを策定していなかったため、市町村が本来行うべき業務が滞った結果、仮設住宅への入居手続に必要な罹災証明の発行が遅れるなどの混乱に繋がった。

▶ 東日本大震災

- ・庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われたことにより、行政の業務継続に大きな支障を来した事例が見られた。
- ・岩手県A町では、津波により町長が行方不明となり、課長クラスの職員も大半が行方不明になるなど、136人の町職員中32人が死亡又は行方不明となった。また、2階建ての町庁舎が津波により大破状態になるとともに、住民基本台帳データ、戸籍データなどの行政データも消失した。

2－（８） B C P ・産業防災の推進

■目標

事業者は、地震発生時にとるべき行動を明確にするとともに、応急的な措置に必要な資材、食料等の整備を進める。

また、地震により被害を受けた事業所の復旧が遅れることは、雇用の確保をはじめ、地域経済・地域社会全体の復旧に多大な影響を及ぼす。そのため、あらかじめ、事業者は地震防災対策を実施するとともに、大規模災害後に事業の継続性維持、被害の拡大抑制を目的とした B C P 「事業継続計画」の作成を進め、県・市町村はこれを支援する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 企業のリスクマネジメントに必要不可欠な
B C P 「事業継続計画」、事業継続力強化計画の作成に取り組む
- 災害時において従業員の命を守るため、企業内防災訓練を実施する
- 清流の国ぎふ防災リーダー、地元の防災士や企業防災に精通している
有識者などを講師として防災に関する社内教育を行う

■行政が取り組む施策（公助）

① 実効性の高い B C P の普及強化

◎企業等の B C P、事業継続力強化計画の策定支援【県】

② 各事業者の社内における地震防災教育の推進

- ・防災士や企業防災に精通している有識者などを講師とした社内教育の実施支援【県】
- ・社内における地震防災訓練の実施支援【県】

③ 岐阜県建設業広域 B C M 認定制度（※）の普及、促進【県】

※岐阜県建設業広域 B C M 認定制度

建設業の事業継続力を高める取組みを推進し、もって本県の地域防災力の向上を図るため、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が策定する B C P とその改善に向けた継続的な活動を含めた事業継続マネジメントを認定する制度

④ 農水産業における業務継続体制の整備

- ・種苗生産者における B C P の策定促進【県】
- ・土地改良区における B C P の策定促進【県】
- ・農業者における B C P の策定支援【県】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	実効性の高いBCPの普及強化		
	商工会・商工会議所等によるBCP及び事業継続力強化計画の策定支援事業者数	—(R6)	1,400事業所(R11)
③	岐阜県建設業広域BCM認定制度の普及、促進		
	岐阜県建設業広域BCM認定団体数	8団体(R6)	9団体(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・大規模災害が発生した際、企業等の事業継続性を確保することは、被災地域のみならず、サプライチェーンを通じた経済活動の停滞を回避するためにも、極めて重要な課題。
- ・一方で、今回の地震後に内閣府が被災地を含む北陸3県及び新潟県の事業者を対象に実施したアンケートでは、「約5割の事業者が事業継続計画等を策定していなかった」「約7割の事業者が地震保険に加入していなかった」「約6割の事業者が、自らの事前対策が不十分であったと認識」など、事前の備えが十分でなかったことが明らかになった。
- ・事業者の平時の備えを訴求するとともに、災害時の事業継続に向けた事業継続計画策定や、サプライチェーン全体や地域連携・地域貢献を意識した事業継続計画マネジメントを促進していくことで、地域全体の防災力を高めていくことが必要である。

▶ 熊本地震

- ・熊本県内の企業では多くの生産拠点が被災したが、一部メーカーでは、東日本大震災を契機に策定・強化したBCPに定めた手順にしたがって、早期に生産を再開することができた。

▶ 東日本大震災

- ・東北の飼料工場が被災し、また、主要道が通行止めになり輸送に支障が生じたことにより、本県においても家畜飼料の確保が課題となった。

▶ 新潟県中越沖地震

- ・新潟県A市の金型加工メーカーでは、新潟県中越地震を経験し、その後BCPの作成に取り組んだ。その結果、中越沖地震の際には、事前対策として工場や大型機械の基礎強化、設備復旧の情報共有、防災勉強会の実施等を行っていたことにより、機械の転倒など大きな被害は発生しなかった。
- ・また、発災当日も避難路の確保や社員全員の安否確認を行い、翌日には出社可能な社員による復旧作業を行ったことで、発災翌日の午後には生産の再開、出荷の開始が可能となった。

3 地震防災における教育・啓発



3 - (1) 地震防災意識向上のための県民運動の推進

■目標

県・市町村・事業者は、「災害から命を守る岐阜県民運動」として、県民に対して地震防災の啓発を継続する。県民は、自ら住んでいる地域の地震災害の歴史、活断層の情報等を把握し、次世代に伝える。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 災害への備えを負担感なく行える「フェーズフリー」や「ローリングストック」に取り組む
- 県内各地で開催される防災イベントや消防イベントに積極的に参加する
- 岐阜県広域防災センター（各務原市川島）で
臨場感ある地震体験や、これまでに発生した地震災害について学ぶ

※フェーズフリー

“いつも”と“もしも”の垣根をなくし、日頃、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる考え方

※ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

費用や時間の面で、普段の買い物の範囲でできるとともに、買い置きスペースを少し増やすだけで済むという利点あり

※地震体験ができる施設等

・広域防災センター

防災知識の普及向上や防災用資機材の備蓄等を目的として昭和 57 年に開設された岐阜県の施設

室内に設置された振動台が前後、左右、上下に複雑に揺れ、最大震度 7 の地震が体験できる

・地震体験車

県では、地震防災啓発活動のため、地震体験車を保有運用しており、防災啓発イベントや防災訓練などに出展している



地震体験車

■行政が取り組む施策（公助）

① 県民の地震防災意識の向上、地震防災対策の取組の推進

- ◎県民総ぐるみで自助と共助の底上げを一層強力に推し進めるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開【県・市町村】
- ◎「自分の命は自分で守る」の自助・共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう「フェーズフリー」や「ローリングストック」の考え方を広く県民に普及啓発【県・市町村】

・県政モニターアンケートにおける「地震や台風などの緊急時に備えていること」の各回答の割合
(令和6年度)

・食料、飲料水を備蓄している	68.8%
・非常持ち出し品(携帯電話の充電器、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品など)を準備している	47.8%
・避難場所、避難経路を確認している	35.1%
・簡易トイレなどを準備している	28.3%
・災害時に家族が集まる場所を決めている	22.8%
・貴重品などを持ち出せるように準備している	20.4%
・消火器、バケツなどを準備している	20.1%
・災害時における家族との連絡方法を決めている	17.3%
・公衆電話を利用するための小銭を用意している	14.4%
・風呂に水をためおきしている	13.3%
・災害時における学校からの子どもの引き取り方法を確認している	12.8%
・非常持ち出し用衣類、毛布などを準備している	9.6%
・ガラスの飛散防止対策をしている	4.7%

② 岐阜県地震防災対策推進条例及び岐阜県地震防災の日（10／28）、岐阜県防災点検の日（毎月28日）の周知活動の実施

- ・岐阜県地震防災の日、岐阜県防災点検の日のPR【県・市町村】
- ・各種防災対策の点検【県・市町村】

③ 地震防災啓発活動の実施

- ◎住民参加型の防災啓発イベントの開催【県・市町村】
- ・災害対応車両や機器、防災グッズを有する関係機関と連携した防災イベントの開催【県・市町村】



「令和6年度ぎふ結のもり防災教育フェア」の様子



「令和6年度ぎふ結のもり防災教育フェア」の様子

④ イベント、講座による地震防災啓発活動の実施

- ◎「1：25,000 岐阜県活断層図」を活用した活断層認知度の向上【県】
- ◎地震防災パンフレット等啓発資料の作成・配布【県・市町村】
- ◎南海トラフ地震臨時情報の内容等の普及啓発【県・市町村】
- ◎ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等による情報提供【県・市町村】
- ◎長周期地震動（※）に関する普及啓発【県・市町村】

※長周期地震動

大規模地震で生じる周期（揺れが1往復するのにかかる時間）が長い大きな揺れのことであり、高層ビル等を長時間にわたって大きく揺らす特徴がある。長周期地震動による揺れの大きさは、4つの階級に区分されて発表される



出典：気象庁ホームページ

⑤ 岐阜県広域防災センターの機能強化

◎岐阜県広域防災センターの利用促進【県】

◎地震体験車による地震体験機会の提供【県】

- ・VR（仮想現実）ゴーグル（※）を活用した災害の疑似体験による啓発【県】
- ・防災士等による相談支援窓口の設置【県】



岐阜県広域防災センター

住 所：岐阜県各務原市川島小網町 2151 消防学校敷地内

入 館 料：無料

開館日時：毎週火曜日～金曜日、毎月第3日曜日 9:00～16:30

※祝日、年末年始（12/28～1/4）は休館



地震体験装置（※）



避難所体験



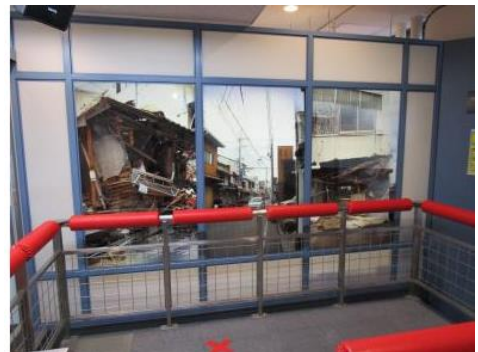
VRゴーグル
10台配備

※地震体験装置

- ・室内に設置された振動台が前後、左右、上下に複雑に揺れ、最大震度7の地震を体験
- ・正面に100インチスクリーンを配置し、地震によって崩れゆく建物など被災する街並みを映す
- ・左右の壁面には家屋の倒壊を再現する「バーチャルウォール」や、食器棚が倒れる様子を再現する「カラクリウォール」を常備

＜体験可能な地震＞

濃尾大震災、関東大震災、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、南海トラフ地震（想定）



※VRゴーグル

- ・ヘッドマウントディスプレイで、災害の高精度なVR映像の視聴が可能
- ・ブラウザで見るよりも没入感がある疑似体験
- ・映像と効果音のみのため、日本語以外を母国語とする方にも効果的
- ・収録コンテンツ
 - ①地震家の中で地震に遭遇
 - ②風水害家の中で水害に遭遇
 - ③津波体験市街地に津波が到達



⑥ 継続的な県民意識の把握

- ・県政モニターアンケートなど県民意識調査の定期的実施【県】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	県民の地震防災意識の向上、地震防災対策の取組の推進		
	活断層の認知割合	31.6%(R6)	75.0%(R11)
	南海トラフ地震防災対策推進地域の認知度	39.3%(R6)	75.0%(R11)
	災害への備えを1つでも行っている人の割合〔単年度〕	91.5%(R6)	91.5%(毎年度)
⑤	岐阜県広域防災センターの機能強化		
	「岐阜県広域防災センター」年間利用者数〔単年度〕	4,350人(R5)	7,000人(毎年度)
	地震体験車体験者数	12,527人(R5)	15,000人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・地震はどこでも発生し得るとともに、大規模地震では行政による支援が困難となる可能性が高いことも踏まえ、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という意識のもと、住宅の耐震化や家具の固定、家庭での備蓄等の国民一人一人の取組や、地域での計画策定や訓練等による地域防災力の底上げが必要であり、県民の防災意識の醸成により、大規模災害に総力戦で臨むことが必要である。

▶ 東日本大震災

- ・岩手県A市では、市内の小中学校全14校の児童・生徒約3,000人の避難率が100%に近く、ほぼ全員が無事であった。平成18年の千島列島沖地震の際に避難率が10%未満だったため、A市教委が避難訓練などを徹底して取り組んでおり、防災教育の重要性を裏付ける結果となった。

▶ その他

- ・地震災害は、その地域の特性、活断層の分布等に深く関わりがあるが、一般的に活断層の活動間隔は人間の一生よりはるかに長いため、地震の経験が後世に伝承されず、被害が甚大になるケースがある。
- ・なお、南米チリ大地震の津波によって避難指示や勧告が出された約168万人の住民のうち、避難所に避難した住民はピーク時でもわずか3.8%に留まった。これは、「毎回津波情報を出すのは大げさだ」といった、個人が独自に判断してしまう傾向が強まっていることの表れであり、行政の住民に対する「知らせる努力」の必要性を再確認する契機となった。

3 - (2) 防災に関する人材の育成・活躍促進

■目標

県・市町村・事業者は、担当者研修を継続実施するなど、防災対策の人材を長期的視野で育成する。

また、大規模地震対策は、防災担当者のみならず、全組織をあげて対応するため、全職員に対し地震防災に関する基礎的な研修を実施する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 「清流の国ぎふ防災・減災センター」が行う
「防災リーダー育成講座」を受講する
- 地域の防災訓練や研修を行う際は、地域の防災リーダーを積極的に活用する
- 日頃から、災害に関する情報、防災対策に関する情報の入手に努める

※防災リーダー育成講座

清流の国ぎふ防災・減災センターでは、防災に関する専門的知識を取得し、将来地域の防災リーダーとして活躍することが期待できる人材の育成を目的として「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」を実施している

■行政が取り組む施策（公助）

① 市町村の危機管理体制の整備【市町村】

② 地方自治体等における人材育成事業の実施

- ・職員（首長、管理職、広報担当者を含む）を対象とした危機管理研修の実施

【県・市町村】

- ・国への派遣等による研修の実施【県・市町村】
- ・心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動装置）等の応急手当に関する研修の実施【県】
- ・救援部隊、物資の支援調整を行う人材育成の推進【県・市町村】
- ・社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）の養成【県・関係機関】

◎外国人防災リーダーの育成・活躍促進【県】（再掲）

- ・災害時語学ボランティア等の人材の育成・確保【県・市町村】（再掲）

③ 「清流の国ぎふ防災・減災センター」（※）を核とした防災人材の育成・活躍促進

◎地域で活躍できる防災リーダーの継続的な育成【県・関係機関】

◎育成した人材が地域で活躍できる機会の創出【県】（再掲）

◎防災リーダー育成講座、避難所運営基礎講座、避難所運営指導者養成講座等の実施

【県・関係機関】（再掲）

※清流の国ぎふ防災・減災センター

- ・防災減災に係る人材育成や行政・企業等への技術支援に加え、地震被害想定調査研究など、防災・減災に係る実践的シンクタンク機能を担う
- ・県と岐阜大学が共同で設置



④ 事業所における人材育成

- ・事業所における防災専門職員の育成、人材育成事業の支援【県】

⑤ 防災業務経験者、防災関係の有識者との連携

◎防災士（※）との連携【県・市町村】

※防災士

- ・NPO法人日本防災士機構が定めた一定の防災に関するカリキュラムと試験を修了し、防災に関する知識と実践力を身に付けた人
- ・令和6年12月末時点での県内の防災士数9,767人（日本防災士機構）

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
②	地方自治体等における人材育成事業の実施		
	AED研修の受講県職員数	604人(R5)	4,000人(R7-R11)
	社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数	684人(R6)	800人(R11)
③	「清流の国ぎふ防災・減災センター」を核とした防災人材の育成・活躍促進		
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数【再掲】	1,430人(R5)	2,130人(R11)
⑤	防災業務経験者、防災関係の有識者との連携		
	防災士の育成数	9,237人(R5)	12,500人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・地域の意欲ある人材に、避難所運営や避難生活支援の知見・ノウハウを習得してもらうための研修の充実を図るべきである。具体的には、地域において避難所の運営・生活環境向上に取り組むボランティア人材である避難生活支援リーダー/サポーター研修の充実を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用できるデータベースを整備すべき。
- ・今回の災害では、豊富な支援経験を有する300を超えるNPO等の専門ボランティア団体が発災直後から被災地入りし、物資の提供、炊き出しや、避難所の運営支援や車中泊・在宅等避難所外避難者への支援、重機作業などの支援を実施した。
- ・一部の地区で防災士や地区の役員等により自主防災組織が設立され、避難計画の作成や継続した避難訓練の実施等の「共助」の取組が行われていたため、発災時に効果的な避難行動を取ることができた例もあるなど、「共助」の重要性が改めて認識されたところである。

▶ 東日本大震災

- ・岩手県は、県職員計13人を常駐させるなど、5月までに延べ約5,000人の職員を、被災した県内市町村からの要請に基づき派遣しており、市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立が必要。

▶ 岩手・宮城内陸地震

- ・宮城県では、災害時における職員の事務分掌の理解が不足していたことにより、収集すべき情報や実施する災害対応業務を迅速かつ十分に進めることができなかった。

3－（３） 災害伝承等の地震防災教育の推進

■目標

県・市町村は、県民への防災意識啓発を展開し、災害教訓の伝承、継承の強化を図ることが重要である。

自宅周辺の環境の把握にあたっては、断層だけでなく、地震により堤防の被害も考えられるため、海拔の低い地域では、特に自宅周辺の河川との関係を把握しておくべきであるため、県民が地形の特徴を把握できる研修会を行い、自ら避難場所の確認や避難経路、避難方法を考えてもらう。

■行政が取り組む施策（公助）

① 災害伝承による地震防災教育の実施

- ・過去の災害情報の収集と整理【県】
- ・濃尾大震災等に関するパネルの活用【県】
- ・被害想定結果の公表による南海トラフ地震の啓発の実施【県・市町村】
- ・自然災害伝承碑等による災害教訓の普及啓発の実施【県・市町村】
- ・地震を含む自然災害に関する防災教育の実施【県】

② イベント、講座による地震防災啓発活動の実施

- ・職員による出前トークの実施【県】
- ◎県立学校地域防災リーダー育成プログラムや
教員の防災教育スペシャリスト養成研修等の実施【県】



出前トークの様子

③ 少年消防クラブを通じた年少者への防災教育の実施【県・市町村】

④ ◎学校における防災を中心とした実践的安全教育の推進【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
④	学校における防災を中心とした実践的安全教育の推進		
	高校生防災アクション実施校数	47 校 (R5)	84 校 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・地域における防災力には差が見られるが、過去の災害経験をもとに伝承活動等を通じて、地域の防災力を高めている事例もあり、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められている。
- ・適切な避難場所や避難ルート等の災害時取るべき避難行動の確認、家族等との連絡手段の確保、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、建物の耐震診断及び補強の実施、家具の固定や感震ブレーカーの設置、地震保険等への加入など、各個人が実施すべき防災対策を啓発するとともに、子供の頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を展開していく必要がある。

▶ 東日本大震災

- ・宮城県A市のB島においては、869年に発生した大地震（いわゆる貞観地震）の言い伝えによる石碑が残っており、この石碑より下は危険とされていたため、東日本大震災では、約1,000人の島民が貞観地震の石碑より高台に逃げ、犠牲者が数人に止まった。
- ・また、岩手県C市の姉吉地区（12世帯約40人）では、昭和三陸地震の後に立てられた石碑の下には家屋を建てないことを守っていたため、全ての家屋が被害を免れた。

4 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化



4 - (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化

■目標

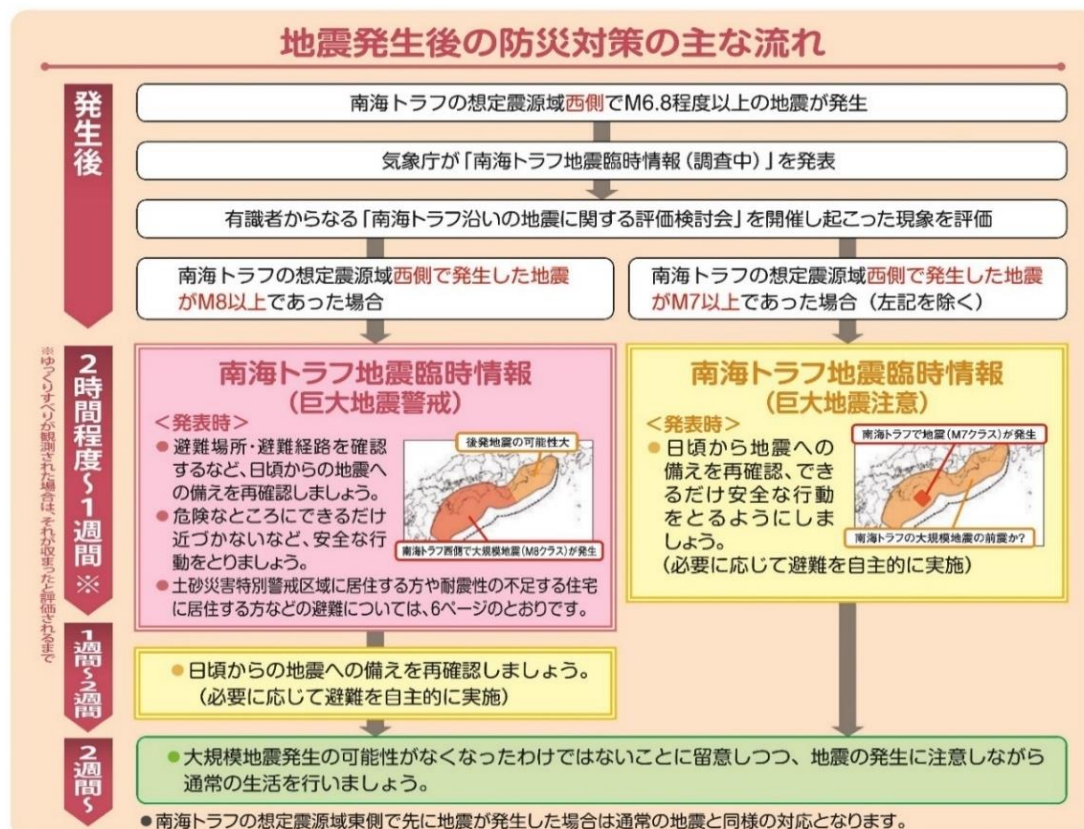
南海トラフ地震臨時情報（※）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、**事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。**

また、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報を迅速かつ着実に伝達するとともに、住民が臨時情報発表の意味を正しく理解し、臨時情報発表時には避難や身の安全を守るなど災害リスクに応じた適切な防災行動につなげられるよう、**必要な防災教育や防災訓練を実施する。**

※南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報

巨大地震警戒	南海トラフ想定震源域内のプレート境界において、M 8.0 以上の地震が発生した場合
巨大地震注意	南海トラフ想定震源域内のプレート境界において、M 7.0 以上、M 8.0 未満の地震が発生した場合 等
調査終了	上記の条件を満たさない場合



出典：「迫る地震に備えましょう」パンフレット

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 南海トラフ地震臨時情報の内容や区分、取るべき行動を正しく理解しておく
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、
デマ情報に惑わされず落ち着いて行動する
- 南海トラフ地震に備えて、
ご自宅の家具や家電の転倒防止、窓ガラスの飛散防止など安全対策を行う
- 最低でも3日分、できれば1週間分の食料や水、
毛布や燃料、常備薬などを備蓄する



出典：「迫る地震に備えましょう」パンフレット

■行政が取り組む施策（公助）

① 防災体制の整備

- ◎南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制の整備【県・市町村】
- ◎「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の随時の見直し【県】

② 避難対策の充実

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時に、急傾斜地等における土砂災害など災害リスクに応じた事前の避難など、地域の実情に合わせた避難対策の充実【市町村】
- ・事前に避難する住民の避難所の確保【市町村】
- ・他県からの避難者や観光客等の受入れを想定した避難対策の検討【県】

③ 要配慮者対策の充実

◎個別避難計画の作成【市町村】（再掲）

- ・要配慮者利用施設における南海トラフ地震臨時情報等発表時の防災対策の検討の促進【県・市町村】

④ 情報伝達体制の整備

- ・住民や観光客等への情報伝達体制の整備【県・市町村】
- ・高齢者や外国人等に対する情報伝達体制の整備【県・市町村】

⑤ 地域における防災訓練の実施

◎南海トラフ地震をはじめとする巨大地震を想定した防災訓練の実施【県・市町村】（再掲）

⑥ 実効性の高いBCPの普及強化

◎南海トラフ地震に備えたBCP作成の支援【県】

⑦ 南海トラフ地震防災対策推進計画（地域防災計画）の見直し【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
⑤	地域における防災訓練の実施		
	巨大地震の発生を想定した防災訓練（災害対策本部の設置・運営）を実施した市町村数【再掲】	20 市町村(R6)	42 市町村(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年8月8日16時42分頃に発生した日向灘を震源とする地震

- ・南海トラフ地震の想定震源域でM7.1の地震が発生し、情報の運用開始から初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。
- ・「どう対応していいかわからない」との声が多数聞かれ、自治体や事業者ごとでも対応が分かれた。

4－（２） 南海トラフ地震臨時情報の普及啓発

■目標

県・市町村は、南海トラフ地震臨時情報の普及啓発に取り組み、情報の認知度を高めるとともに、必要な地震対策について周知を行う。

令和６年度に実施した「県政モニターアンケート（調査期間：令和６年６月１７日～７月１２日）」の結果では、南海トラフ地震臨時情報についての認知度は３２．９％にとどまっている。

■行政が取り組む施策（公助）

① イベントや講座、ＳＮＳによる啓発活動の実施

◎南海トラフ地震臨時情報の内容等の普及啓発【県・市町村】（再掲）

- ・国の事例集や映像・動画、リーフレットなどを活用した情報発表時の対応の理解促進【県・市町村】
- ・在住外国人向け防災啓発講座の実施（災害時の情報入手、防災意識の向上等）【県・市町村】（再掲）

② 南海トラフ地震臨時情報の発表に備えた個人備蓄の普及啓発

- ・県民による食料や燃料等の備蓄の推進【県・市町村】

・南海トラフ地震の被害と対策に係る映像資料

映像視聴（内閣府防災情報のページ）

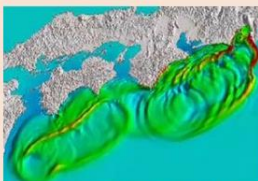
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankai_syuto.html

南海トラフ巨大地震編

地震・津波発生メカニズムや過去の地震について解説した後、南海トラフ沿いでマグニチュード９クラスの巨大地震が発生した想定でシミュレーションしていく



強い揺れによる建物崩壊



広域に及ぶ津波災害



巨大津波による被害

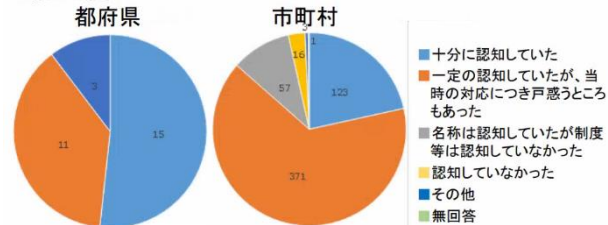
・内閣府啓発資料



・国によるアンケート調査

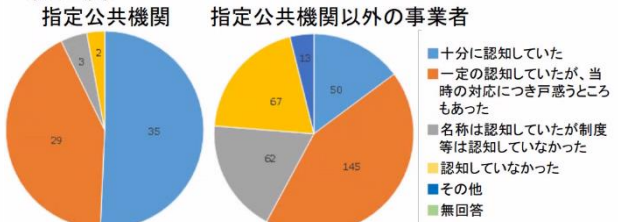
令和6年8月8日、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、各地において様々な対応・反応があったため、当時の地方公共団体や事業者における対応等を把握し、検証・運用改善に役立てることを目的に、国がアンケート調査を実施

<認知度>



都府県の9割近く、市町村の8割以上が、発表前から臨時情報の制度を認知。十分に認知していたのは都府県で約5割、市町村では約2割で、当時の対応につき戸惑ったところも多かった。

<認知度>



指定公共機関の約9割、指定公共機関以外の事業者の約6割が、発表前から臨時情報の制度を認知。十分に認知していたのは指定公共機関でも約5割。

【課題点・今後の改善点・意見等】(地方公共団体・事業者)

- ・警戒と注意の書き分け等、防災計画等への記載の拡充。
- ・職員参集体制の見直し、訓練・研修の実施等。
- ・平時から住民への丁寧な説明、関係機関の対応の共有が必要。
- ・多言語を活用し、訪日外国人等向けの周知・広報を行うべき。

- ・臨時情報は、空振りを恐れず発表するべき。
- ・国は、住民や企業がとるべき対応を統一的に示すべき。
- ・買い急ぎや買い占め等が発生しないよう、啓発が重要。

等

出典：内閣府資料（抜粋）

・国による検証

令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、各地において様々な対応・反応があった

そうした一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における検証を経て、改善方策（以下、抜粋）を国がとりまとめた

方策①：平時からの周知・広報の強化

- 臨時情報発表時に、国民及び防災関係機関が、戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要。そのため、平時から、臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすること等を目指した周知・広報を強化。（防災意識の周知・広報における政府広報との連携。）

- ・新聞広告、テレビCM、ラジオ番組等
- ・動画及びWEBコンテンツ作成・HP掲載
- ・周知広報資料の再周知・多言語化
- ・チェックリストの充実



地方紙の防災の取組と連携した新聞広告の実施



動画
備えは目録から
事案における災害への備え

方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実

- 臨時情報発表時に、内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にとるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明。（臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。）
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。



日頃からの地震への備えの再確認



非常持出品の常時携帯

出典：内閣府資料（抜粋）

■ 目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	イベントや講座、SNSによる啓発活動の実施		
	南海トラフ地震臨時情報の認知度 [単年度]	32.9%(R6)	75.0%(R11)
	災害に備えて水・食料を備蓄している人の割合	68.8%(R6)	75.0%(R11)

(2) 応急対応による減災対策

5 迅速な初動対応



5 - (1) 災害対策本部の初動体制強化

■目標

県・市町村は、地震発生を的確にキャッチし、迅速に災害対策本部を立ち上げるための体制を整備する。

また、県は、災害対策の中核拠点である県庁の5階危機管理フロアに設置する「岐阜県災害対策本部」において、情報収集・伝達、指揮命令等の本部機能が十分発揮できるよう、震災に備えた設備を備え、市町村や関係機関と連携し迅速に災害対応に当たる。

なお、市町村においても、県の災害対策本部と適切に連携できるよう震災に備えた設備を整える。

■行政が取り組む施策（公助）

① 迅速に災害対策本部を設置するための常設（※）の災害対策本部用設備の整備

【県・市町村】

② 速やかな災害対策本部（※）の設置と本部の的確な運営統括【県・市町村】

※常設

災害対策本部の設備（会議のためのスペース・設備や通信機器）が、平時から設置されている、または迅速に設置できる環境が平時から準備されている状態



岐阜県庁舎（令和5年1月開庁）



行政棟5階危機管理フロア 災害対策本部室

<機能>

■耐震性・耐浸水性の強化

- ▶大規模地震発生時にも構造体の補修をすることなく業務遂行が可能な、通常建築物の1.5倍の耐震性を確保
- ▶受変電設備や非常用発電機など主要な設備を2階以上に配置するとともに機械棟1階の主な入口に水密扉を設置

■災害時の庁舎機能の維持（電力や水などのライフライン機能の維持）

- ▶電力 事故や災害のリスクが低く、途絶時でも早期に復旧される特別高圧を2回線で受電
非常用発電機2機を設置するとともに、72時間以上連続運転可能な燃料を備蓄
万が一の非常用発電機の停止時でも、電源車両等による外部からの電源供給が可能
- ▶水 上水道と地下水の複数水源を確保し、一定量を常時貯水
- ▶ガス 耐震性があり、途絶時でも早期に復旧される中圧導管による都市ガスの引き込み
シャワーや炊き出しに利用できるLPガスバルクタンクの設置
- ▶通信 電話等の通信線を2回線で引き込み
- ▶排水 公共下水道が使用できない場合に備え、災害時汚水貯留槽を設置
災害時汚水貯留槽と仮設浄化槽とを接続できるよう配管を整備
- ▶庁舎設備 エレベーターには地震による休止後、自動で安全を診断し運転再開する機能を付加

■災害対策機能の強化

▶災害対策本部機能

行政棟5階を危機管理フロアとし、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備
災害対策本部室、災害情報集約センター、危機管理部執務室等の危機管理機能を同一フロアに集約すること
による、円滑、迅速な災害対応
食料・飲用水等を保管できる備蓄倉庫を設置

▶ヘリポート

県庁前公園に防災活動等に使用するヘリポートを、行政棟屋上に緊急時の避難・消防活動に使用するヘリポートを設置

※災害対策本部（体制の設置基準）

設置基準	本部体制
県内で震度5弱の地震が発生したとき	岐阜県災害警戒本部 ※副知事トップ
県内で震度5強以上の地震が発生したとき	岐阜県災害対策本部 ※知事トップ ⇒全職員が参集（全庁体制）

③ 初動体制の整備

- ・災害時の参集を可能とするための職員の自助能力の向上【県・市町村】
- ・職員の参集基準、緊急連絡網の整備、初動要員の体制整備、参集訓練の実施、24時間体制の整備【県・市町村】
- ・全庁的な職員の連絡先の把握、安否確認及び参集訓練等の実施などの参集職員を確保するための対策の徹底【県・市町村】
- ・災害対応全体を俯瞰できる災害マネジメント支援職員（※）の拡充【県・市町村】
- ・初動要員に対する年度当初の研修会の実施【県】
- ・災害時における情報連絡員（※）の早期派遣【県】

◎総合通信指令システムの高度化【県】

◎協定に基づく初動連絡体制について、ホットラインを複数確保するよう見直すとともに、定期的に訓練を実施し、連絡体制や応援手順の実効性を確保【県】

- ・県・市町村・ボランティア団体等との連携を確認する総合防災訓練の実施【県・市町村】

※情報連絡員

南海トラフ地震や風水害等の災害発生時に、被災市町村の被害情報や支援に係るニーズ等を的確に把握するために派遣（2名1組で派遣）

<派遣基準>

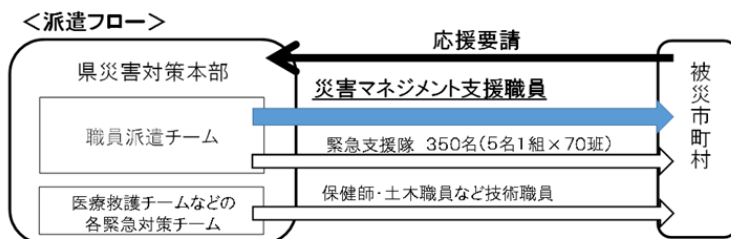
- ・本部長が、災害の状況により特に連絡員の派遣の必要があると認めたとき
- ・管内市町村で震度5強以上の地震が発生したとき
- ・管内市町村において次のいずれかに該当し、支部長が必要であると認めたとき
 - ①避難指示又は緊急安全確保が発令された場合
 - ②台風の予測進路・勢力等から著しい被害の発生が想定され、市町村（災対本部）との連絡調整が必要な場合
 - ③その他、市町村において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合であって、情報収集その他の対応を行う必要が認められる場合

※災害マネジメント支援職員

平成28年熊本地震の検証を踏まえ、大規模災害発生時に、被災市町村に対し、災害対策全般をサポートする職員を派遣する仕組みを構築（2名1組で派遣）

<派遣基準>

- ・南海トラフ地震や風水害等激甚な災害の発生により、災害対策本部機能が著しく低下し、被災市町村の災害対策全般についてサポートが必要な場合に、被災市町村からの応援要請に基づき派遣
- ・なお、情報連絡員から提供された情報等により、直ちに派遣する必要があると認められる場合は、被災市町村に災害マネジメント支援職員の派遣を提案するとともに、派遣に向けた調整及び諸準備を推進



令和6年能登半島地震における職員派遣

④ 地震発生直後のドローン・防災ヘリコプター等による情報収集体制の整備

- ・ヘリコプター統括管理体制の強化【県】
- ・ドローンなど新技術の活用場面や効果的な活用方法に関する検討会の開催【県】（再掲）



岐阜県 防災ヘリコプター
「若鮎Ⅰ」



岐阜県 防災ヘリコプター
「若鮎Ⅲ」



情報収集用ドローン
県内5圏域に1台ずつ配備

⑤ 災害の長期化に対応できる体制の整備

- ・災害対応職員のバックアップ体制の整備（規定の整備等）【県・市町村】
- ・災害対策装備資機材の整備【県】
- ・警察職員用非常食の整備【県】
- ・県及び市町村災害時相互応援協定内容の充実強化【県・市町村】
- ・中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づく迅速な応援要請判断【県】
- ・災害救助法（※）の迅速な適用判断【県・市町村】

※災害救助法の救助項目

救助項目	救助の内容
避難所の設置	○ 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供及び入浴支援など実施 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供 ○ 指定避難所だけでは不足する場合等は、ホテル・旅館等や研修所等も避難所として活用することが可能
応急仮設住宅の供与	○ 災害により住宅が全壊又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することが可能
炊き出しその他による食品の給与	○ 災害により食料が購入できない、自宅で調理ができない、などの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与が受けられる
飲料水の供給	○ 災害により飲料水が購入できない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられる
被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	○ 住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して実施
医療・助産	○ 災害の発生により医療や助産の途を失った者に対して、診療、薬剤の支給、分べんの介助等を提供
被災者の救出	○ 災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等の緊急的な修理
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	○ 自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの
学用品の給与	○ 住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒に対して行うもの
埋葬	○ 遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するもの
死体の捜索	○ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して捜索を行うこと
死体の処理	○ 遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの
障害物の除去	○ 半壊又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの
救助事務費	○ 救助の事務を行うために要した時間外勤務手当、旅費などの事務費
避難所の設置、救助のための輸送費及び賃金職員雇上費	○ 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者を対象に広域避難や事前避難を実施 ○ 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者については、船舶やバス等の借上げ等により輸送 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供

⑥ 災害対策本部機能の確保

- ・ 予定施設が使用できない場合の代替施設の確保【市町村】
- ・ 備品の整備、災害対策本部要員の水・食料の備蓄【県・市町村】

⑦ 国関係機関との円滑な連携体制の確保

- ◎ 新県庁舎における危機管理フロアを最大限活用した関係機関との連携した災害対応体制の構築【県】

⑧ 防災に係る法や制度（災害救助法等）に関する職員の理解促進【県・市町村】

■ 目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
④	地震発生直後のドローン・防災ヘリコプター等による情報収集体制の整備		
	県職員のドローン操作研修受講者数	174 人 (R6)	630 人 (R11)

■ これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・ 発生当日に参集できた職員の割合が2～4割に止まった被災自治体や、災害対応の陣頭を執る首長が登庁できなかった被災自治体も発生した。災害時の初動・応急期対応については、夜間休日の発災や職員が十分に参集できない場合等、様々なシナリオを想定し災害に備えることが重要である。
- ・ 被害の甚大さもあって、初動時において、被災市町の災害対策本部が混乱を来し、県のリエゾンも十分に機能を発揮できない状況を余儀なくされた。
- ・ 災害救助法の適用範囲等の各制度に関する知識や運用のためのノウハウをもった職員が不足し、支援の質等に課題が見られたため、各種制度の習熟・研修や、災害時の初動・応急期対応を想定し、避難所開設・運営、支援物資の調達・輸送、被害認定調査や罹災証明書の発行等に関する訓練・研修を実施することが重要である。

▶ 熊本地震

- ・ 地震発生後、熊本県は県庁10階に災害対策本部を設置したが、相次ぐ余震によりエレベーターが停止。県庁2階に設置された政府の現地対策本部との連絡調整のため、階段を往復することを余儀なくされ、国との意思疎通に支障が生じる事態となった。

▶ 東日本大震災

- ・ 相当期間にわたって、極めて広範囲の地方公共団体が十分に機能することができない事態が発生した。

▶ 阪神・淡路大震災

- ・ 公共交通網の途絶、電話などの通信網の不通、職員や家族の被災という悪条件が重なり、職員が迅速に災害対策本部に参集できなかった。

▶ その他

- ・新潟県中越地震発災後 1 時間以内にすべての県庁本庁所属において職員が登庁し、発災約 1 時間後に災害対策本部員会議が開催された。
- ・岩手・宮城内陸地震では、職員登庁率が低く（宮城県庁本庁：58.9%）、休日・時間外の初動体制が十分とはいえなかった。

5 - (2) 被災情報の収集と提供及び関係機関との情報共有

■目標

県・市町村は、迅速・的確に被災者のニーズを把握するため、情報収集・集約体制を整備する。また、復旧が長期にわたる場合も想定し、恒常的な相談窓口を設置するほか、被災住民が求める生活情報等の提供体制を整備し、県民がデマに惑わされないように、正確な情報の提供に努める。また、地震に強い通信設備整備や非常通信訓練を実施する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 県の公式 LINE アカウントを登録して、
地震情報や防災イベントなどに関する情報を収集する
- 県の総合防災ポータルサイトを確認し、
平時からの備え、災害時の適切な避難行動に役立てる
- 緊急地震速報の入手方法について理解を深めておくほか、
緊急地震速報が発表されたときの「命を守る行動」を考えておく

※緊急地震速報

- ・入手方法は テレビやラジオによる放送、防災行政無線による放送、携帯電話による受信
- ・情報を見聞きした時の行動は

まわりの人に声をかけながら

「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本

○屋内では 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
慌てて外に飛び出さない、無理に火を消そうとしない

○鉄道バスでは つり革、手すりにしっかりつかまる

○エレベーターでは 最寄りの階に停止させ、すぐに降りる

○屋外では ブロック塀の倒壊に注意

看板や割れたガラスの落下に注意

○車の運転中は 急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす

ハザードランプを点灯し、周りの車に注意をうながす

■行政が取り組む施策（公助）

① 被害情報の収集、集約に関する体制整備

- ・被害情報の収集、集約業務マニュアルの整備【県・市町村】
- ・迅速かつ的確な災害対応の実施に向けた必要な被害情報集約システムの機能強化の実施【県】
- ・被害情報集約システムの活用徹底による迅速な情報収集及び全容把握【県・市町村】
- ・避難所等における被災者の要支援情報を迅速・的確に把握し共有する仕組みづくり（マニュアル化又はガイドラインの作成、ハード面の整備促進）【県・市町村】
- ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）（※）と被害情報集約システムとの連携【県】
- ・SNSやAI技術（スペクティ機能等）（※）を活用した災害関連情報の迅速な収集【県・市町村】

- ・防災DXによる官民が連携した防災情報等の有効活用への検討【県】
- ・災害情報の共有等の連携強化【市町村】
- ・自治体Wi-Fiの整備の推進【市町村】

◎交通管制システムの整備【県】

- ・交差点監視カメラの活用等による交通情報収集体制の強化【県】
- ・県管理道路上における道路監視カメラの設置【県】

※新総合防災情報システム（SOBO-WEB）

災害対応機関間で災害情報を地理空間情報として共有するシステム

災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的とし、令和6年4月から内閣府において運用を開始



避難情報の発令支援
（土砂災害警戒情報と避難情報の重ね合わせ）



土石流被害区域の被害家屋把握支援
（ドローン画像と家屋地図等の重ね合わせ）

次期総合防災情報システムの利用イメージ（出典：内閣府資料）

※スペクティ

SNSに投稿された災害関連情報をAIが24時間、365日リアルタイムで自動解析・配信するサービス



② 非常通信の整備、通信施設の耐震化、回線の二重化の推進

- ・岐阜県防災情報通信システムの適正な維持管理及び必要な機能強化、設備更新

【県・市町村】

- ・衛星携帯電話の整備【市町村】
- ・市町村防災行政無線のデジタル化の推進【市町村】
- ・早期通信手段確保対策の推進（衛星インターネットの活用を含む）【県・市町村】
- ・岐阜情報スーパーハイウェイの耐災害性強化【県】

③ 正確な災害情報の提供

- ・災害対策本部設置、避難情報、避難所情報等の情報について地上デジタル放送による情報提供の実施【県・市町村】

◎ホームページ・SNS活用による防災情報・ライフライン情報の提供【県・市町村】

◎県公式LINEアカウント（※）の登録促進【県】

- ・「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく迅速な氏名公表手順の確認【県】
- ・デマ情報に惑わされないことがないよう防災啓発の継続的な実施【県・市町村・関係機関】

※岐阜県公式LINEアカウント

LINEのトーク画面から各種防災情報が確認できるほか、
緊急時には、登録した市町村に応じて避難情報等が自動配信されます

<受信可能な防災情報>

- ・大雨や大雪、火災予防など留意すべき気象情報・防災情報のほか、
防災イベントの開催に関するお知らせ
- ・市町村ごとの避難情報、気象警報、土砂災害警戒情報
- ・地震情報、指定河川洪水予報、噴火警報



LINE二次元コード

④ 県と非常通信を確保する団体・事業者との連携強化（連携方法の確認、非常通信訓練の実施）【県・事業者】

- ◇東海地方非常通信協議会とその構成員
- ◇（一社）日本アマチュア無線連盟
- ◇岐阜県タクシー協会

⑤ 市町村における広報、広聴等に関する体制の整備

- ・市町村における相談体制の整備（業務マニュアルの整備）【市町村】
- ・広報、広聴に関する業務マニュアルの整備（外国人、障がい者等の要配慮者に配慮した伝達・表現方法の検討、危機管理広報への対応を含む）【市町村】
- ◎生活復旧（生活相談、見舞金、融資、税減免、国・県の被災者生活再建支援制度等）、
経済復旧（融資、租税減免等）に関する業務マニュアルの整備【市町村】

⑥ 県における相談体制の整備

- ・災害対策本部県民相談チームの運用体制の強化【県】

⑦ 住民への情報伝達システムの整備

- ・市町村防災行政無線のデジタル化や戸別受信機の整備等、全ての住民がより確実に防災情報を入手できる通信手段の整備【市町村】
- ◎震度情報ネットワークシステムの更新【県】
- ・エリアメール等による緊急情報伝達体制の整備【市町村】
- ・Lアラート（災害情報共有システム）による災害情報伝達の充実【県・市町村】

⑧ ◎テレビ・ラジオ・新聞などの協力による情報提供体制の整備（放送協定、避難指示等の伝達体制の強化等（体制の点検、訓練の実施））【県】

⑨ 緊急地震速報の伝達体制の整備

- ・住民、事業所、学校等での緊急地震速報の受信体制の整備（携帯電話、専用受信端末等）
【県・市町村】
- ・全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と防災行政無線等を活用した伝達体制の整備
【市町村】

■ 目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	被害情報の収集、集約に関する体制整備		
	県管理道路上における道路監視カメラの設置箇所数	121 箇所(R6)	140 箇所(R11)
②	非常通信の整備、通信施設の耐震化、回線の二重化の推進		
	衛星携帯電話の整備市町村	34 市町村(R5)	42 市町村(R11)
③	正確な災害情報の提供		
	岐阜県公式 L I N E 友達登録者の数	10,032 人(R6)	20,000 人(R11)

■ これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・地震発生直後には、SNS 上に被災者を装う悪質な投稿や実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、住民に対する迅速な注意喚起及び正確な情報発信を実施するとともに、平時から災害時の情報収集などについて啓発を行う必要がある。
- ・特に災害発生の初動時において、市町村からの被害情報が入りづらい状況や、普段のやり取りが少ない関係機関のリエゾンとの情報共有が不十分な状況も見られた。また、本地震による死者、行方不明者及び災害関連死という人的被害の数値について、県が公表した数値に誤りや混乱が見られた。
- ・発災直後から、道路啓開などインフラ復旧のため多くの国の職員が現地に入り、被災地の被害情報の収集・把握が進められた。しかし、今回は夕刻に発災したため夜間に被害状況の把握を行う必要が生じ、航空機等の映像からは建物倒壊等の個別の被害や被害の規模感を把握することが困難であった。
- ・市町の区域を超えた広域避難が生じる中、被災者情報の把握・集約に手間取った。こうした情報集約に当たっては、民間のデジタル人材が被災自治体の現場に入り、データベースをその場で応急的に構築して運用するなど、災害対応をデジタル面から支援した。
- ・発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じ、特に孤立集落との通信手段の確保が課題となった。このような状況の中、衛星インターネットの活用による通信環境の改善も見られたほか、車載型基地局、可搬型衛星アンテナ等が活用された例もあった。一方で、衛星インターネット機器の活用に当たっては、自治体職員による据付・設定対応への理解の増進が必要といった課題があった。

▶ 東日本大震災

- ・住民への主要な情報伝達ルートである市町村防災行政無線が被災し、岩手県 A 町は 7 割、B 市では 4 割弱、C 市では 3 割が機能しない状況となった。

▶ 新潟県中越地震

- ・発災直後は被害の大きくない自治体から県庁に大量の電話、FAXがあり、その内容の確認に手間取った。一方、停電した自治体とは連絡が取れず、県職員を派遣したものの、携帯電話を含む電話回線の輻輳・途絶のため、当該職員との連絡もつかないケースもあった。

▶ その他

- ・過去の大規模地震では、携帯電話を含む電話回線の輻輳・途絶が多く生じ、非常通信の設備が乏しい自治体では初期の被害状況の伝達が遅れたケースがあった。また「震度情報ネットワークシステム（震度計を各地に設置し、震度情報を気象庁や消防庁へ電送するシステム。震度情報は、マスコミを通じて公表される。）の故障等により、迅速な震度情報が集約できず、情報提供が遅れたケースが相次いだ。

5－（３） 公共土木施設復旧体制の早期整備

■目標

県は、公共土木施設等に係わる災害が発生し、またはその恐れがある場合において、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るため、災害応援協定団体等から円滑に応援協力を得られるよう、連携体制を整備する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 国土交通省、隣県との連携体制の整備

- ・ 県単独での早期調査・復旧が困難な場合に備えた、災害応援協定団体等との相互窓口の確認【県】

- ・ 国土交通省による地方公共団体への災害時支援

- ・ ホットラインによる情報連絡体制の確立
- ・ 情報収集・提供（ヘリコプターからの映像配信等）
- ・ 県・市町村への情報収集員（リエゾン）派遣
- ・ T E C－F O R C E の派遣
- ・ 車両・建設機械・応急組立橋等応急復旧資機材の貸付
- ・ 通信機器等の貸付・操作員派遣
- ・ 災害緊急対応事業の実施
- ・ 「地域総合支援室」の有効活用

- ・ 緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E） ※平成20年5月発足

- ・ 全国の地方支分部局職員等が国土交通省の総合調整により活動
- ・ 国が主体的に緊急調査を実施
- ・ 関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施（初動時の緊急調査等を国費100%で実施）

② 大規模土砂災害急迫時の緊急調査の実施にかかる国及び市町村との連携

- ・ 国土交通省や市町村との相互窓口の確認【県】
- ・ 市町村を対象とした「土砂災害防止法に基づく緊急調査」の概要説明会を実施【県】

③ 土砂災害の被害拡大防止に向けた天然ダム等の早期発見と監視・計測に向けた取り組み

- ・ ドローンを活用した天然ダム等の土砂災害の早期発見【県】
- ・ 土石流センサー等を活用した土砂災害の監視・計測、緊急避難体制の確保【県】

④ 大規模地震発生時において県が実施する土砂災害警戒区域や砂防施設等の緊急点検にかかる国との連携

- ・ 直轄砂防事務所が行う情報伝達訓練等への参加【県】

⑤ 県と災害応援協定団体等との連携強化

- ・ 災害応援協定連絡会議の開催等による相互窓口の確認【県】
- ・ 各協会等との防災訓練の実施【県】
 - ◇（一社）岐阜県建設業協会
（被災者の救出支援、道路・河川・その他の施設の応急復旧、緊急輸送道路の確保のための措置）
 - ◇（一社）岐阜県測量設計業協会（被害状況調査）
 - ◇岐阜県橋梁会（被害橋梁の調査）

- ◇岐阜県土木建築解体事業協同組合（被災者の救出支援）
- ◇（一社）岐阜県道路交通安全施設業協会（道路交通安全施設の被害状況調査）
- ◇（一社）全国特定法面保護協会岐阜県事務所（道路斜面等の被害状況調査）
- ◇（一社）岐阜県造園緑化協会（街路樹の被害状況調査・応急復旧）
- ◇岐阜県地質調査業協会（被害状況調査）
- ◇岐阜県鋼構造物建設協会（横断歩道橋の被害状況調査）
- ◇中部地方整備局及び管内各県、政令市（情報共有、資機材の貸与、被害状況調査、緊急対応）
- ◇北陸地方整備局及び管内各県、政令市（情報共有、資機材の貸与、被害状況調査、緊急対応）

等

⑥ 公共土木施設等の早期の応急復旧に向けた資機材の備蓄

- ・サテライト拠点を含む災害時応急対策用資機材備蓄拠点の整備【県】
- ・道路啓開等を目的としたバックアップ拠点の整備【県】
- ・関係機関と連携した訓練の継続的な実施【県】

⑦ 迅速な災害復旧体制の整備(岐阜モデル)

- ・災害復旧支援隊（DRS）（※）、災害査定前着工及びプレキャスト製品の活用など早期復旧に向けた取組みの推進【県】
- ・360度カメラなどの新技術を活用した災害査定の効率化【県】

※災害復旧支援隊（DRS）

- ・災害復旧に関する知識、経験及び技術を有する岐阜県土木職員OBの方から現役の職員へ技術的助言を行う体制として、令和3年8月1日に災害復旧支援隊（DRS）を構築
- ・災害発生後、県砂防課が、土木事務所、市町村からの要請を受けて、DRS名簿登載隊員の中から、派遣を依頼
- ・派遣されたDRSは、現地において職員に「被災現場の確認、復旧工法、仮設工法の検討に対する助言」「応急工事の工法、改良復旧事業の適否等に対する助言」等を実施



下呂市内 河川災 現地調査の様子



恵那市内 蔵前橋 橋梁災 現地調査の様子

⑧ 建設業の担い手育成・確保

- ・「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」による産学官一体の取組み、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」認定制度及び「建設ICT人材育成センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修の推進【県】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
⑥ 公共土木施設等の早期の応急復旧に向けた資機材の備蓄			
	災害時応急対策用資機材備蓄拠点（サテライト含む）の整備箇所数	13 箇所(R6)	17 箇所(R11)
	道の駅や除雪基地等へのバックアップ拠点の整備箇所数	—(R6)	12 箇所(R11)
⑧ 建設業の担い手育成・確保			
	ぎふ建設人材育成リーディング企業認定数	338 社(R5)	430 社(R11)
	ぎふ建設人材育成・確保連携協議会正会員数	195 社(R5)	230 社(R11)
	建設 I C T 人材育成センターが主催する研修の受講者数	5,794 人(R5)	11,800 人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・道路の損壊、土砂崩れ等により、緊急輸送道路を含めた多くの道路で通行止めが発生した。加えて、通行可能な道路も渋滞したことにより被災者の安否確認、救急活動、物資輸送等に支障が発生した。
- ・広範囲で土砂災害が発生し、本県でも懸念される「天然ダム」が複数確認され、河道埋塞による浸水被害が発生した。
- ・国は石川県と連携し、T E C - F O R C E による調査や監視カメラの設置など、監視体制を構築し、地方公共団体にも監視映像を提供するなど警戒避難体制の構築を支援。また、土砂災害発生箇所のうち、不安定な状態で斜面や溪流に土砂・流木が堆積し、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高い箇所において、国による緊急的な土砂災害対策を実施。一部の箇所では、河川・砂防一体となって、土砂崩落及びそれに伴う河川の埋塞への緊急的な対策工事を実施した。

▶ 熊本地震

- ・多数の緊急輸送道路において、被災や沿道建物の倒壊等により通行止めが発生し、支援物資の輸送が滞る一因となった。

▶ 東日本大震災

- ・多くの道路網が被害を受け、津波で大きな被害を受けた沿岸部への進出のため、国土交通省の「くしの歯」作戦により道路啓開・復旧が実施され、広域的な救援ルートが確保された。
- ・一方で、堤防等河川管理施設も大規模かつ広範囲にわたる被害を受け、その被害箇所の多さから、震災後十分な対策ができないまま出水期を迎えざるを得ない状況にある。

５－（４） 地震時における道路ネットワークの確保

■目標

県・市町村は、早期の通行確保のための復旧体制を整備する。また、大規模災害時に国等が行う交通管制の情報収集等も含め、地震時にネットワークとして機能するための交通規制を行う体制、空路による輸送手段の体制を整備する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 緊急輸送道路等の復旧体制に係る道路管理者間の連携

- ・市町村担当者窓口の確認【県】
- ・国管理、県管理道路の通行規制情報の共有【県】
- ・国、県、市町村を構成メンバーとする情報共有会議の開催及び通行規制情報の共有方法の協議【県】

② 県と災害応援協定団体等との連携強化（再掲）

- ・災害応援協定連絡会議の開催等による相互窓口の確認【県】（再掲）
- ・各協会等との防災訓練の実施【県】（再掲）

③ 緊急時に備えた交通規制、公共交通の確保

- ・大規模停電時の交通規制の検討【県】
- ・大規模停電時の公共交通の機能確保の促進【県】
- ・被災者等の輸送業務に関する体制整備【県・関係機関】
 - ◇（公社）岐阜県バス協会（緊急・救援輸送に関する協定締結）

④ 被災地への交通総量抑制対策の推進

- ・通行制限方策の適切な実施（緊急通行車両確認証明書の発行）【県】

⑤ 放置車両の撤去に関する体制整備【県】

- ◇（一社）日本自動車連盟（災害時通行妨害車両の排除）
- ◇全日本高速道路レッカー事業協同組合（災害時における障害物除去等の協力に関する協定）

⑥ 交通規制要員の確保【県】

- ◇（一社）岐阜県警備業協会（交通誘導業務）

⑦ 県内のヘリコプター臨時離着陸場の点検、把握強化【県・市町村】

⑧ 地震時における道路ネットワークの確保

- ◎自動車による現地調査が困難な箇所について、バイクやドローン等を活用した情報収集の実施【県】
- ◎道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう関係機関と連携した訓練の実施【県】
 - ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務付け、早急に耐震化を図るため、緊急輸送道路の一部について耐震改修促進法における「沿道建築物の耐震化を図るべき道路」に指定【県】

◎道路交通規制情報の提供【県】

◎緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強工事に対する支援の継続【県・市町村】

◎耐震診断を義務化した路線沿道の要耐震化促進対象建築物の所有者に対する耐震化啓発の強化【県・市町村】

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・道路の損壊、土砂崩れ等により、緊急輸送道路を含めた多くの道路で通行止めが発生した。加えて、通行可能な道路も渋滞したことにより被災者の安否確認、救急活動、物資輸送等に支障が発生した。
- ・三方を海に囲まれた半島における山がちな地形等の制約から、被災地への進入経路が限られる中、大規模な土砂崩落などにより多くの道路が被災した。また、地震による地盤の隆起により、海路からの進入についても制約を受けた。その結果、通行可能な道路の把握、被災地支援人員の派遣、資機材等の投入、道路啓開をはじめとするインフラやライフラインの復旧作業等に困難な状況が見られ、様々な対応が求められた。
- ・大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、最大で約3,300名が孤立するなど、孤立集落が広範囲にわたり多数発生した。

▶ 東日本大震災

- ・大震災では、津波によって多くの道路網が被害を受けた。しかし、東北地方の内陸部を南北に縦貫する国道4号を起点に、沿岸部の被災地に繋がる16本の国道を緊急輸送道路として確保する「啓開」作業、「くしの歯作戦」を進めたことによって、短期期間で自衛隊や消防が活動するために不可欠な被災地への緊急連絡路の確保を可能とした。

▶ 阪神・淡路大震災

- ・主要幹線道路が直接被災したほか、倒壊家屋によって道路が封鎖され通行不能箇所が続出した。

▶ その他

- ・新潟県中越地震では、中山間地域での地滑り、崖崩れなどにより道路が通行不能となり、多数の集落が孤立した。また、孤立地区となったA地区からの避難民の輸送には、ヘリコプターが活用された。
- ・岩手・宮城内陸地震でも、地滑りによる道路通行不能箇所、孤立地区が発生したが、自衛隊、海上保安本部、他県のヘリコプターなどにより、計340人の避難者輸送が行われた。

6 救急・救助体制の充実



6－（１） 医療救護体制の充実

■目標

県・市町村は、市町村内の医療救護体制の充実を図るほか、圏域内、県内、さらに県外も視野に入れた医療救護体制の整備を図る。

<災害拠点病院>

県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院、岐阜赤十字病院、岐阜市民病院、松波総合病院、大垣市民病院、西濃厚生病院、中部国際医療センター、中濃厚生病院、中津川市民病院、県立多治見病院、高山赤十字病院、久美愛厚生病院

<高度救命救急センター>

岐阜大学医学部附属病院

<救命救急センター>

県総合医療センター、大垣市民病院、中濃厚生病院、県立多治見病院、高山赤十字病院

■行政が取り組む施策（公助）

① 医療救護計画及び業務マニュアルの整備

- ・「岐阜県地震災害等医療救護計画」の改定【県】
- ・「岐阜県地震災害等医療救護マニュアル」の改定【県】
- ・市町村における医療救護計画・業務マニュアルの整備【市町村】

② D M A T（災害派遣医療チーム）（※）運用体制の整備

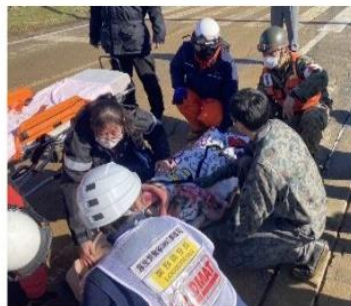
- ・D M A T運用計画の改定【県】
- ◎災害拠点病院等との連携体制を構築する研修会等の開催【県・市町村】
- ◎D M A T活動に要する設備整備の支援【県】

※D M A T（Disaster Medical Assistance Team）

医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や事故などの現場に急性期（おおむね４８時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム



石川県D M A T調整本部



D M A T現場活動（患者搬送）

令和６年能登半島地震
におけるD M A Tの活動
（出典：内閣府資料）

③ 市町村と関係機関との連携体制の確認【市町村・関係機関】

- ◇（一社）岐阜県医師会
- ◇（公社）岐阜県歯科医師会 等

④ 救護所の設置予定場所の指定【市町村】

⑤ 医療救護の調整機能の強化

◎DMA T、D P A T等の派遣調整、日本医師会災害医療チーム（J M A T）等関係団体への情報共有など、保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を整備【県】

- ・災害医療コーディネート体制の強化（関係機関等との連絡・情報共有体制を含む）

【県・市町村】

◎保健医療福祉調整本部のマネジメントを担う統括D H E A T（※）をサポートするD H E A T構成員の確保及び人材育成【県】

※D H E A T（Disaster Health Emergency Assistance Team）

重大な健康危機が発生した際に、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的な研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織された災害時健康危機管理支援チーム

⑥ 要配慮者への医療救護支援体制の整備

- ・難病患者、医療的ケア児者、人工透析患者等継続した治療を要する要配慮者への支援体制の整備【県・市町村】

◎D P A T（災害派遣精神医療チーム）（※）の体制整備【県】

※D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）

自然災害や集団災害が発生した際、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けたチーム

⑦ D W A T（災害派遣福祉チーム）（※）派遣体制の強化

◎福祉避難所運営訓練と連動したD W A T実地訓練等の実施【県・市町村】（再掲）

※D W A T（Disaster Welfare Assistance Team）

被災により避難した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々が、一般避難所や福祉避難所等で十分な福祉的支援を受けられるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成し、避難所等に派遣し、福祉的支援活動を行う

⑧ 災害支援ナース（※）派遣体制の整備【県】

◎災害支援ナース所属施設と派遣に関する協定を締結【県】

◎岐阜県看護協会と連携した派遣体制の整備【県・関係機関】

◎災害支援ナースの質の維持及び向上を図るための研修や訓練の実施【県】

※災害支援ナース

被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支える看護支援活動を行う看護職員

⑨ 福祉避難所（社会福祉施設等）の充実・強化（再掲）

- ・高齢者施設等における業務継続計画や非常災害対策の強化を通じた福祉避難所の実効性の向上【県・市町村・関係機関】（再掲）

◎福祉避難所の設置促進や資機材整備の推進など福祉避難所の充実・強化

【県・市町村】（再掲）

- ・福祉避難所の耐震性の向上及び運営指針の整備【市町村】（再掲）

◎福祉避難所に関する市町村向け研修会の開催【県】（再掲）

◎福祉避難所運営マニュアルの策定の促進【県・市町村】（再掲）

◎災害の検証等を踏まえた「避難所運営ガイドライン」の改定【県】（再掲）

- ・災害の検証等を踏まえた「災害時要配慮者支援マニュアル」の改定【県】（再掲）

◎福祉避難所運営訓練と連動したDWA T実地訓練等の実施【県・市町村】（再掲）

⑩ 医薬品等の確保

- ・医薬品・医療用物資等の保有量調査の実施【県】

- ・医薬品・医療用物資等の運搬手段の確保【県・関係機関】

◇岐阜県医薬品卸協同組合

◇岐阜県製薬協会

◇（一社）日本産業・医療ガス協会

◇東海歯科用品商協同組合岐阜県支部

◇岐阜県医療機器販売業協会

- ・県と薬剤師の派遣に関する関係機関との連携強化【県・関係機関】

◇（一社）岐阜県薬剤師会

- ・災害薬事コーディネーター（※）の養成及び現場ニーズに即した支援体制の構築【県】

- ・モバイルファーマシー（※）の活用等に関する関係機関との連携の推進【県・関係機関】

※災害薬事コーディネーター

- ・都道府県に任命された薬剤師
- ・災害時に、都道府県・市町村が行う保健医療活動の薬事に関する課題を解決
- ・都道府県等の保健医療活動の調整等を担う本部で、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う

提供：岐阜県薬剤師会



※モバイルファーマシー

- ・薬局や病院の調剤室と同等の機能を持つ災害対策医薬品供給車両
- ・令和6年能登半島地震では、岐阜薬科大学からモバイルファーマシーを派遣

出典：内閣府資料



⑪ 医療機関相互の連携の推進

- ・大規模災害時における要配慮者の広域搬送スキームの整備【県・市町村】
- ・広域災害救急医療情報システム（E M I S）の活用【県・市町村】
- ・災害医療研修・訓練等の実施【県・市町村】

⑫ ドクターヘリの活用体制の整備

- ・大規模災害時のドクターヘリの運用体制の検討【県・市町村】
- ・富山県ドクターヘリの共同運航の実施【県】
- ・福井県ドクターヘリとの相互応援運航の実施【県】
- ・大規模災害時における中部ブロック 8 県の応援連携の実施【県】

⑬ 大規模商業施設における医療救護体制の整備

- ・大規模商業施設において発災した場合における医療救護体制の整備【市町村】

⑭ 航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）（※）の体制強化【県・市町村】

※ S C U（Staging Care Unit）

大規模災害時に、傷病者を被災地から被災地外へ搬送するため、広域搬送拠点に設置する臨時医療施設であり、民間や自衛隊の空港等に設置される

■ 目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	医療救護計画及び業務マニュアルの整備		
	医療救護計画・業務マニュアルの整備市町村	26 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)
②	D M A T（災害派遣医療チーム）運用体制の整備		
	D M A T 訓練参加チーム数	19 チーム (R2-R6)	30 チーム (R7-R11)
④	救護所の設置予定場所の指定		
	救護所の設置予定場所を指定している市町村	27 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)
⑥	要配慮者への医療救護支援体制の整備		
	要電源重度障がい児者の非常用電源装置等整備件数	76 件 (R5)	226 件 (R11)
⑦	D W A T（災害派遣福祉チーム）派遣体制の強化		
	D W A T 及び業務継続計画に係る各種研修会や実地訓練の実施回数【再掲】	69 回 (R6)	104 回 (R11)

■ これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・被災により医療機関が十分に機能を発揮できず、広域的な搬送により対応せざるを得なかった事案が発生した。
- ・建築物被害が軽微又は全半壊を免れた医療機関においても職員の出勤、患者搬送、医薬品等の搬送等に支障が生じた。このため、被災者の医療支援を行うため、医療機関や避難所等に全国から D M A T、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、災害支援ナース、日本赤十字社救護班、全日本病院災害時医療支援活動班（A M A T）などの派遣が行われ、救命措置等の応急医療活動を実施したことに加え、自衛隊の医官や看護官等による衛生支援チームが、孤立集落を中心に巡回診療を実施した。

- ・被災地にある病院では、発災直後に、傷病者や透析患者、入院患者等を金沢以南の病院に広域搬送することで、救急医療体制を維持した。広域搬送先の金沢以南の病院では、避難者の医療情報を把握し、搬送先で避難者の治療に当たった。
- ・障害者は、自ら避難所に行くことが困難であったり、避難所での生活が困難であったりするため、被災した自宅で支援を待っている状態であることが多く、支援物資が各家庭に配布されない状況下で孤立する場合があった。また、医療的ケアや発達障害のある子どもなどは、一般の避難所での生活は難しいとして、保護者も避難をためらう場合が多い。一方で自治体からは、甚大な被害が生じた地域において福祉避難所の運営機能を確保することは困難であったとの声もあった。
- ・今回の災害での孤立集落では、医師による診察や薬の処方などが速やかに対応できなかった医療面での課題があった。能登半島地震では、避難所の開設の際に、感染症対策が十分でない事例が見られた。避難所における感染症管理・対策を行うため、避難所の衛生状態や健康状況を把握し、感染リスクが高い避難所に感染症の専門家による対応チームを派遣するなど重点的な対策等を実施した。
- ・モバイルファーマシーの活用により、避難所等において、医師等が発行した災害処方箋に基づき、速やかに薬剤師が調剤、患者に薬剤提供や服薬指導等を実施した。一方、モバイルファーマシーの運用について、統一された規定はなく、保有する薬剤師会や薬科大学等が負担している。

▶ 熊本地震

- ・地震による停電や給水タンクの破損により、病院機能が停止し、患者の転院を余儀なくされる病院が相次いだ。また、熊本県内に2箇所しかない「総合周産期母子医療センター」のうち、唯一新生児の心臓手術が可能な病院が被災し、出産前後の医療体制に支障が生じる事態も発生した。

▶ 東日本大震災

- ・全国からドクターヘリが16機参集し、140人以上の患者搬送を実施し、災害初動期において必要不可欠なインフラであることが明らかになった。
- ・また、医療機関や福祉施設の多くが被災したことにより認知症患者や要介護者が行き場を失い、長期の避難所生活を強いられたり、入院患者の転院が行われた。

▶ 阪神・淡路大震災

- ・多数の重傷者が発生したにも関わらず、広域搬送の計画・業務マニュアルが未整備で、ヘリコプターによる空中搬送を実施したのは少人数であった。大規模震災になるほど重傷者は多数発生し、地域内での治療は困難となる。

▶ 新潟県中越沖地震

- ・県内外から42チームのDMATが集結し活動したが、DMATと県内医療チーム及び被災地医療機関との間の調整がされなかったという受け入れ側の不手際が指摘されている。

6－（２） 医療インフラ・情報体制の整備

■目標

大規模災害における、医療機関の機能確保のために、災害拠点病院への燃料、水の優先的供給及び医薬品や医療器具の調達体制を整備する。

また、患者や医療機関の情報を消失しないために、通常時から情報の集約、維持を行うとともに、災害時に被害情報を活用できる情報収集ツールを構築する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 医療救護計画及び業務マニュアルの整備（再掲）

- ・「岐阜県地震災害等医療救護計画」の改定【県】（再掲）

② 医療機関の機能強化

- ・施設の耐震化、ライフラインの確保【県・市町村】
- ・非常用食料及び飲料水の確保【県・市町村】
- ・緊急時収容機能の確保【県・市町村】

◎災害時に医療機関等へ燃料・水を優先的に供給する体制の整備【県・市町村】

- ・医療コンテナ（※）の効果的な活用方法の検討【県・市町村】
- ・病院におけるBCPの策定支援【県】

※医療コンテナ

- ・コンテナ（貨物輸送に使用される、規格化された形状の箱）に医療資機材を搭載し、診察、治療、検査等の機能を持たせたもの
- ・災害時の簡易診療所や院内感染対策のための簡易診療室としての活用、巡回診療での活用などが見込まれる
- ・これまで、東日本大震災・熊本地震・令和6年能登半島地震等の災害時における現地での医療体制確保等に活用



出典：令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（内閣府資料）

③ 災害拠点病院の体制強化

- ・周辺病院との連携体制の構築【県・市町村】
- ・災害拠点病院の追加指定の検討【県・市町村】
- ・医療施設の防火体制の強化【県・市町村】

◎災害拠点病院が実施する備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽などの施設整備に要する経費への支援【県】

④ 医療情報の集約・収集体制の整備

- ・医療機関や患者の医療情報の保存と活用の検討【県・市町村】
- ・お薬手帳の普及促進【県・市町村】
- ・医療機関における情報通信手段の整備【県・市町村】

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・能登半島を中心に、多くの医療機関が断水や建物損壊等の被害を受けたため、医療コンテナを用いて迅速に仮設救護所が設置された。被災した医療機関については、早期に被災の前の状態に復旧できるよう、復旧工事等について支援が講じられた。
- ・長期化する避難生活を支えるため、DMATやDHEAT等の派遣による医療・健康支援が行われた。また、医療機関や避難所が大きな被害を受け、応急救護を行うために臨時の救護所が必要となる中、医療コンテナによる迅速な仮設救護所の設置が行われた。
- ・発災後、被災地の医療機関の多くが被災した。また、建築物被害が軽微又は全半壊を免れた医療機関においても職員の出勤、患者搬送、医薬品等の搬送等に支障が生じた。

▶ 東日本大震災

- ・多くの医療機関が被災したため、電子媒体、紙媒体を問わず、保管していた患者や医療機関自体の情報を消失した。
- ・また、発災直後の通信手段が途絶した状況下で、どのような容態の患者がどこにいて、どこで医師が不足しているのか、どこの病院が患者を受け入れられるのかといった、医療救護を行う上での不可欠な情報の収集・提供・管理が困難な状況が発生した。

6－（３） 救急・救助等の受援体制の整備

■目標

県・市町村は救急・救助等に関する広域受援計画を策定し、業務マニュアルを整備し、関係機関と情報共有を図る。

■行政が取り組む施策（公助）

① 他都道府県との連携

- ・中部圏の広域防災拠点の活用検討【県】
 - ◇全都道府県（災害時応援協定）
 - ◇中部 9 県 1 市（愛知、三重、滋賀、石川、福井、富山、長野、静岡、名古屋市）（災害時応援協定）
 - ◇愛知、三重、長野、石川、福井、富山、滋賀、名古屋市（防災ヘリ応援協定）

② 受援計画の改定及び業務マニュアルの整備

- ・「岐阜県災害時広域受援計画」の必要に応じた改定（市町村と県との情報共有体制強化、広域検視体制の整備を含む）【県】
- ・応援部隊の要請方法、応援部隊の活動を支援するためのマニュアル整備【市町村】
 - ◇緊急消防援助隊（全国の消防機関による応援）
 - ◇広域緊急援助隊（全国の警察による応援）
 - ◇自衛隊（災害派遣）
 - ◇医療チーム（災害派遣）

◎災害対策本部の受援・支援に関する調整機能の強化【県】

③ 消防・警察・自衛隊、医療チームの活動拠点の指定

- ・県広域防災拠点（※）の指定【県】
- ・市町村における活動拠点の候補地の選定【市町村】

※広域防災拠点

災害時に、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊等の救助・消火活動等の応急活動や支援物資の受入れ、集積及び配分等の拠点となる施設

圏域	所在地	拠点名	活動	集積	搬送
岐阜	岐阜市	岐阜メモリアルセンター	○	○	○
		岐阜ファミリーパーク	○		○
	羽島市	岐阜県立看護大学	○		○
西濃	大垣市	ソフトピアジャパン	○	○	
		浅中公園総合グラウンド	○		○
	大野町	道の駅「バレットピアおおの」	○		○
中濃	関市	中池公園	○		○
		青協建設株式会社 本社		○	
	美濃加茂市	国際たくみアカデミー	○	○	○
	可児市	ふれあいパーク・緑の丘	○		○
	郡上市	郡上市合併記念公園	○		○
東濃	多治見市	セラミックパーク MINO	○	○	
		多治見運動公園	○		
	恵那市	まきがね公園	○	○	○
飛騨	高山市	飛騨エアパーク	○	○	○
		飛騨高山ビッグアリーナ		○	
		飛騨・世界生活文化センター	○	○	○
	下呂市	下呂総合庁舎	○		



④ 協定内容の拡充・検証

◎救助活動を行う機関の燃料確保のための団体との連携強化【県・市町村・関係機関】

◇県石油商業組合（石油類等燃料の供給）

⑤ 広域火葬の調整合体の整備

- ・検視、遺体処理、埋葬の業務マニュアルの整備【市町村】
- ・「岐阜県広域火葬計画」の改定（近隣県の情報収集含む）【県】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
⑤	広域火葬の調整合体の整備		
	広域火葬業務マニュアルの整備市町村	1 市町村(R6)	42 市町村(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・地震発生後、人命救助を第一に、警察、消防、海上保安庁、自衛隊等が連携し、大規模な救出・救助活動が行われた。
- ・防衛省では、道路網が寸断された半島部において、発災直後から航空機による被害情報収集や捜索救助活動等を開始。1月2日には統合任務部隊を編成し、最大約1万4千人態勢で対応に当たった。
- ・また、当初から自衛隊のヘリコプターなどを集中運用して人命救助を実施しつつ、洋上の艦船を拠点としエアクッション艇により揚陸して物資輸送や道路の開通作業に必要な重機や車両、資機材を輸送するなど、陸・海・空自衛隊の能力を最大限に発揮し活動に当たり、4月1日時点で、約1,040名を救助（避難者の輸送等を含む）。
- ・警察では、発災直後から広域緊急援助隊（警備部隊）の派遣を行うなど全国警察から部隊を派遣し、石川県警察と一体となって被災者の救出、救助活動や安否不明者の捜索を行い、倒壊家屋内からの救出、救助や警察用航空機（ヘリコプター）によるホイスト救助等により、114名を救助した。このほか全国から広域緊急援助隊（警備部隊）を含め、最大時約1,300人、延べ約13万人（10月31日時点）の警察職員を被災地に派遣し、交通対策、応急通信対策、被災地の安全安心を確保するため等の各種警察活動を実施した。
- ・最新の知見や地域の実情を踏まえた被害想定を作成により、対策の必要性を周知するとともに、被害想定や対応上の課題を踏まえて、地域防災計画や受援計画等を実効性のあるものへ絶えず見直し、「国」・「都道府県」・「市町村」が各々の役割を果たしていくことが必要である。

▶ 東日本大震災

- ・特定の県について警察・消防の広域援助隊が各都道府県から応援に来ていたが、各市町村に分派し、集中運用がなされていないため、人員的にも規模が小さく、効率的に運用されていない状況にあった。

▶ その他

- ・大規模な震災では、全国から警察・消防・自衛隊の公的機関のほか医療チーム、ボランティアなどの応援が被災地に対して行われるが、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、被災地の自治体に、これらを効率よく支援する体制が未整備であった。

7 避難所の迅速かつ適切な運営

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を表現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



7 - (1) 避難所の運営体制の整備

■目標

市町村は、避難所、避難場所の量的な確保や、避難生活を支援する体制を整備し、大規模地震発生後に避難所を迅速に開設し、運営する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 避難所で必要となる物資や資材について地域住民で話し合っておく
- 避難所を運営する際の役割分担について、
年齢や性別などに拘わることなく平時のうちに決めておく
- 避難所運営に関する研修や講習を受講し、災害時に備えておく
- 災害時にスムーズに避難所を運営できるよう、
平時において、避難所を実際に開設・運営する訓練を実施する



令和6年能登半島地震での避難所運営の様子

■行政が取り組む施策（公助）

① 避難体制の見直しと県民への周知

- ・避難所、避難場所の総点検と住民への周知徹底【市町村】
(量的な確保、耐震・耐火性、場所の適正性、旅館・ホテル等の避難所としての活用、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や災害に強いトイレの検討)
- ・避難所、避難場所の位置、避難経路、避難方法の確認【県・市町村】

② 避難所運営ガイドラインの見直し

- ・災害の検証等を踏まえた「避難所運営ガイドライン」の改定【県】(再掲)

③ 避難所の運営に関するマニュアルの整備

- ・避難所運営マニュアルにおける、スフィア基準（※）に基づいた避難所の必要な安全性及び良好な居住性の確保に関する規定の整備【市町村】
- ・食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供など生活環境の整備方法等について「避難所運営マニュアル」に記載（特に避難所運営への女性の参画推進、女性や子育て家庭・要配慮者のニーズへの留意）【市町村】
- ・し尿の処理方式、必要な仮設トイレの数の事前把握について「避難所運営マニュアル」に記載【市町村】
- ・市町村防災アドバイザーチームによる市町村個別訪問や、市町村向け研修会の開催等を通じて、自宅や車中泊避難者の実態やニーズの把握方法、支援物資の配布方法について「避難所運営マニュアル」の見直しを促進【県】

※スフィア基準

- ・紛争や災害の際における避難所環境についての「最低限の基準」とされている
- ・1994年に起きたアフリカ・ルワンダ虐殺を受け、国際赤十字やNGOなどがスフィア基準（スフィアスタンダード）を作成した
- ・内閣府の「避難所運営ガイドライン」においては、「避難所の質の向上」を考えるときに、参考にすべき国際基準とされている

■給水、衛生に関するもの

十分な数の適切かつ受け入れられるトイレを、安心して安全にいつでもすぐに使用することができるようにする

- ▶ 共用トイレは20人につき、最低1つ
- ▶ 避難所では50人につき1基、女性用と男性用の割合は3：1

■避難所及び避難先の居住地に関するもの

安全及び適切であり、尊厳をもって家庭生活や生計を立てるため必要不可欠な活動を行うことができる居住スペースの確保

- ▶ 避難所等での日常的な活動を営むための適切な居住スペース
- ▶ 1人あたり最低3.5㎡の居住スペース

④ その他のマニュアルの整備等

- ・避難所運営ガイドライン等における避難生活の長期化への対応が可能な感染症・食事対策の見直し【県】
- ・国のマニュアル等を活用した、市町村における「感染症・食中毒の対策を規定するマニュアル」の策定促進【県・市町村】

◎学校内及び校外周辺の避難経路の確保など、各学校による「危機管理マニュアル」の改定と訓練の実施及び指導【県・市町村】



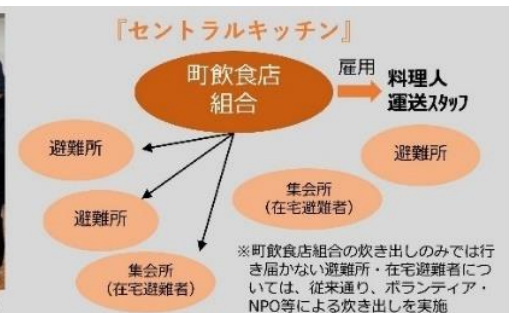
業者による炊出し（七尾市）



キッチンカー（石川県）



セントラルキッチンでの炊き出しの様子



令和6年能登半島地震における食事対策（出典：内閣府資料）

- ⑤ 「清流の国ぎふ防災・減災センター」を核とした防災人材の育成・活躍促進（再掲）
- ◎地域で活躍できる防災リーダーの継続的な育成【県・関係機関】（再掲）
 - ◎育成した人材が地域で活躍できる機会の創出【県】（再掲）
 - ◎防災リーダー育成講座、避難所運営基礎講座、避難所運営指導者養成講座等の実施【県・関係機関】（再掲）

⑥ 避難所の運営体制の整備等

- ◎避難所運営における行政の支援範囲や役割の整理【県・市町村】
- ◎避難所運営マニュアルにおける被災市町村職員と応援職員との業務分担を明確とする規定の整備【県】
- ◎地域住民が中心となった避難所運営の必要性に関する平時からの周知徹底【県・市町村】
- ◎地域住民や学校施設管理者を対象とした実践的な避難所運営訓練の実施（実施支援を含む）【県】
- ◎自主防災組織など、住民による避難所運営のルールづくりと避難所運営訓練の実施【市町村】
- ◎女性の視点等きめ細やかな視点を入れた避難所運営研修及び避難所運営訓練の実施【県・市町村】
- ◎地域の防災リーダーの継続的な育成・確保【県・市町村】
- ◎避難所運営のリーダー等を担える地域人材の育成及び継続的な研修機会の確保【県・市町村】
- ・女性の防災リーダー、女性消防団員の避難所運営における活躍促進【県・市町村】
- ◎避難所運営に関するNPOをはじめとする関係機関との連携の促進【県・市町村】
- ・災害時におけるパーテーション等の調達及び設営に関する協定締結の検討【県・市町村】
- ◎トイレトラックの整備及び平時を含めた活用方法の検討【県】
- ◎生活環境向上のための新技術の活用を検討（移動型車両や水循環型シャワーシステム等）【県・市町村】
- ・学校体育館等における空調設備の整備推進【県・市町村】
- ・キッチンセットや携行式風呂の導入、各圏域への備蓄倉庫の整備【県】
- ・医療コンテナやトイレコンテナを活用した訓練の実施【県】



トイレトラック（※）
岐阜県広域防災センターに1台配備



循環式携行型シャワーキット（※）
県内5圏域に1台ずつ配備

※トイレトラック

- ・全長 6,980mm×全幅 2,250mm×全高 3,230mm
- ・1台あたり入口単独の洋式水洗トイレ室4室、多機能トイレ室1室（計5室）
- ・各室洗面台、電動換気扇、暖房等を設置
- ・清水・汚物タンク、ソーラー発電システムを備え、断水、停電時でも活動可能
- ・1回の給水で、約1,000回使用可能
- ・災害時には、県内避難所等等に派遣し活用（被害状況や避難所の開設状況、市町村の希望を鑑み、設置場所を決定）
- ・一般社団法人助けあいジャパン（静岡県）による全国的な受援・応援の仕組みである「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」に参加
 - ▶ 当県が被災した場合は、ネットワーク加盟自治体（令和6年12月20日現在、全国で23自治体（当県除く））のトイレトレーラーやトラックの支援を受けられる
 - ▶ 他の自治体が被災した場合は、被災地へ当県のトラックを派遣する
- ・平常時には、災害時のトイレ環境に係る課題等の普及啓発を図るため、県内の防災イベント等で活用

※循環式携帯型シャワーキット

- ・フィルターを用いて水をろ過し循環させるテント型のシャワー
- ・シャワーテント、脱衣テント、水タンク、給湯ユニットで構成
- ・100リットルの給水で、100人分のシャワーが提供可能



ランドリーカー（出典：内閣府資料）



体育館に設置可能な空調設備

⑦ 避難所環境の整備等

◎避難所資機材の整備支援【県・市町村】

- ・避難所運営ガイドラインにおけるデジタル技術を用いた情報共有手段の活用に関する規定の整備【県】
- ・指定避難所の駐車可能台数のリスト化、避難所近隣の大型駐車場の事前把握等による車中泊避難者用の駐車場所の確保など、事前検討の実施【市町村】
- ・避難所運営マニュアルの整備を通じた避難所の衛生環境の確保【市町村】
- ・関係機関と連携した避難者の口内環境を維持できる体制の整備【市町村・関係機関】
 - ◇（公社）岐阜県歯科医師会
 - ◇（一社）岐阜県歯科衛生士会
- ・避難所生活から生じる衛生上の諸課題等の周知【県】
- ・避難所生活を送る上での感染拡大防止の注意点等の周知【県】

・避難所で必要とされる設備・資機材・備蓄の例 ※岐阜県避難所運営ガイドラインより抜粋

【設備】

非常用電源、生活用水（防災用井戸、学校のプール水等）、情報連絡体制（防災行政無線、衛星携帯電話の整備等）、冷暖房設備（エアコンも含む）、常設トイレ、マンホールトイレ、施設内のバリアフリー化

【資機材】

非常用電源用の発動発電機、投光器、簡易トイレ、簡易トイレ用テント、仮設トイレ、毛布・段ボールベッド等の簡易ベッド、間仕切り用段ボール板や簡易テント、その他要配慮者対策用の福祉資機材、携帯電話、スマートフォン等の充電機、害虫対策の設備（網戸、メッシュカーテン等）

【備蓄】

非常用電源用の発動発電機用予備燃料（携行缶等）、3日～1週間分程度の非常用食料、携帯トイレ（既存の洋式トイレにつけて使用する便袋タイプ）、感染症予防のためのマスク（大人・子供用）、消毒液（擦り込み式エタノール）、ビニール手袋（ノロウィルス対策）、体温計、女性用品等（生理用品）等

【その他消耗品】

居住スペース設置用品（巻き尺、養生テープ、ガムテープ、カラーテープ、ビニールひも、筆記用具（マジック、掲示物作成用の白紙等）、ブルーシート、カラーコーン）、指定ゴミ袋、防虫ネット、雑巾 等）

⑧ 停電に備えた通信手段の確保等の推進

・避難所運営マニュアルにおける避難所の自主的な情報収集や通信手段の確保等を促進する規定の整備及び実施の徹底【市町村】

・災害用公衆電話の活用を図るための避難所運営ガイドラインの見直しの実施【県】

◎衛星インターネット（可搬型発電機を含む）等を活用した通信手段の確保【県】（再掲）

・市町村が行う避難所の停電対策への支援継続及び避難所への停電対策用資機材の整備推進【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	避難体制の見直しと県民への周知		
	指定避難所、避難場所の認知度	80.9%(R6)	90.0%(R11)
⑤	「清流の国ぎふ防災・減災センター」を核とした防災人材の育成・活躍促進（再掲）		
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数【再掲】	2,750人(R5)	3,050人(R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数【再掲】	1,430人(R5)	2,130人(R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数【再掲】	3,601人(R5)	3,900人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

・避難所運営について、高齢者が多く、全体を取り仕切る代表者が不在であったことに加え、応援職員が常に配置されていたこともあり、避難者による自主運営が進まない避難所もあった。

- ・被災自治体職員、外部からの応援職員、関係団体および避難所との間における情報の共有や連携の不備に加え、被災自治体の本部以外は短期間で職員が入れ替わるため、明確な役割分担ができていなかった。
- ・女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なり、避難所等での女性の視点からのニーズの把握や環境改善には、女性職員も現場に派遣すること等が重要である。
- ・対口支援職員が避難所運営を行い、被災市町の業務負担の軽減が図られたほか、避難者が避難所運営に積極的に参画した事例も見られた。
- ・状況に応じて、避難所運営を行政間の相互支援協定により他自治体に、併せて避難所運営経験のあるNPO等に委託することも検討すべき。発災時に、NPO等が避難所や在宅等で避難をする被災者に対して被災者支援活動（炊き出し支援や入浴支援、個別訪問や関係機関とのケース検討など）を行う際に、適切な災害救助費等の適用が円滑に進むよう、手順や具体例を自治体に周知すべきである。
- ・災害時の初動・応急期対応を想定し、避難所開設・運営、支援物資の調達・輸送、被害認定調査や罹災証明書の発行等に関する訓練・研修を実施することが重要。また、災害時の初動・応急期対応については、夜間休日の発災や職員が十分に参集できない場合等、様々なシナリオを想定し災害に備えることが重要である。
- ・これまでの学校耐震化の取組により校舎の倒壊被害は生じなかった。一方で、外壁・天井材・照明器具の落下等の被害が発生した。学校施設は避難所として利用されることが多いが、体育館への空調設備の設置や施設のバリアフリー化が十分でないといった課題がある。

▶ 熊本地震

- ・長期化した余震への不安や、ペット同伴、乳幼児がいる等の理由で、多くの住民が指定避難所や民間施設の駐車場で車中泊を行ったが、行政側が車中泊避難を想定していなかったため、避難者数の把握に手間取り、支援物資の提供に遅れや混乱が生じた。また、車中泊避難者を中心に、エコノミークラス症候群を発症するケースが発生した。
- ・熊本県A町（職員数約250人）をはじめ、今回被災した小規模な自治体では、避難所運営にあたる職員が絶対的に不足。他自治体からの応援職員が運営支援を行ったが、被災者台帳の作成などに苦慮し、物資の配布が円滑に行えなかった。
- ・町内会などで構成される「自主防災組織」が、リーダー不在等の理由により機能しないケースが多く見られた。
- ・避難所生活において、体調不良を自ら訴えることができず、容体を悪くする高齢避難者が相次いだほか、妊産婦など自らの身を守ることが困難な方への受入環境が整っていない避難所が目立った。また、視覚や聴覚に障がいを持つ方に対する情報提供が十分でない避難所も多かった。
- ・断水のため手洗いができないほか、不衛生な仮設トイレ、ノロウイルスの集団感染発生など、感染症対策が不十分な避難所があった。
- ・ペット連れ避難者の受入体制が整っていない避難所が数多くあり、多くのペット連れの被災者が車中や損壊した自宅での避難生活を余儀なくされた。

▶ 東日本大震災

- ・市町村が指定した避難所のうち、少なくとも岩手県、宮城県、福島県の3県の101箇所以上が津波、浸水被害にあった。このことにより事前に想定していなかった施設が避難所となったり、避難所によっては過密な状態となるなど、避難所の立ち上げ・運営に混乱を来した。

▶ 阪神・淡路大震災

- ・指定されていない場所で、自然発生的に多くの避難所が立ち上がり、避難生活を支援する行政の対応が課題となった。（Ｂ市の例：地域防災計画で定めた避難所数３６４箇所、ピーク時（Ｈ７．１．２６）の避難所数５９９箇所）

7-（2） 配慮が必要な避難者への対策の推進

■目標

県・市町村は、高齢者等の要配慮者避難者に関するガイドライン等を整備するとともに、対策の充実を図る。

■行政が取り組む施策（公助）

① 配慮が必要な避難者への対応等

- ・災害の検証等を踏まえた「避難所運営ガイドライン」の改定【県】（再掲）
- ・災害の検証等を踏まえた「災害時要配慮者支援マニュアル」の改定【県】（再掲）

② 福祉避難所（社会福祉施設等）の充実・強化（再掲）

- ・高齢者施設等における業務継続計画や非常災害対策の強化を通じた福祉避難所の実効性の向上【県・市町村・関係機関】（再掲）

◎福祉避難所の設置促進や資器材整備の推進など福祉避難所の充実・強化

【県・市町村】（再掲）

- ・福祉避難所の耐震性の向上及び運営指針の整備【市町村】（再掲）

◎福祉避難所に関する市町村向け研修会の開催【県】（再掲）

◎福祉避難所運営マニュアルの策定の促進【県・市町村】（再掲）

◎福祉避難所運営訓練と連動したDWA T 実地訓練等の実施【県・市町村】（再掲）

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・被災によるハード面での損傷に加え、水や電気の遮断、自らの被災、避難等で職員を確保できず、開設できない福祉避難所が発生した。同様の理由により、介護サービス等、要配慮者が平時利用するサービスも利用できない事態が発生した。
- ・避難生活を送る上での障害が少ない要配慮者の避難先として、指定福祉避難所や一般の避難所（指定避難所等）における要配慮者スペース等の確保を加速化するほか、個別避難計画の作成を進め、計画作成済みの要配慮者は避難先に直接避難するといった仕組みづくりを進める必要がある。また、高齢者・障害者が家族と近くに避難できるよう、福祉避難所は一般避難所に併設が望ましい。
- ・障害者は、自ら避難所に行くことが困難であったり、避難所での生活が困難であったりするため、被災した自宅で支援を待っている状態であることが多く、支援物資が各家庭に配布されない状況下で孤立する場合があった。また、医療的ケアや発達障害のある子どもなどは、一般の避難所での生活は難しいとして、保護者も避難をためらう場合が多い。一方で自治体からは、甚大な被害が生じた地域において福祉避難所の運営機能を確保することは困難であったとの声もあった。

▶ 熊本地震

- ・避難所生活において、体調不良を自ら訴えることができず、容体を悪くする高齢避難者が相次いだほか、妊産婦など自らの身を守ることが困難な方への受入環境が整っていない避難所が目立った。また、視覚や聴覚に障がいを持つ方に対する情報提供が十分でない避難所も多かった。

8 受援・支援体制の整備

6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



8－（１） 応急危険度判定体制の充実

■目標

県・市町村は、「被災建築物応急危険度判定士」、「被災宅地危険度判定士」（※）の養成、訓練の継続、及び現地活動の支援体制の充実に図る。

※被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあるため、被災後すぐに被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定すること（「罹災証明」発行のための調査とは異なる）

※被災宅地危険度判定

宅地の被災状況を調査し二次災害を防止するための判定

■行政が取り組む施策（公助）

① 応急危険度判定の実施体制の整備

- ・ 応急危険度判定士の受入体制整備【市町村】
- ・ 応急危険度判定の実施計画（地区割り等計画）の整備【市町村】
- ・ 圏域ごとに研修会を開催する等による判定コーディネーター（市町村職員）の育成【県・市町村】
- ・ 倒壊家屋等、住宅に関する総合相談窓口の設置体制の整備【県・関係機関】

② 応急危険度判定の支援体制の整備

- ・ 応急危険度判定士連絡網の点検【県・市町村】
- ・ 判定マニュアルの点検・見直し（住民への広報や、他機関との情報共有等を追加）【県・市町村】
- ・ 応急危険度判定に使用する資機材の整備【県】

③ 被災建築物応急危険度判定士の育成

- ・ 被災建築物応急危険度判定士（※）に係る講習会の開催【県】

※被災建築物応急危険度判定士

建築士法に基づく１級・２級・木造建築士、建設業法に基づく１級建築施工管理技士等を有する方で、県が行う養成講習会の講習を受け県に登録をなされた方で５年ごとに更新手続きが必要

④ 被災建築物応急危険度判定士の訓練の実施【県・関係機関】

⑤ 被災宅地危険度判定士の育成・維持

- 被災宅地危険度判定士（※）に係る講習会の開催【県】

※被災宅地危険度判定士

宅地造成等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する方、または国又は地方公共団体等の職員で土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験がある方で、県が行う養成講習会の講習を受け、県に登録をなされた方で5年ごとに更新手続きが必要

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
③	被災建築物応急危険度判定士の育成		
	被災建築物応急危険度判定士登録者数	2,354 人(R5)	2,500 人(R10)
⑤	被災宅地危険度判定士の育成・維持		
	被災宅地危険度判定士登録者数	390 人(R5)	200 人(R10)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- 被災自治体においては、発災以降、災害対策本部の設置、被害情報の収集・伝達、応援の受入れ、救助・救急活動、避難所開設、要配慮者への対応、物資支援、インフラ・ライフラインの復旧、応急危険度判定、被害認定調査、仮設住宅の建設、生活再建支援、廃棄物処理、公費解体等、フェーズ毎に次々と生じる多岐にわたる業務を適切に処理していく必要があり、あらかじめ見通しをもって今後必要となる災害対応業務の準備をできるようにしておくことが求められた。
- 輪島市では、被災建築物応急危険度判定の写真・調査結果を活用し、東京都及び都内区市町村の協力を得て、東京都庁から「全壊」判定を実施した。これにより、現地調査が不要となったことから、罹災証明書の迅速な交付に寄与することができた。

▶ 熊本地震

- 被災した小規模自治体においては、危険度判定実施本部の立上げが遅れたほか、全体をコントロールする人材が不足し、判定作業が円滑に進まないケースが相次いだ。制度について、住民への事前周知が不足していたため、他制度と混同する住民も少なくなかった。

▶ 東日本大震災

- 広域支援要請が検討されたが、現地のガソリン不足や食糧、宿泊場所の確保が困難なことなどから広域支援要請は出されなかった。
- また、宅地被害も多く見られたため、被災宅地危険度判定士の広域支援要請がなされ活動を行ったが、液状化した宅地に対する判定方法が新たな課題となった。

▶ 阪神・淡路大震災

- 震災以後、「被災建築物応急危険度判定士」の制度が設立され、地震直後に引き続き自宅で生活ができるかどうかを診断する制度が構築された。

▶ その他

- ・新潟県中越地震では、国土交通省の広域調整のもとに応急危険度判定が実施され、危険度判定士が活躍した。
- ・岩手・宮城内陸地震でも、応急危険度判定が実施されたが、発生日が土曜日であったことから、民間判定士の協力要請に時間を要した。

8 - (2) 避難生活支援体制の整備

■目標

市町村は、避難生活に必要な資機材（通信設備、テレビ、ラジオ、トイレ等）の配備を行うことにより、避難生活支援体制を整備する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 指定避難所外避難者への支援体制の整備

- ・ 指定避難所外避難者の把握や支援に関する検討【県・市町村】
- ・ 避難所運営マニュアルにおける分散避難者の適切な把握と情報提供等を図るための規定の整備及び実施の徹底【市町村】
- ・ 防災訓練等における分散避難システム（※）の機能改善及び当該システムに関する県民への周知【県・市町村】
- ・ 在宅被災者に関する支援体制の整備【市町村】

※分散避難システム

県民が各自のスマートフォンに避難行動を登録し、県の被害情報集約システムで集計・表示することで、避難者情報を把握するためのシステム



スマホ受付の流れ

STEP 1

① スマホでQRコードを読み



「岐阜県総合防災ポータル」▶

STEP 2

② 岐阜県総合防災ポータル内の「避難所以外に避難される方はこちら」をタップ。フォームに必要事項を入力。

市町村の配布準備が整ったら…

STEP 3

③ 希望物資を入力する

※希望物資は、市町村の物資配布の準備が整うまで、入力が出来ませんのでご注意ください。



ここを
タップ!



② 県立学校における避難所運営支援計画の作成

- ・県立学校と市町村との協定等の内容に応じた避難所運営支援計画の作成【県】

③ 県と警備業協会との連携【県・関係機関】

◇（一社）岐阜県警備業協会（避難・救助活動等に必要な情報を提供）

④ 動物救援体制の整備

- ・ペット同行避難に関する普及啓発【県・市町村・関係機関】
- ・市町村被災動物救援マニュアルの作成の推進【県・市町村】
- ・避難所運営マニュアルにおけるペット同行避難者への統一的な運用を図るための規定の整備【県・市町村】
- ・ペット同行避難訓練の実施【県・市町村・関係機関】
- ・飼い主に対する危険動物逸走対策マニュアル作成（飼養許可申請時にその都度提出）の指導【県】
- ・ペットの防災対策について、県ホームページの専用ページにて啓発を行うほか、各種イベントにおいて、飼い主に対する災害時の備えについての啓発を強化【県】



ペットの預かりを行うトレーラーハウス



ペット避難の様子

令和6年能登半島地震におけるペット避難（出典：内閣府資料）

⑤ 「災害時の施設利用に関する宿泊施設との協定締結の手引き」（※）を活用した宿泊施設との協定締結の推進【市町村】

※災害時の施設利用に関する宿泊施設との協定締結の手引き

- ・宿泊施設を活用した避難先の確保は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、可能な限り多くの避難所を確保するための取組みとして全国的に進められた
- ・新型コロナウイルス感染症の収束後においても、避難所が不足した場合に備えて、宿泊施設や民間施設などの多様な避難先を確保しておくことは重要であり、また、宿泊施設を確保した場合は、高齢者など避難生活での配慮が必要となる方を優先的に受け入れる態勢を整えておくことも必要となる
- ・このため、本手引きでは、宿泊施設の確保を進めるにあたり、宿泊施設と協定を締結した県内市町村の事例や、実際に宿泊施設へ避難した事例、災害救助法における費用負担などの情報をまとめている

■ 目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	指定避難所外避難者への支援体制の整備		
	分散避難システムを活用した訓練実施回数	— (R6)	5 回 (R11)

■ これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・ 自主避難所が多く開設され、避難者の支援ニーズを把握するまでに時間を要した事例が見られたほか、自治体において、被災者支援の体制を構築するのに時間を要した事例が見られた。これに対し、自主避難所にも自治体職員や自衛隊、保健師等が巡回して支援に当たったほか、自治体においてアンケートフォーム等を活用した状況把握が行われた。
- ・ 今回の災害では、豊富な支援経験を有する 300 を超える NPO 等の専門ボランティア団体が発災直後から被災地入りし、物資の提供、炊き出しや、避難所の運営支援や車中泊・在宅等避難所外避難者への支援、重機作業などの支援を実施した。
- ・ 発災直後から石川県・関係団体と緊密に連携し、避難所におけるペットの飼育スペース等の確保、一時預かり体制の構築等の対応策を講じた。一方で、被災者救護・支援のためにペット対応が必要という点について関係者の認識が十分でない等により、避難所等でペットを連れてきた避難者の受入れが断られるなど避難所運営者ごとに対応の相違等が生じた。

▶ 東日本大震災

- ・ 寝たきりの方や身体の不自由な方など避難所に連れて行けない、又は避難所生活ができず、自宅にいる在宅被災者に対し、支援物資が行き届かないという現状があった。

8－（３） し尿・トイレ対策の充実

■目標

県は、災害後のし尿処理対策（仮設トイレ対策を含む）について、関係機関と協力してガイドラインを提示し、市町村は、し尿処理に関する体制を整備する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 災害時のし尿処理対策（避難所における仮設トイレ対策を含む）の強化

- ・災害時における浄化槽活用方策の検討【県】

② ◎市町村災害廃棄物処理計画の整備【市町村】

③ 簡易・仮設トイレの備蓄及び調達体制の整備

- ・簡易・仮設トイレの備蓄【市町村】
- ・携帯・簡易トイレの確保等に関する協定締結の検討【県・市町村】

④ 広域のし尿処理対策の推進

- ・県内における広域的なし尿処理を行うための体制の強化【県】



災害用トイレの例（出典：内閣府資料）

⑤ 下水道の耐震化の推進

◎上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化の推進【県・市町村】（再掲）

◎避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化の促進【市町村】（再掲）

⑥ 県と関係事業者との連携【県】

◇岐阜県環境整備事業協同組合（一般廃棄物（し尿）の収集運搬）

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
⑤	下水道の耐震化の推進		
	急所施設（下水処理場（揚水施設））の耐震化率【再掲】	52.8%(R5)	65.2%(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・し尿処理施設の被災によって、し尿処理の滞留が生じ、一自治体での処理が限界に達し、広域的な対応が必要となった。多くの避難者が集まる避難所において、トイレの設置数や凝固剤等が十分ではなく、排せつ物が溜まるなど、衛生状況も劣悪であった。

- ・被害の大きかった石川県では、帰省者など滞在人口の多い元日に発生して避難者が多く発生したこと、そもそも災害物資の備蓄が少なかったこと、また、スーパーやコンビニ等も被災して流通在庫の調達が困難であったこともあり、食料や飲料、段ボールベッド等簡易ベッドや簡易トイレ等の発災直後に必要な応急支援物資が不足する場面が発生した。備蓄が全く足りない指定避難所や、備蓄がない自主避難所もあった。
- ・今回の災害において企業がグループ企業からの物資支援を受けて従業員に物資を配給した例もあった一方で、災害に備え3日分以上の備蓄（飲料水や食料品、携帯トイレ、毛布等）を行っている企業は、全国で5割にも満たない状況である。特に大規模災害時は、従業員の施設内滞留の長期化や自治体において備蓄が不足する可能性がある。
- ・被災地におけるトイレ等の衛生環境、医療の提供、支援者の宿泊場所・生活環境等を迅速に確保するため、移動型車両・コンテナ等が効果的に活用された。また、自治体や高速道路会社、民間団体等からトイレカーやトイレトレーラーが避難所へ派遣されてトイレ環境の向上に役立った。

▶ **東日本大震災**

- ・し尿処理支援として県内関係事業者が赴いたが、し尿処理施設が被災し、他に受入施設がなかったことから、避難所の仮設トイレ等から収集したし尿を、県域を越えて運搬した。

▶ **阪神・淡路大震災**

- ・非常用トイレ対策は主に風水害の発生を想定して行われており、トイレや下水道施設の長期間にわたる機能不全を前提とした仮設トイレの備蓄、耐震性のあるトイレの整備はほとんど行われていなかった。大規模地震発生後は、断水等により水洗トイレが使えないケースが多く、非常用トイレ対策の不備が露呈した。

▶ **新潟県中越地震**

- ・液状化現象によりマンホールが浮き出て、マンホールに直接排泄するタイプの仮設トイレの設置が困難な例があり、仮設トイレ輸送車両の確保にも時間を要し、それまでの間、携帯型トイレで凌ぐこととなった。
- ・なお、日本赤十字社が行う被災者アンケートでは、いずれの地震においても、トイレ関係の問題点が上位を占めている（時系列的には、数の不足→使い方の周知→匂い対策と変遷）。

■目標

県・市町村は、大規模地震発生後の流通麻痺等による食料・物資の欠乏に備え、家庭や事業所での備蓄を促進するとともに、被災者に対し迅速かつ適切な量を供給する体制を整備する。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 最低でも3日分、できれば1週間分の食料や水、
毛布や燃料、常備薬などを備蓄する
- 災害への備えを負担感なく行える「フェーズフリー」や
「ローリングストック」に取り組む
いずれも再掲



※フェーズフリー

出典：「迫る地震に備えましょう」パンフレット

“いつも”と“もしも”の垣根をなくし、日頃、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる考え方

※ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

費用や時間の面で、普段の買い物の範囲でできるとともに、買い置きスペースを少し増やすだけで済むという利点あり

■行政が取り組む施策（公助）

① 家庭、事業所の備蓄の推進

- ・最低でも3日間、可能な限り1週間分の生活必需品（食料・水・医薬品及び携帯トイレ等）の備蓄確保の啓発【県・市町村】
- ・非常用物資の備蓄促進【県・市町村】

② 備蓄物資の計画策定

- ・「岐阜県災害時広域受援計画」及び「岐阜県総合備蓄計画」の必要に応じた改定【県】
- ・災害実態を踏まえた災害時応援協定品目等の見直しの実施【県・市町村】
- ・避難生活に必要な十分な備蓄の確保【市町村】
- ・県及び市町村間での備蓄物資情報の共有【県・市町村】

③ 食料・物資の受援体制の整備

- ・災害時における食料・物資の調達・配布に関する業務マニュアルの改定【県・市町村】
- ・「岐阜県災害時広域受援計画」の必要に応じた改定【県】（再掲）
- ・支援物資調達の円滑化を図るための、協定締結先の専門家を交えた受援体制の見直し及び訓練の実施【県・市町村】

④ 物資輸送拠点の整備

- ・県広域防災拠点の指定【県】（再掲）
- ・地域内輸送拠点の指定【県・市町村】
- ・高速道路のサービスエリア、パーキングエリア等の防災拠点としての利用の検討【県】

⑤ 物資供給体制の充実

- ・物資集積拠点から避難所への物資供給体制の整備【市町村】
- ・民間のノウハウ活用による救援物資の輸送に関する仕組みづくりの検討【県】
- ・災害に備えた玄米の備蓄・供給体制の整備【県】
- ・応急給水体制の強化【県・市町村】
- ・非常用物資の輸送体制の整備推進【県】
- ・物資調達・輸送調整等支援システム（※）等の活用に向けた訓練の実施【県・市町村】
- ・物資の適切配分及び効率的な仕分けの観点からの物資支援関係マニュアルの見直し

【市町村】



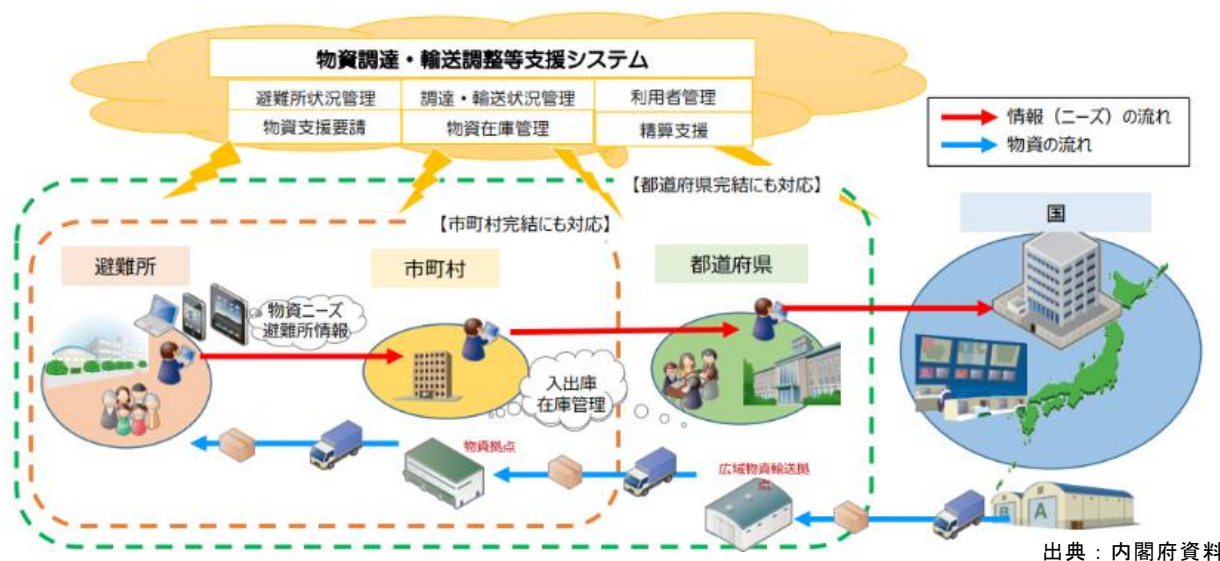
給水車による給水支援



物流拠点

※物資調達・輸送調整等支援システム

都道府県及び市町村の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市町村間で共有できるシステム



⑥ 避難者への食料配布に関する研究の実施

- ・栄養バランスや、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）への食料配布の研究【県・市町村】

⑦ 支援に関する協定の拡充

◎県と事業者との連携の推進【県・関係機関】

- ◇ J A 全農岐阜県本部（県内 J A グループ）（玄米の備蓄）
- ◇（一社）岐阜県トラック協会（輸送）
- ◇全岐阜県生活協同組合連合会（生活用品等の供給）
- ◇岐阜県森林組合連合会（木材の供給）
- ◇岐阜県石油商業組合（石油類等燃料の供給）
- ◇（一社）岐阜県 L P ガス協会（L P ガスの供給）
- ◇石油連盟（重要施設の燃料供給に必要な設備等情報の共有） 等

◎県と救助活動を行う機関の燃料確保のための団体との連携強化

【県・市町村・関係機関】（再掲）

- ◇岐阜県石油商業組合（石油類等燃料の供給）

⑧ 地震時における道路ネットワークの確保（再掲）

- ◎自動車による現地調査が困難な箇所について、バイクやドローン等を活用した情報収集の実施【県】（再掲）
- ◎道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう関係機関と連携した訓練の実施【県】（再掲）
- ◎緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務付け、早急に耐震化を図るため、緊急輸送道路の一部について耐震改修促進法における「沿道建築物の耐震化を図るべき道路」に指定【県】（再掲）
- ◎道路交通規制情報の提供【県】（再掲）

◎緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強工事に対する支援の継続

【県・市町村】（再掲）

◎耐震診断を義務化した路線沿道の要耐震化促進対象建築物の所有者に対する耐震化啓発の強化【県・市町村】（再掲）

⑨ 分散避難者の状況や物資ニーズ把握方法の充実

- ・防災訓練等における分散避難システムの機能改善及び当該システムに関する県民への周知【県・市町村】（再掲）

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	家庭、事業所の備蓄の推進		
	非常持ち出し品（携帯ラジオ、懐中電灯など）の用意	50.3%(R5)	75.0%(R11)
	災害に備えて水・食料を備蓄している人の割合【再掲】	68.8%(R6)	75.0%(R11)
③	食料・物資の受援体制の整備		
	物資輸送訓練実施回数 [単年度]	1 回 (R6)	1 回 (毎年度)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・飲料用ペットボトル及び貯水タンクによる生活用水の供給について、発災後2ヶ月が経過しても不足を訴える避難者の声が続いた。
- ・国による「プッシュ型支援」により食料や毛布、衛生用品などが送られたが、物資の偏りや不足が発生した。また、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資などニーズの把握が難航した。
- ・被害の大きかった石川県では、避難所等における食料品や飲料水等の備蓄が不足した上、スーパーやコンビニ等も被災して調達が困難になる場面が発生した。こうした食料品や飲料水等の調達が困難となる場合も想定して、国民への家庭における備蓄の重要性に関する周知をあらかじめ講じておく必要がある。
- ・今回の災害では、外食事業者等による炊き出し支援や、温浴施設・訪問入浴事業者による入浴支援、クリーニング事業者による洗濯代行サービスの提供支援、物流事業者による物資拠点運営や物資搬送の支援など、多くの場面で民間事業者による支援が行われた。一方で、民間団体や他自治体等から支援されたムービングハウス、トイレトレーラー、水循環型シャワー、高機能な簡易トイレ等について、運用する人員や運用方法等が課題となった。
- ・当初、県、市町に物資調達・輸送調整等支援システムの存在が認知されていなかったり、また、物資調達・輸送調整等支援システム担当職員が被災した場合もあり、物資拠点において、手書きの紙を写真に撮り、メールで共有するなどアナログな方式での運営がなされ、ニーズ把握に混乱が生じた。また、輸送管理において、当初、物資の内容、輸送手段、到着時間等の情報が整理できておらず、混乱が生じた事例が見られた。また、物資が夜間に到着し、避難所の担当が混乱した事例が見られた。

▶ 熊本地震

- ・熊本県A市は、市民の5%にあたる36,500人の2日分の食料、計22万食を備蓄していたが、実際は最大10万人超の住民が避難し、各避難所で食料が大幅に不足する事態が発生した。

- ・熊本県内の12市町村では、支援物資の集積拠点を事前に定めていなかったほか、一部の拠点は施設自体が被災し、物資の受入が不可能となったことが、支援物資が滞る一因となった。
- ・政府による「プッシュ型支援」が行われたこともあり、被災地には続々と支援物資が届いたが、拠点において物資を仕分けする人員や輸送手段が不足し、避難所へ物資が行きわたるのに時間を要することとなった。
- ・緊急輸送道路113路線のうち、28路線の計50箇所で陥没や落石、沿道建物の倒壊等に伴う通行止めが発生。支援物資の輸送が滞る一因となった。
- ・B村では、本震の際に発生した橋の崩落のほか、がけ崩れにともなう道路の寸断により、村の一部が孤立する事態が発生した。

▶ **東日本大震災**

- ・宮城県では、各市町村によって支援物資の差が極端であり、テレビで報道された市町村では物資が余ったり、箱のサイズの不統一によって管理する側が追いつかない等、支援物資の滞留が発生した。
- ・また、自治体と民間業者が協定を締結していたが、会社が被災し物資が出せない等、全く協定が機能しないというケースも生じた。
- ・乳幼児の特殊ミルクの不足したため、小児アレルギー学会によるアレルギー用ミルクの緊急確保が行われた。

▶ **新潟県中越沖地震**

- ・被災市町村の非常食料の備蓄不足、暑さに配慮した食料調達、栄養バランス、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）の食事、自宅避難者のニーズの把握などが課題となった。一方、輸送業者の活用による輸送や生活・衛生用品のパッケージ配布などが効果をあげた。

8－（５） ボランティアの受援・連携体制の整備

■目標

市町村は、大規模地震発生時のボランティアの重要性を認識し、行政、社会福祉協議会、NPO等ボランティア団体との三者連携体制を構築し、ボランティアとの連携を推進する。

県は、市町村災害ボランティアセンターにおけるボランティアの受入が円滑に行われるよう、体制を整備する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 市町村におけるボランティア支援体制の整備

- ◎行政・社会福祉協議会・NPO等ボランティア団体の三者連携体制整備（情報共有会議の設置）【市町村】
- ◎被災地のボランティア情報の収集と提供体制の整備

【県・市町村・関係機関】



令和6年能登半島地震におけるボランティア活動の様子(出典：内閣府資料)

② 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化

- ◎災害ボランティアの活動拠点（宿泊拠点）の確保
- ◎災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備【関係機関】
- ◎円滑な災害ボランティアセンター運営のための人材育成【県・市町村・関係機関】
- ◎災害ボランティアセンター設置訓練の実施【市町村・関係機関】
- ◎災害ボランティアセンターの設置・事務局運営体制の強化【県・市町村・関係機関】

○大学校校舎

○屋内練習場

○武道場・スタジオ

○入浴施設(浴槽2式、シャワー3式)



令和6年能登半島地震におけるボランティアの宿泊拠点【日本航空学園能登空港キャンパスの例】（出典：総務省資料）

③ 災害ボランティアの受入体制の強化

- ◎岐阜県災害ボランティア支援協議会の開催【県】
- ◎岐阜県災害ボランティア連絡調整会議（災害時）の開催による災害支援に関する情報共有体制の強化【県・市町村・関係機関】
- ◎岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置訓練の実施【県】
- ◎ボランティア団体等の活動調整等を行う「災害中間支援組織」（※）の設置に向けた協議の実施【県・関係機関】
- ◎ボランティアの事前登録やボランティアバスの運行などの支援の実施

【県・市町村・関係機関】

- ◇岐阜県社会福祉協議会
- ◇（特非）ぎふNPOセンター
- ◇清流の国ぎふ防災・減災センター 等

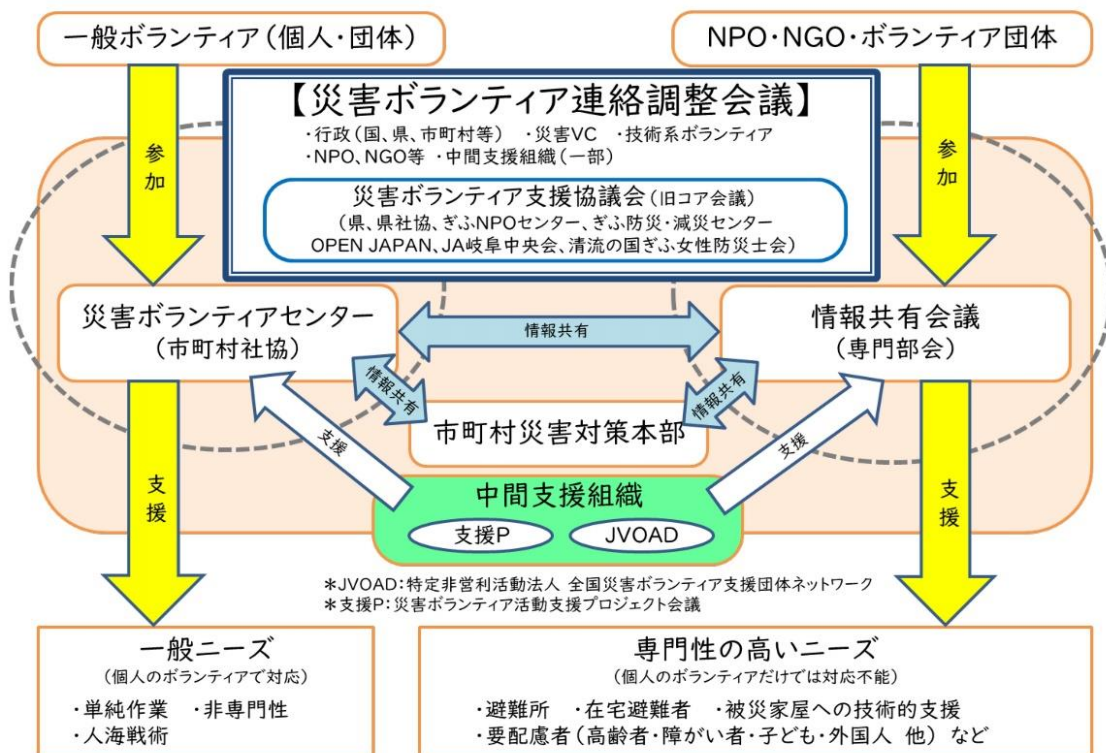
※災害中間支援組織

被災者のため、自発的かつ組織的に支援を行うNPO等の活動をサポートし、行政・社協・NPO等などのセクター間の連携を進め、課題解決のための被災者支援コーディネーションを行う組織

※災害時におけるボランティア活動スキーム

災害時におけるボランティア活動スキーム(受援イメージ)

<災害規模や被害状況、被災地のニーズ等に応じて、柔軟に対応することとする>



出典:「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」設置マニュアル

④ 専門ボランティアの育成・確保

- ◎災害時語学ボランティア研修の実施【県】
- ◎災害時の県、市町村の多言語相互支援(災害時語学ボランティア派遣等)に関する枠組みの整備【県・市町村】(再掲)
- ◎専門技術を有するボランティア(土砂撤去等)の円滑な活動環境の整備

【県・市町村・関係機関】

⑤ 災害ボランティア用の資機材の整備【市町村・関係機関】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
②	災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化		
	災害ボランティア運営支援者向け研修会の参加者数	1,425人(R5)	3,225人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・行政、社会福祉協議会、NPO等ボランティア団体との連携により効果的な被災者支援が行われた。
- ・今般の災害では、発災当初は被災地へのアクセス道路が限られることによる渋滞の発生や、被災地内での宿泊場所の不足等から、一般ボランティアが直接被災地入りすることを控えていただきたい旨の呼びかけが石川県等からなされた。一般ボランティアは主に金沢市内等から発着するボランティアバスによって被災地入りすることとなり、多くの被災者が2次避難等により地域外に避難したためボランティアニーズの把握が困難だったことと相まって、過去の災害に比べてボランティアの活動人数は限定されることとなった。
- ・豊富な支援経験を有する300を超えるNPO等の専門ボランティア団体が発災直後から被災地入りし、物資の提供、炊き出しや、避難所の運営支援や車中泊・在宅等避難所外避難者への支援、重機作業などの支援を実施した。
- ・市町において、災害ボランティアが一定期間継続的に活動できるよう、他自治体やNPO等の協力を得て、ボランティア向けのテント村を設置したり、インフラ復旧や公費解体に従事する支援者に対して、市内宿泊施設の空き状況や食事の有無、料金等の情報を市ホームページ等で提供するなどして、災害ボランティア等に向けた支援を行った例もあった。

▶ 熊本地震

- ・社会福祉協議会自体が被災したことや人手不足等により、ボランティアの受入窓口となる「災害ボランティアセンター」の立上げが遅れた。

▶ 東日本大震災

- ・広域災害であったため、地震発生当初の被災地における燃料供給事情や、被災自治体の受入体制の不備などから、当初はボランティアの受入体制が整わなかった。

▶ 新潟県中越沖地震

- ・ボランティアの受入れを具体的な支援に結びつけるための体制や流れの確立が課題となった。

▶ 平成19年能登半島地震

- ・災害ボランティアセンターの運営に関して全国的な支援体制（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）が人材や資材の面で効果をあげた。

8－（６） 帰宅困難者・滞留旅客の支援体制の整備、観光客対策の充実

■目標

県・市町村は、帰宅困難者及び滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に対し、鉄道事業者等と連携し、帰宅及び避難生活支援を実施する。

岐阜県では、南海トラフ地震が発生した場合の帰宅困難者（対象：県民）を約１万９千人と想定している（Ｈ２５．２公表「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」）。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」を基本に行動し、駅前などでの大群衆の発生を避ける
- 県内に約２，３００店舗ある「徒歩帰宅支援ステーション」で水道水の提供やトイレを利用できることを理解しておく

※徒歩帰宅支援ステーション

- ・県内のコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどと協定を締結
- ・災害時には「徒歩帰宅支援ステーション」で、「水道水の提供」「トイレの使用」などの支援が受けることが可能

＜締結先別数＞（Ｒ５.３ 末時点）

ガソリンスタンド	539 店舗
コンビニエンスストア	850 店舗
飲食店	115 店舗
その他	802 店舗
合計	2,306 店舗



■行政が取り組む施策（公助）

① 帰宅困難者にならないための備えの充実

- ・他県（特に愛知県）に通勤・通学する県民への啓発【県・市町村】

※むやみに移動を開始しない基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、滞在場所の確保、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務など、必要な啓発に努める。

② 市町村と鉄道事業者との連携の推進

◇東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、その他第３セクター鉄道事業者

- ・各駅における付近の避難場所又は避難所の位置の明記【市町村】
- ・市町村と鉄道事業者との役割分担の明確化【市町村】
- ・一時滞在施設及び最低限必要な備蓄の確保【市町村】

③ 事業者による帰宅困難者等支援体制の推進【県・市町村】

◇岐阜県石油商業組合

◇岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 等

④ 観光関係事業者等に対する地震防災意識の普及啓発

- ・旅館・ホテル関係団体への普及啓発【県】
- ・観光施設等への管理者、経営者への普及啓発【市町村】

⑤ 観光関係事業者等との連携の推進

- ・県観光連盟と連携した日本国内における避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及促進【県・関係機関】（再掲）
- ・宿泊施設等における付近の避難場所又は避難所の位置の明記【市町村】

⑥ 県管理道路上の道の駅におけるトイレの防災化【県・市町村】（再掲）

⑦ 帰宅困難者等への情報提供体制の整備

- ・自治体 Wi-Fi の整備の推進【市町村】（再掲）
- ・情報伝達方法の構築【市町村】

■これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・元日かつ観光地での発災により、外国人観光客や帰省客も被災した。
- ・外国人にとって、避難所で使われる言葉や案内表示等の理解が困難だった。平時からの外国人の防災意識の向上が求められる。
- ・災害時多言語支援センターと災害対策本部との適切な情報共有が必要。
- ・今回の災害において企業がグループ企業からの物資支援を受けて従業員に物資を配給した例もあった一方で、災害に備え 3 日以上以上の備蓄（飲料水や食料品、携帯トイレ、毛布等）を行っている企業は、全国で 5 割にも満たない状況である。特に大規模災害時は、従業員の施設内滞留の長期化や自治体において備蓄が不足する可能性がある。

▶ 東日本大震災

- ・鉄道の運行停止により、関東地方に多数の帰宅困難者を発生させた（10 万人以上：警視庁集計）。東京新宿の都庁本庁舎には 1, 000 人以上が駆け込み、1 階の都民ホールは人であふれた。また、埼玉県はさいたまスーパーアリーナの一部を帰宅困難者に開放し、約 7, 000 人を受け入れるなどの対応を行った。

▶ 平成 19 年能登半島地震

- ・地震後 7 万件以上の宿泊キャンセルが発生するなど、風評被害の影響が一部の観光地にとどまらず能登半島全体に及び、その後も観光客の減少が続いたことが報告されている。

8－（７） 広域災害に対する受援・支援対策の推進

■目標

広域災害の発生に備えて広域自治体間の災害時応援協定を締結するとともに、発災時には全県的に被災地支援を行う必要があるため、発災時にいち早く被災地への職員派遣を可能にする体制を整備する。

また、広域災害の場合の「県域を越えた」広域避難に備え、被災者の把握方法について整理するとともに、避難所の把握、開設、運営等に関する県同士の調整方法についても整理する必要がある。

■行政が取り組む施策（公助）

① 受援、支援体制の計画及び業務マニュアルの整備

- ・「岐阜県災害時広域受援計画」の必要に応じた改定【県】（再掲）
- ・岐阜県大規模災害時支援対策マニュアルの見直し【県】

② 広域災害に備えた災害時応援協定の締結及び支援体制の強化

- ・災害時の広域応援体制の強化【県】
- ・迅速かつ的確な応援職員の派遣に向けた支援職員データベース（被災地で支援活動に当たった職員等をリスト化）の活用【県】
- ・災害対応全体を俯瞰できる災害マネジメント支援職員の拡充【県・市町村】（再掲）
- ・住家被害調査員育成研修の拡充による調査体制の強化【県・市町村】

③ 広域防災拠点の整備

- ・広域防災拠点の体制強化【県】
- ・中部圏の広域防災拠点の活用検討【県】（再掲）
- ・応援警察ヘリの受入れ体制の整備【県】

④ 災害派遣部隊の充実強化【県】

⑤ 県域、市町村域を超えた広域避難の仕組みづくりの推進

- ・中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を通じた広域防災訓練等による、近隣県との連携強化【県】

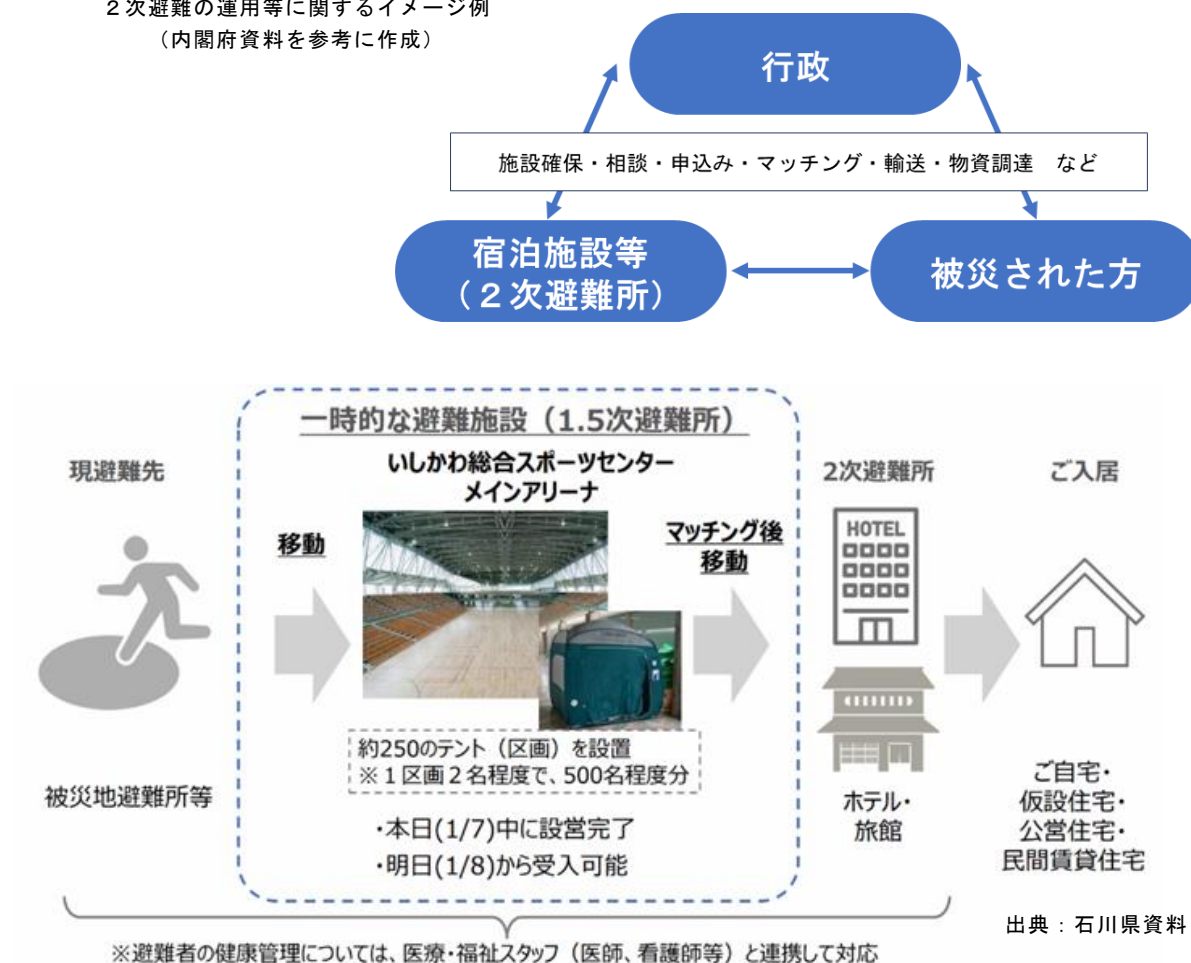
⑥ 2次避難への対応強化

- ・多様な避難を想定した避難先の確保及び情報提供体制の強化【県・市町村】

◎国の整理を踏まえた2次避難に関する検討会の実施【県・市町村・関係機関】（再掲）

- ・「災害時の施設利用に関する宿泊施設との協定締結の手引き」を活用した宿泊施設との協定締結の推進【市町村】
- ・公営住宅、民間住宅、福祉避難所への避難者の受入促進【県・市町村】
- ・被災後の自立に向けた情報把握及び支援体制の強化【県・市町村】
- ・子どもの学習機会の確保及び相談窓口の設置体制の整備【県・市町村】
- ・集団避難先等へのスクールカウンセラーの拡充配置が可能な体制の整備【県・市町村】
- ・集団避難など地域を超えた教育支援に関する市町村との協議の実施【県・市町村】
- ・タブレット端末を活用した学習支援、心の健康観察の実施【県・市町村】

2次避難の運用等に関するイメージ例
(内閣府資料を参考に作成)



⑦ 広域避難に関する情報共有体制の整備

- ・全国避難者情報システム（※）の円滑な運用【県・市町村】

※全国避難者情報システム

県外に避難した住民から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を提供してもらい、その情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うためのシステム

⑧ 応援職員の環境整備

- ・応援職員の宿泊施設の確保に向けた宿泊施設や福祉施設、研修施設等と協定の締結【県・市町村】
- ・災害時に活用可能な移動型車両等の導入・データベース化等の検討【県・市町村】
- ・円滑な支援を受けるための関係団体等に対する適時適切な情報の発信及び共有【県・市町村】
- ・災害時保健活動マニュアルにおける受援体制の明記など規定の整備【県】

⑨ 応援職員の受入に係る規定の整備等

- ・災害時に支援職員に依頼する業務の平時における洗い出し【県・市町村】
- ・応援職員の受入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）に関する受援計画等への規定の整備【県・市町村】
- ・防災訓練における応援職員の受入訓練の実施【県・市町村】

⑩ し尿処理対策の推進

- ・県内における広域的なし尿処理を行うための体制の強化【県】（再掲）

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
②	広域災害に備えた災害時応援協定の締結及び支援体制の強化		
	住家被害調査員育成研修受講者数	339 人 (R6)	1,350 人 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・ホテルへの 2 次避難や知人宅への避難など、避難所以外への避難が増加した。一方で、県外施設は敬遠されがちとなるなど、県内での 2 次避難を望む被災者のニーズとのミスマッチが発生した。
- ・指定避難所に比べ、2 次避難で居住市町村を離れる方（特に高齢者）に対する行政サービスに関する情報伝達が不足した。
- ・2 次避難所における 1. 5 次避難者の受入れに時間を要したことに加え、1. 5 次避難者の情報の一元管理が困難。
- ・市町の区域を越えた広域避難が生じる中、被災者情報の把握・集約に手間取った。こうした情報集約に当たっては、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、データベースをその場で応急的に構築して運用するなど、災害対応をデジタル面から支援。
- ・被災地におけるトイレ等の衛生環境、医療の提供、支援者の宿泊場所・生活環境等を迅速に確保するため、移動型車両・コンテナ等が効果的に活用された。また、道路や宿泊施設が被災し、被害認定調査に必要なマンパワーの確保が難しかったことから、現地での支援に加え、遠隔地の自治体がリモートで支援を行った事例があった。

▶ 熊本地震

- ・震度 7 の激しい揺れに襲われた熊本県 A 町（職員数約 250 人）は、他県等の職員の応援のもと避難所運営やインフラ復旧等の応急対応にあたったが、人手が絶対的に不足し、住民の生活再建に不可欠な罹災証明書の発行が、地震発生から 1 ヶ月以上経過した 5 月中旬に始まるなど、対応が後手に回ることとなった。

▶ 東日本大震災

- ・甚大な被害を被った被災地において、行政機能自体の喪失・破壊等により、多くの避難者の安否確認が困難な状況に陥った。

8－（８） 地震後の大雨（複合災害）を想定した対策の推進

■目標

県・市町村は、地震後に大雨が発生するなど複合災害を想定し、防災に関する規定やマニュアルを整えておくほか、関係機関と連携した訓練や避難情報の早めの発令といったソフト対策に加えてインフラ対策についても促進する。また、複合災害の発生を見越して、住民への身の回りの災害リスクの再確認や早めの避難の呼びかけを行う。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 避難所、避難場所の位置、避難経路、避難方法を確認する（再掲）
- 避難所や仮設住宅に避難されている場合は、
普段住み慣れた地区等とは災害リスクが異なることから、
避難先などのハザードマップや地形の状況などリスク情報を再確認する
- 少しでも危険だと感じたら「命最優先の避難」の行動を心掛ける



■行政が取り組む施策（公助）

① 複合災害を想定した災害対応体制の整備

- ・複合災害を想定した対策の地域防災計画等への反映や内容充実【県・市町村】
- ・複合災害を想定したシナリオによる訓練の実施【県・市町村】

② 複合災害リスク情報の発信及び県民への啓発

- ・直轄管轄外における天然ダムを想定した大規模土砂災害合同防災訓練の実施【県・市町村】
- ・避難指示の暫定的な発令基準等が設定された場合の周知と適時適切な運用【県・市町村】
- ・イベント等を活用した複合災害リスクと取るべき行動の周知啓発【県・市町村】
- ・仮設住宅の住民に対する避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知【県・市町村】

③ 広域災害に備えた災害時応援協定の締結（再掲）

- ・災害時の広域応援体制の強化【県】（再掲）
- ・迅速かつ的確な応援職員の派遣に向けた支援職員データベース（被災地で支援活動に当たった職員等をリスト化）の活用【県】（再掲）
- ・災害対応全体を俯瞰できる災害マネジメント支援職員の拡充【県・市町村】（再掲）
- ・住家被害調査員育成研修の拡充による調査体制の強化【県・市町村】（再掲）
- ・後発災害に備え、応援協定締結先など外部への早期の支援判断【県・市町村】

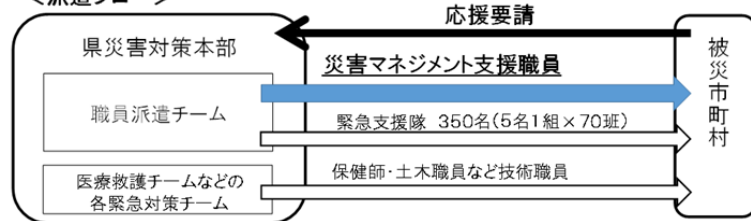
※災害マネジメント支援職員

平成28年熊本地震の検証を踏まえ、大規模災害発生時に、被災市町村に対し、災害対策全般をサポートする職員を派遣する仕組みを構築（2名1組で派遣）

<派遣基準>

- ・南海トラフ地震や風水害等激甚な災害の発生により、災害対策本部機能が著しく低下し、被災市町村の災害対策全般についてサポートが必要な場合に、被災市町村からの応援要請に基づき派遣
- ・なお、情報連絡員から提供された情報等により、直ちに派遣する必要があると認められる場合は、被災市町村に災害マネジメント支援職員の派遣を提案するとともに、派遣に向けた調整及び諸準備を推進

<派遣フロー>



令和6年能登半島地震における職員派遣

④ 大規模土砂災害急迫時の緊急調査の実施にかかる国及び市町村との連携（再掲）

- ・国土交通省や市町村との相互窓口の確認【県】（再掲）
- ・市町村を対象とした「土砂災害防止法に基づく緊急調査」の概要説明会を実施

【県】（再掲）

⑤ 土砂災害の被害拡大防止に向けた天然ダム等の早期発見と監視・計測に向けた取り組み

（再掲）

- ・ドローンを活用した天然ダム等の土砂災害の早期発見【県】（再掲）
- ・土石流センサー等を活用した土砂災害の監視・計測、緊急避難体制の確保【県】（再掲）

⑥ 大規模地震発生時において県が実施する土砂災害警戒区域や砂防施設等の緊急点検にかかる国との連携（再掲）

- ・直轄砂防事務所が行う情報伝達訓練等への参加【県】（再掲）

⑦ 堤防の被災により発生する複合災害への体制強化

- ◎堤防が被災した場合における応急対策のための盛土拠点整備【県】
- ◎被災後も避難判断に直結した情報を提供する体制の強化【県】

⑧ 応急仮設住宅の早期着工に向けた建設可能用地リストの情報の充実

- ・建設可能用地リストに掲載する災害リスク等に関する情報の細分化【県・市町村】
- ・災害リスク等を踏まえた建設可能用地の活用可能性と優先順位の再点検【県・市町村】

⑨ 迅速な災害復旧体制の整備(岐阜モデル) (再掲)

- ・災害復旧支援隊 (DRS) (※)、災害査定前着工及びプレキャスト製品の活用など早期復旧に向けた取組みの推進【県】(再掲)
- ・360度カメラなどの新技術を活用した災害査定の効率化【県】(再掲)

※災害復旧支援隊 (DRS)

- ・災害復旧に関する知識、経験及び技術を有する岐阜県土木職員OBの方から現役の職員へ技術的助言を行う体制として、令和3年8月1日に災害復旧支援隊 (DRS) を構築
- ・災害発生後、県砂防課が、土木事務所、市町村からの要請を受けて、DRS 名簿登載隊員の中から、派遣を依頼
- ・派遣されたDRSは、現地において職員に「被災現場の確認、復旧工法、仮設工法の検討に対する助言」「応急工事の工法、改良復旧事業の適否等に対する助言」等を実施



下呂市内 河川災 現地調査の様子



恵那市内 蔵前橋 橋梁災 現地調査の様子

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登地方大雨

- ・地震の影響で山の斜面が崩れ、岩肌が露出していたところ、大雨でさらにその周辺が大きく崩壊し、住宅への被害が発生した。大雨にもかかわらず、地震後の長期の避難生活で避難所が嫌になり、避難所に避難したくないという声も聞かれた。
- ・地震で被災した一部の市町では、仮設住宅が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に建設されていた。
- ・能登半島における9月20日からの大雨による災害は、令和6年能登半島地震からの復旧の最中に、同一地域で再び激甚災害が発生した極めて特殊な災害であり、地震により被災した施設の中には、大雨により、その被害が拡大したものも多数あることから、それぞれを個々の災害として捉えるのではなく複合的な災害と捉え、災害査定を一体的に実施していく必要がある。
- ・避難先や仮設住宅等では、水害のリスクや災害時の避難先・避難経路が住み慣れた地区とは異なることを踏まえ、ハザードマップなどによるリスク情報の周知や避難経路・避難場所のきめ細かな周知を行う必要がある。その周知に当たっては、避難所生活に対する精神的ストレスが避難の阻害要因となることも考えられるため、そのような状況でも避難しなければならないということを訴えけるとともに、安心して避難できる避難所環境を整える必要がある。
- ・仮設住宅は、可能な限り安全な場所に建設することが重要であり、事前に公有地など建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくべきである。

(3) 復旧・復興対応による減災対策

9 復旧・復興体制の整備



9- (1) 災害廃棄物処理対策の推進

■目標

市町村は、あらかじめ仮置場を想定するなど、災害ごみの処理について方針を定める。

■行政が取り組む施策（公助）

① 災害廃棄物処理体制の強化

- ◎県・市町村等を対象とした図上演習や職員研修などの実施による「岐阜県災害廃棄物処理計画」の実効性の確保【県】
- ◎大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会を通じた訓練等による、国や近隣県等との連携強化【県・市町村】
- ◎災害時のごみ処理の円滑化に向けた市町村間の連携等、県災害廃棄物処理計画（※）に整合した市町村災害廃棄物処理計画の策定又は見直し【市町村】
- ◎市町村等が設置する廃棄物の仮置場候補地の状況把握及び確保の働きかけ【県】
- ◎仮置場候補地として検討できる国有地又は県有地の情報整理及び市町村への提供【県】
 - ・災害廃棄物処理支援ネットワーク及び災害廃棄物処理支援員制度からの派遣を想定した図上演習の実施【県・市町村・関係機関】
 - ・し尿の広域処理、公費解体の申請等手続きの迅速化を図るための災害廃棄物処理計画の見直し【県・市町村】

※県災害廃棄物処理計画（主な内容）

- ・災害予防（発災前）
 - 組織体制、協力支援体制の構築、災害廃棄物処理量の推計、広域処理の想定
- ・応急対策期対応
 - 情報収集体制、協力支援体制の確保
- ・復旧復興期対応
 - がれき類、し尿の広域処理体制の構築、災害廃棄物処理の進捗管理
- ・事務委託による災害廃棄物の代行処理

② 県と関係事業者との連携

- ・関係事業者との連携強化【県】
 - ◇岐阜県環境整備事業協同組合（災害廃棄物等（し尿を含む）の収集運搬）
 - ◇岐阜県清掃事業協同組合（災害廃棄物等の収集運搬）
 - ◇（一社）岐阜県産業環境保全協会（災害廃棄物の処理等）
- ・被災市町村に対する協力支援体制の早期構築【県】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	災害廃棄物処理体制の強化		
	災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数	153 人(R5)	290 人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・ごみ処理施設が被災し、一般廃棄物処理が停止したため、各家庭のごみが搬出不能となった。災害廃棄物の仮置場設置に相当な時間を要した。
- ・今回の地震による被災家屋からの片付けごみ、全壊・半壊建物の解体に伴う災害廃棄物の発生量は、本年 2 月に石川県が策定した「石川県災害廃棄物処理実行計画」において、石川県内だけでも約 2 4 4 万トンと推計された。その後、本年 8 月には石川県が「公費解体加速化プラン」を策定し、被災市町村が被害棟数や申請棟数の推移等を踏まえ、解体棟数の見直しが行なわれており、災害廃棄物発生量の推計は約 3 3 2 万トンに見直されている。
- ・公費解体の実施においては、公費解体を担当する市町村廃棄物部局が、普段従事している業務の内容と大きく異なる、損壊家屋等の解体・撤去や所有者の特定等の業務を行うこととなり、不慣れな作業を行うことを余儀なくされたほか、公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等に多くの人手が必要となった。

▶ 熊本地震

- ・廃棄物の量が多く、回収が追いつかない事態が発生したほか、処理場の焼却炉や破砕機が損壊し、回収した廃棄物の処理も滞った。被災市町村の職員に経験がなかったため、他自治体からの応援職員への指示が場当たり的なものとなり、混乱が生じた。

▶ 東日本大震災

- ・地震のみならず、津波による広域災害であったことから、膨大な災害廃棄物が発生した（阪神・淡路大震災の約 1.7 倍）。
- ・災害廃棄物の処理の遅れが、復旧・復興の足かせとなった。

▶ その他

- ・阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震をはじめ多くの大規模災害では、震災に係る災害廃棄物の処理計画がなく、対応に苦慮した（阪神・淡路大震災では、神戸市で、約 1, 2 0 0 万立方メートルのがれきが発生した）。

9 - (2) ライフラインの早期復旧体制の整備

■目標

ライフライン関連施設（ガス、電気、石油、通信、上下水道、浄化槽、廃棄物処理施設等）の関連事業者等は、**地域全体の復興の基礎となるライフラインの復旧体制を整備するとともに、地震発生時には、ライフラインの使用状態を早期に確認し、被害等を発見した場合は、早急な復旧に努める。**

公共性又は公益性の強い指定公共機関は、災害対策基本法第6条に基づき「防災業務計画」を作成し、計画に基づいた地震防災対策を実施している。

指定公共機関：東海旅客鉄道(株)、西日本電信電話(株)、日本放送協会、中部電力パワーグリッド(株)等

■行政が取り組む施策（公助）

① ライフライン施設の耐震化の推進（再掲）

- ◎上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化の推進【県・市町村】（再掲）
- ◎避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化の促進【市町村】（再掲）
- ◎県営水道の大規模地震対策の推進【県】（再掲）
 - ・電力供給ネットワークの災害対応力強化【県・関係機関】（再掲）
 - ◇中部電力パワーグリッド(株)、北陸電力送配電(株)・北陸電力(株)、関西電力送配電(株)
 - ・ガス事業者による防災対策の推進【県・関係機関】（再掲）
 - ◇東邦ガス株式会社、一般社団法人岐阜県LPGガス協会

② ライフライン関連事業者等の迅速な復旧体制の整備

- ・県営水道BCP（上水道）の継続的な見直し【県】
- ・下水道BCPの継続的な見直し【県・市町村】
- ・県営水道（上水道）の大規模被災を想定した県、市町村及び関係団体との共同防災訓練の実施【県・市町村・関係機関】
- ・災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施【県・市町村】
- ◎電気事業者及び通信事業者との協定締結等による連携体制の強化【県】
 - ◇中部電力パワーグリッド(株)、北陸電力送配電(株)・北陸電力(株)、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)

③ 活動拠点の整備

- ◎ライフライン復旧の活動拠点の候補地の指定【県・市町村】

④ 再生可能エネルギーの活用

- ◎再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー（※）の創出と活用【県】

※自立・分散型エネルギーシステム

- ・地域資源を活用した公共施設屋根の太陽光発電、木質をはじめとしたバイオマス発電、小水力発電、小規模地熱発電などの比較的小規模な発電施設を地域に分散配置し、送電線と組み合わせることで電力の地域循環を生み出す仕組み
- ・地域に新しい産業を起し、地域活性化につながるとともに、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給の確保が可能

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	ライフライン施設の耐震化の推進（再掲）		
	急所施設（下水処理場（揚水施設））の耐震化率【再掲】	52.8%(R5)	65.2%(R11)
	上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】	42.4%(R5)	60.0%(R11)
	県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率【再掲】	91.1%(R6)	93.0%(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・電柱の倒壊や断線その他により、1月1日に最大約4万戸が停電した。また、石川県をはじめとして新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県の6県28市7町1村にある最大約136,440戸で配水管破損、管路破損等の被害により断水が生じた。このほか、停電や光ファイバの断絶により、携帯電話の基地局の稼働停止が発生し、1月3日には、石川県及び新潟県において、携帯電話事業者4社の合計で839基地局が停波した。
- ・被災地でインフラ・ライフラインの復旧支援など各種活動に当たる関係機関においても、平時から、相互の連携体制の構築、資機材に関する相互情報提供や搭載検証、連携訓練の実施など、関係機関の連携強化を図る必要がある。
- ・ライフライン事業者は、応急復旧のための進入路の確保や電力の確保等に関して、現在は事業者ごとに海上保安庁や自衛隊等の関係機関や民間事業者等と連携協定を結んでいるが、今後は、復旧エリアの優先度の調整など応急復旧活動の方針策定などを含めて分野横断的に、ライフライン横断で取り組むことを検討する必要がある。

▶ 東日本大震災

- ・東北地方へ電力復旧作業に出動した際、ライフライン復旧活動拠点として、膨大な車両や要員の受入が可能な施設が準備されていた。

▶ 岩手・宮城内陸地震

- ・山間部の集落におけるライフラインの断絶により情報の収集、伝達に支障をきたし、孤立の恐れがある集落の情報伝達手段の確保が課題となった。また、山間部に点在する簡易水道などの小規模な施設が壊滅的な被害を受け、長期間回復が図れない事例が発生した。

9 - (3) 復興体制の整備

■目標

大規模地震発生後は、数年で対応する当面の復旧計画とは別に、災害に強いまちづくりをするための長期的・総合的な復興計画を策定し、復興事業を推進していく必要がある。

県・市町村は、大規模地震発生後の復興計画を立案・推進する体制（復興対策本部）の設置方法等をあらかじめ明確にし、震災後の迅速な復興を目指す。

県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）

- 災害復興としてのまちづくりには住民全員の理解と合意が必要であるため、円滑な合意形成に向けて地域コミュニティのつながりを強くしておく
- 木造住宅の密集地域や地震で崩れる危険性がある箇所など、日頃から、身の回りの災害リスクを把握し、被災後のイメージを地域内で共有しておく



出典：国土交通省資料

■行政が取り組む施策（公助）

① 復興体制に関する計画（基本的な方針）の策定

- ・復興組織の設置、運用方法の明確化【県・市町村】
- ・復興計画策定における県・市町村の役割の明確化【県・市町村】

② 事前復興計画の普及・推進【県・市町村】（再掲）

・事前復興計画

東日本大震災後の復旧・復興に遅れが生じた原因として、復興後のまちの姿に対する住民の合意形成に時間を要したことが挙げられる。一方、阪神・淡路大震災では、常日頃からコミュニティでまちづくりを考えていた地区の復興は、比較的早く進んだと言われている。

被災後のまちの姿を住民参加の下に策定する「事前復興計画」は、日頃から自分たちのまちを考える機会を与え、また被災後の復興を迅速かつ円滑に進める有効な手段となる。さらには、日頃から地域の危険度の認識やその軽減のための検討を行うことにより、対策実施に繋がり、被害の低減が進むことも期待される。

事前復興計画は、まちの将来像を見据えた計画となるため、住民参加型ワークショップ等の機会に住民の夢や要望を聞きながら、合意形成を図りつつ作成することが基本となる。そのため、防災・減災の視点に特化することなく、地域活性化や持続可能な社会の視点等も取り入れたまちを目指すことも必要となる。

＜参考：愛知県震災復興都市計画の手引き、東京都震災復興グランドデザイン等＞

③ 地籍調査の促進【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
③	地籍調査の促進		
	地籍調査進捗率	18.5%(R5)	23.0%(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・石川県内の市町村では、能登半島地震の発生前に事前復興まちづくり計画が策定されていなかった。
- ・被災市町においては、発災後に策定された石川県創造的復興プランを受けて、復興まちづくり計画を早期に策定するため、被災地域住民のニーズ把握のための意向調査等を行うこととなった。復旧事業に取り組みながらの対応となっており、復興事前準備や事前防災の取組が十分に行われていなかったことが課題となった。
- ・東日本大震災では原形復旧ではなく改良復旧がなされている事例もあり、将来の人口減少を見据えた復興に加えて災害に強いまちづくりに取り組むべき。

▶ その他

- ・阪神・淡路大震災では、近代都市そのものの大半の機能が失われ、新潟県中越地震では、全国有数の地滑り地帯という背景もあって地盤全体が被害を受けた。

10 被災者の救済・生活支援

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



10－（１） 応急仮設住宅提供体制の整備

■目標

被災者へ迅速に供給できる住宅資源を最大限活用するため、公営住宅及び民間賃貸住宅の空き部屋状況を把握する。また、あらかじめ応急仮設住宅における建設可能用地リストの情報充実を図るほか、入居手続き、被災前のコミュニティの維持に配慮した入居者配置などを定めた業務マニュアルを整備する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 公営住宅の活用

- ・公営住宅の空き部屋状況の把握【県・市町村】
- ・市町村営住宅について、県と同様の仕組みづくりの市町村への働きかけ【県・市町村】
- ・被災者の公営住宅への円滑な受入体制の構築【県・市町村】

② 民間賃貸住宅事業者との連携

- ・賃貸住宅の供給能力等の事前把握及び連携体制の確認【県・市町村・関係機関】
 - ◇（公社）岐阜県宅地建物取引業協会
 - ◇（公社）全日本不動産協会岐阜県本部
 - ◇（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

③ 応急仮設住宅における建設可能用地リストの情報充実

- ・建設可能用地リストに掲載する災害リスク等に関する情報の細分化【県・市町村】（再掲）
- ・災害リスク等を踏まえた建設可能用地の活用可能性と優先順位の再点検
【県・市町村】（再掲）
- ・必要戸数分の候補地が選定できていない市町村、配置計画が作成できていない市町村への働きかけ【県】
- ・応急仮設住宅建設可能用地の選定及び配置計画の作成【市町村】
- ・被災地の施工実績を踏まえた建設可能戸数のアップデート及び共有【県・関係機関】

④ 仮設住宅建設業者との連携

- ・供給能力等の事前把握及び連携体制の確認【県・関係機関】
 - ◇（一社）プレハブ建築協会（プレハブ仮設住宅の建設）
 - ◇岐阜県産直住宅協会（木造仮設住宅の建設）
 - ◇（一社）全国木造建設事業協会（木造仮設住宅の建設）
 - ◇（一社）日本木材住宅産業協会（木造仮設住宅の建設）

・被災地での施工経験やノウハウの共有【県・関係機関】



まちづくり型 出典：石川県資料



ふるさと回帰型 出典：石川県資料



従来型 出典：石川県資料

⑤ 災害時の住宅対策（既存コミュニティを考慮した仮設住宅の入居手続き等）に関する業務マニュアルの整備【市町村】

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・発災後3ヵ月で完成した仮設住宅は、全体計画の3割ほどに留まった。
- ・応急仮設住宅への入居に伴い、コミュニティが失われ、孤独死の発生が危惧された。県外のみなし仮設住宅や公営住宅への入居は、地元の生活を希望する避難者から敬遠された。
- ・今回の被災地は平地が少なく、応急仮設住宅の建設可能用地の確保が課題となったほか、被災地では賃貸住宅数が限られているため、のみなし仮設住宅の確保が困難だった。
- ・応急仮設住宅の建設候補地の現場調査から配置計画図作成までの作業について、DXの活用により効率化・省力化が可能となり、これまで1～2週間かかっていた作業が2日程度に短縮され、工事完了までの時間が短縮された事例があった。
- ・プレハブ住宅に加え、自宅再建が困難な方が恒久的な住まいとして活用可能な木造仮設住宅（まちづくり型・ふるさと回帰型木造仮設住宅）や、紙を素材とした仮設住宅が建設されたほか、ムービングハウスやトレーラーハウスが活用されるなど、様々な事例が見られた。
- ・仮設住宅がバリアフリー化されていないために、障害者が仮設住宅に入れないという課題が指摘された。仮設住宅について、手すりやスロープの設置については基本仕様に組み込まれているが、手すりの高さや位置など個別の仕様となっていない設備がありバリアフリーが十分ではない事例がある。

▶ 熊本地震

- ・仮設住宅を建設する熊本県内15市町村のうち、7市町村において、仮設住宅の建設予定地を事前を選定していなかったため、建設着手が遅れ、避難生活の長期化を招くことになった。
- ・地震により自宅が全半壊した被災者が一時的に入居する市営住宅に多くの住民が応募。C市では募集250戸に対して、3,949世帯が応募、倍率は15.8倍となった。

▶ 東日本大震災

- ・沿岸部において津波による家屋の流出が発生し、多くの住民の生活拠点が失われた。復興に向けては生活の安定が不可欠であり、その第一歩として仮設住宅の建設・確保が必要となるが、住民の要望に対して仮設住宅の建設の遅れが指摘されている。仮設住宅の建設の遅れには様々な要因が考えられるが、一つに建設可能用地の確保の遅れが指摘されている。これは、仮設住宅への入居を希望する住民の多くがそれまで生活していた「地元」で建設・入居を希望しているのに対し、沿岸部では津波による浸水やがれきの散乱などにより建設可能用地の確保が困難な状況となっているためである。

▶ **新潟県中越沖地震**

- ・新潟県とプレハブ協会との連携により、応急仮設住宅の早期建設が達成され、地域に密着した仮設住宅コミュニティの実現を目指した小規模仮設住宅団地が建設された。

▶ **平成１９年能登半島地震**

- ・被災認定を受けた住宅は２，０００戸を超え、短期的な応急仮設住宅の建設や応急修理による住宅の確保、長期的な住宅再建が課題となった。また、中山間地域での住宅再建によるコミュニティの再生や過疎地の被災地からの人口流出が問題となった。

10－(2) 被害認定体制の充実

■目標

罹災証明書（※）は、家屋の損害保険の請求等の際に必要ななど、被災者の生活再建の出発点となるため、**的確な認定（不公平感の少ない認定）と証明書の迅速な交付を行える体制整備**を図る。県は、市町村を支援する体制整備を図る。

※罹災証明書

市町村が家屋の損害状況を調査し、「被災した事実の証明書」として発行するもので、損害保険の請求や、義援金の配布、固定資産税の減免など、被災者支援に関する施策の適用の基礎となるもの

■行政が取り組む施策（公助）

① 市町村における被害認定調査のマニュアル（データベース化の検討を含む）の整備

- ・家屋被害状況調査のマニュアルの整備【市町村】
- ・罹災証明発行業務マニュアルの整備【市町村】

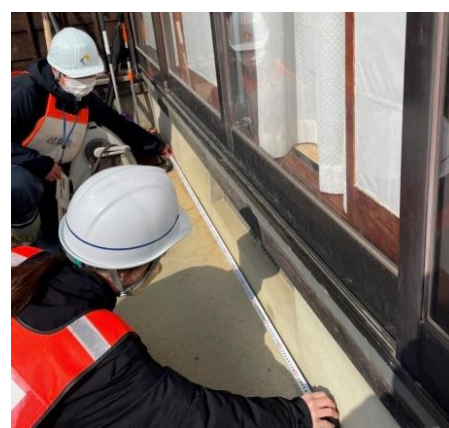
◎住家被害調査員育成研修の拡充による調査体制の強化【県・市町村】（再掲）



タブレット端末で建物撮影



下げ振りで傾きを測定



2次調査の実施



令和6年能登半島地震における罹災証明支援の様子

② 被災者支援システム等の導入

◎被災者や被災家屋の状況を管理するための台帳作成機能や、罹災証明書の交付機能などを備えた被災者支援システムの早急な導入・活用【市町村】

◎航空写真やシステム等を活用した効率的な被害認定調査の検討【市町村】



民間の被害認定調査システムの例

③ ◎市町村向けの罹災証明書交付業務に関する研修会の定期的な開催【県】

④ 広域災害に備えた災害時応援協定の締結及び支援体制の強化（再掲）

◎住家被害調査員（※）育成研修の拡充による調査体制の強化【県・市町村】（再掲）

※住家被害調査員

- ・各種支援制度の前提となる罹災証明書の交付を円滑に実施できるよう、住家被害の調査方法等を講義する市町村職員向け研修を令和４年度から実施し、研修修了者をリスト化
- ・家屋の模型やＣＧ等を用い実践的な研修を進め、令和５年度までに計１３８名が受講
- ・令和６年度からは県職員も研修対象に追加（２０１名が受講）し体制を強化

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	市町村における被害認定調査のマニュアル（データベース化の検討を含む）の整備		
	住家被害調査員育成研修受講者数【再掲】	339人(R6)	1,350人(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和６年能登半島地震

- ・被害家屋認定調査においては、航空写真の活用や地域一括での「全壊判定」などにより迅速化が図られた例も見られた。
- ・珠洲市では、ドローンにより撮影した画像を活用した被害認定調査が行われたほか、輪島市では、朝市通り周辺地区において、航空写真の活用による地域一括での「全壊」判定が実施され、罹災証明書の迅速な交付に寄与することができた。

- ・日本損害保険協会では、能登半島地震発生を受け、地震保険の迅速な損害調査・保険金支払に向けた対応の一環として、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施し、「全損地域」等の認定をするなどの取組が行われた。

▶ **熊本地震**

- ・仮設住宅への入居や義援金の支給など、被災者が生活再建を進めるうえで、不可欠な罹災証明書の交付が、住家被害の調査を行う人員の不足や、証明書交付システムに不慣れであったこと等により、大幅に遅れた。

▶ **東日本大震災**

- ・震災後に一元的なデータ管理システムを導入した市において、導入前に7時間かかっていた「罹災証明書」の発行が1時間に短縮された事例があった。

▶ **新潟県中越沖地震**

- ・新潟県A市では被害認定調査結果を家屋台帳や住民基本台帳のデータとGISを用いて統合したデータベースを構築し、情報の一元的な管理のうえ、混乱がなく効率的な「罹災証明書」の発行が行われた。

▶ **平成19年能登半島地震**

- ・石川県B市でも被害認定調査後、速やかな罹災証明の発行が行われたが、一元的なデータ管理システムの構築が課題としてあげられている。

10－（３） 被災者の救済・生活支援制度の充実

■目標

県・市町村は、被災者の生活基盤、経済活動を早期に回復するための支援を迅速に実施する。

■行政が取り組む施策（公助）

① 各種支援策の業務マニュアルの整備【市町村】

② 国の被災者生活再建支援制度（※）及び岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度（※）の適正な運用【県】

※被災者生活再建支援制度

- ・ 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給
- ・ 法対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等
- ・ 法対象となる被災世帯
 - ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度

出典：内閣府資料

- ・ 被災者生活再建支援法に基づく支援金制度（国制度）の補完のため、市町村による独自の支援金制度に対する県単独の補助制度として平成16年度に創設

① 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

（単位：千円）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水
金額	1,000	1,000	1,000	500	－	500	300

② 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

住宅の再建方法	建設・購入		補修		賃借	
住家の被害程度	全壊 解体 長期避難 大規模半壊	中規模半壊	全壊 解体 長期避難 大規模半壊	中規模半壊	全壊 解体 長期避難 大規模半壊 中規模半壊	中規模半壊 （法対象者）
金額	2,000	1,000	1,000	500	500	250

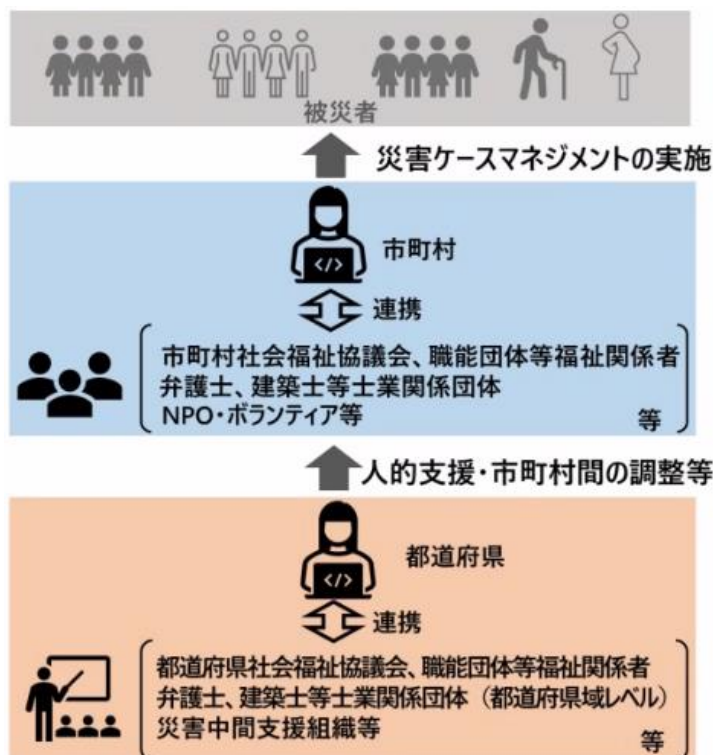
③ 災害ケースマネジメント（※）の考え方を取り入れた被災者支援体制の構築

- ・災害ケースマネジメント連絡協議会の設置・運営及びNPO等官民連携の促進

【県・市町村・関係機関】

※災害ケースマネジメント

- ・被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組み



出典：内閣府「災害ケースマネジメント 実施の手引き」



見守り連絡員による
個別訪問の様子

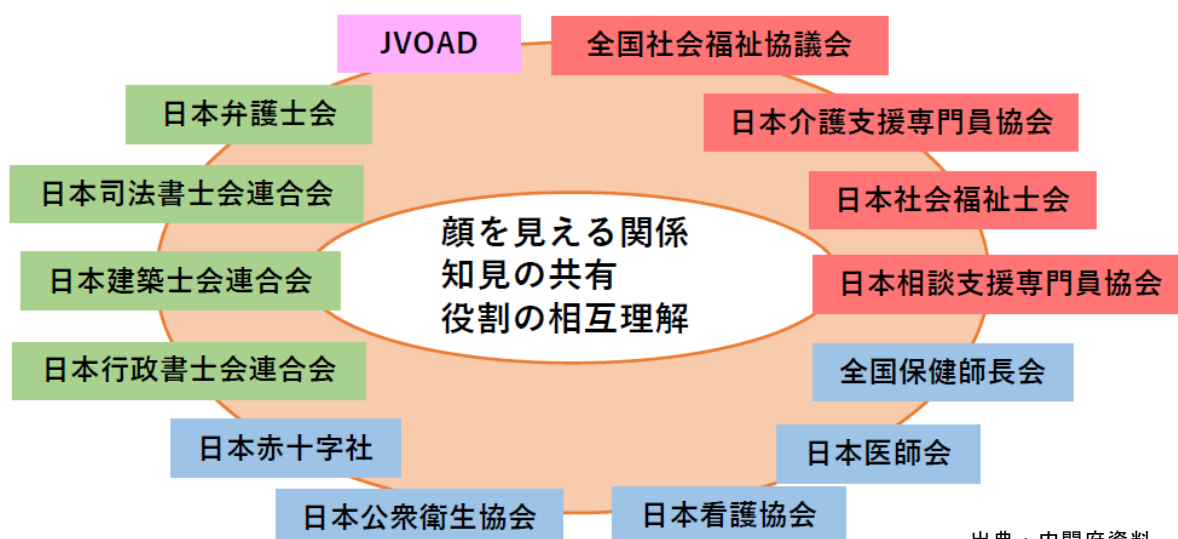


生活再建支援員による
個別訪問の様子

出典：内閣府資料

※災害ケースマネジメント全国協議会（内閣府所管）

- ・令和6年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置し、関係団体間で顔の見える関係を構築するとともに、それぞれが持つ知見の共有や役割について相互理解を図る



出典：内閣府資料

※岐阜県災害ケースマネジメント協議会

- ・事業内容 災害ケースマネジメントに関する情報収集、情報交換に関すること
県内の被災者支援の現状や課題に関すること
- ・設置 令和6年4月17日
- ・構成 岐阜県、県内市町村及び関係団体

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
③	災害ケースマネジメントの考え方を取り入れた被災者支援体制の構築		
	県・市町村職員を対象にした災害ケースマネジメントに関する研修会の開催数	2回(R6)	12回(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和6年能登半島地震

- ・避難場所等によって支援の濃淡が生じないようにする必要があり、その先には、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施が必要。
- ・避難所以外で避難生活を送る避難者について、保健師等が先行して訪問を行い、状況の把握を行った。また、石川県が自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、連絡先等を登録する窓口を開設し、状況の把握に努めた。得られた情報については、住民票のある自治体に共有された。
- ・被災者支援において、例えば罹災証明に関して、申請が進んでいない人に訪問して声かけを行うなど、きめ細かな対応を実施している自治体もある一方で、そうでない自治体もあり、自治体によって対応の差があった。

▶ 東日本大震災

- ・甚大な被害が広範囲に及び、また被災者が県境を越えて避難していることもあり、避難生活は長期化した。この避難生活の長期化に伴い、各避難所では、地震発生当初の寒さ対策に始まり、暑さ対策など様々な課題が生じている。

▶ その他

- ・阪神・淡路大震災やその他の大規模震災では、地域の経済活動が大きな打撃を受けるとともに、多くの被災者が職場や生活基盤を失った。これらの被災者を救済するため、各種の措置がとられた。

10－(4) 地域保健体制の整備（被災者の健康・精神保健対策）

■目標

県・市町村は、避難所の避難者及び在宅の被災者等に対する訪問・巡回診療など、必要な保健指導をきめ細かく実施し、地震発生後の被災者の健康状態の悪化防止や関連死の減少を目指す。

■行政が取り組む施策（公助）

① 災害時における保健活動マニュアル等の整備

- ・災害時保健活動マニュアルにおける受援体制の明記などの規定の整備【県】（再掲）
- ・市町村における保健活動マニュアル等の活用体制の整備【市町村】

② 災害時における保健指導に関する保健師の専門研修の実施【県・市町村】

③ 災害時に精神保健医療支援を行うDPAT（災害派遣精神医療チーム）（※）の派遣体制の整備

- ・派遣可能な隊員の増員に向け、国や県による研修会を通じた人材育成の取組みの強化

【県】

◎相談対応や情報伝達に関するマニュアルの整備及び訓練の実施【県・関係機関】

※DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）

自然災害や集団災害が発生した際、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けたチーム

④ 防疫対策の推進

- ・国のマニュアル等を活用した、市町村における「感染症・食中毒の対策を規定するマニュアル」の策定を促進【県・市町村】（再掲）
- ・市町村における円滑な予防接種実施への支援・協力の実施及び安定した予防接種実施に向けたワクチン等の流通・在庫状況の把握【県】

⑤ 災害時におけるJDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）（※）の派遣体制の整備

【県】

※JDA-DAT（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）

大規模な地震、台風等の自然災害が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行うチーム

⑥ 被災者に対する心のケア

- ・スクールカウンセラーによる被災児童生徒向けの相談体制の構築【県】
- ・避難所運営マニュアルにおけるこころの健康に関する避難者への対応の明記【市町村】

⑦ 応急・復旧作業に従事するスタッフに対する心のケア

- ・「職員の被災地派遣にかかる健康管理について」に基づく、衛生管理者による職員派遣前の事前説明、派遣中の状況確認及び派遣終了後の相談等の実施【県】
- ・必要に応じたメンタルヘルス相談員によるメールでのフォローや面談の実施【県】

⑧ 災害時リハビリテーション支援の推進

- ・災害時リハビリテーション支援体制の整備【県】

◇一般社団法人岐阜県リハビリテーション協議会

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	災害時における保健活動マニュアル等の整備		
	健康管理体制（保健活動）の整備市町村	10 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)
④	防疫対策の推進		
	感染症・食中毒の対策を規定するマニュアルの整備市町村	26 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・自宅の被災や今後の生活の不安などから PTSD（心的外傷後ストレス障害）の発生が懸念された。
- ・活動量が低下している高齢者が多く、筋力低下や感染症や疲れなどに伴う災害関連死のリスクが増加した。避難所における生活不活発病の予防等のため、JRAT 等により、リハビリテーション専門職の派遣が行われた。
- ・被災地が必要とする医薬品や薬剤師の派遣等の情報を把握し、現場のニーズにあった支援ができる体制構築を行う必要がある。
- ・日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）などからも医療・福祉に携わる多くの職員が被災地に派遣された。

▶ 熊本地震

- ・熊本県内の小中高生と特別支援学校の児童生徒約 17 万人のうち、4,277 人が不眠や食欲低下を訴えたり、校舎に入るのを怖がったりするなど、カウンセリングが必要と認められた。
- ・DPAT の活動について、長期間継続して派遣可能な体制の構築、相談対応の標準化、チーム間での情報伝達方法の確立等、今後の課題が明らかになった。
- ・A 市では、5 月末までに教員と病院職員を除く 1 万人の職員を対象に健康状態の調査を行ったところ、うつ状態に陥りかねないと言われる職員が半数以上を占める部署があることが判明した。
- ・熊本県内の 15 市町と熊本県のうち、半数にあたる 8 自治体が、職員を対象にした心のケア対策を実施した。

▶ 東日本大震災

- ・被災地では、強いストレスによる脈拍増加、缶詰やカップ麺など塩分の高い非常食が多い食生活、避難所生活の長期化による運動不足により高血圧の方が多くなる。

▶ 新潟県中越沖地震

- ・避難所の感染症予防、ハエ・蚊対策などの環境衛生対策が実施されたが、仮設エアコンの能力不足が課題となった。また、エコノミークラス症候群対策、口腔ケア、歯科保健対策など避難所の様々な環境整備対策が効果を上げた。一方、栄養バランスや、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）の食事、自宅避難者のニーズの把握などが課題となった。

▶ 平成１９年能登半島地震

- ・保健師等からなる健康管理チームを避難所へ派遣することにより、エコノミークラス症候群など長期間にわたる避難生活者の二次被害の発生を防止した。

（４）原子力防災対策

＜原子力防災対策の方針＞

原子力事業所における事故の発生要因としては、地震、津波などの自然災害のほか人為的ミス（操作ミス、手順ミス）などが考えられ、原子力事業所における事故は必ずしも地震に起因するとは限らない。

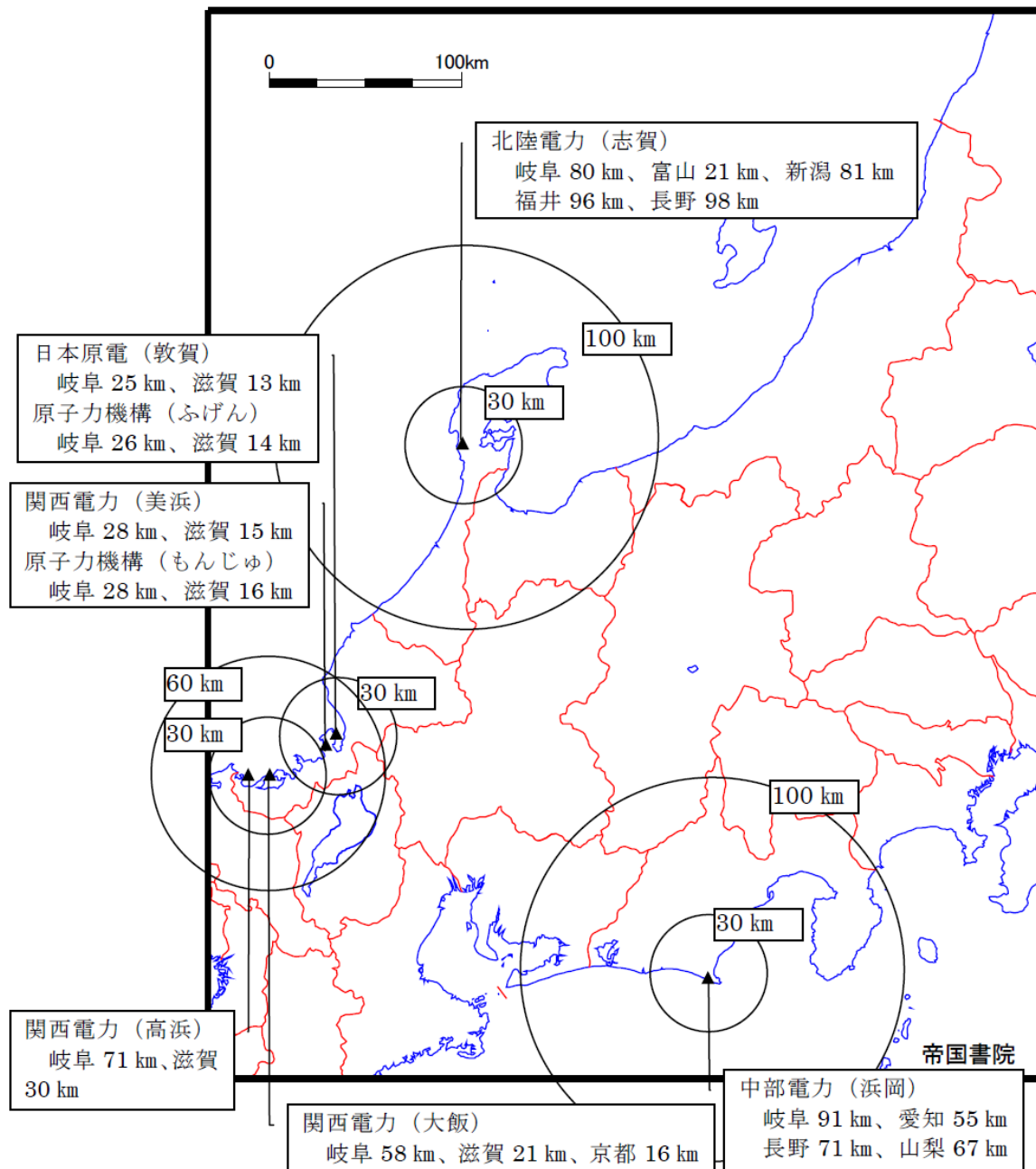
しかし、東日本大震災では地震に起因して福島第一原子力発電所事故が発生し、これに伴い、広い範囲での避難措置、農産物等の出荷制限措置等が取られたこと、及び原子力災害対策特別措置法の改正や国の原子力災害対策指針の策定、並びに県独自に実施した放射性物質拡散シミュレーションの結果を踏まえ、当県としても、近県に所在する原子力事業所における万が一の事故発生に備え、通報連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用などの防護措置に係る対応など、住民の健康と安全の確保に万全を期すための対策を進める。

＜今後の原子力防災対策の見直し＞

平成２４年１０月末に策定された国の原子力災害対策指針においては、原子力施設から概ね３０キロメートルを目安距離とするＵＰＺ（緊急時防護措置準備区域）内の対策を中心に記述されている。

県では、平成２５年３月、独自にＵＰＺ内外におけるモニタリングの実施方法や避難等の対策について県地域防災計画に規定し、対策を進めているところであるが、国の原子力災害対策指針等によりＵＰＺ外の対策などについて具体的な対策が示された場合には、これを踏まえ、適時に原子力防災対策を見直すこととし、住民の健康と安全を確保するための対策の充実を図ることとする。

＜原子力発電所の立地状況＞



岐阜県には原子力発電所など原子力事業所は立地していない。しかしながら、県境から100キロメートル範囲内に8つの原子力事業所が立地し、そのうち30キロメートル範囲内に4つの原子力事業所が立地している。

近県の原子力事業所において事故が発生した場合には、県に対して、各電力事業者との合意文書に基づき、異常時の通報が行われるとともに、県境から30キロメートル内に所在する敦賀原発等3つの原子力事業所からは、原子力災害対策特別措置法に基づく通報が行われる。

1 1 地震により複合的に発生する原子力災害の防災対策

1 1 - (1) 原子力防災体制の整備

■目標

近県の原子力事業所での事故発生に備え、住民への迅速かつ正確な情報提供のための情報収集体制やモニタリング体制の強化が必要である。

また、専門家による支援体制の整備のほか、原子力防災業務に従事する職員の知識・技能の向上（講習・研修等受講）や、関係機関の連携体制強化のための原子力防災訓練の実施も必要である。

■行政が取り組む施策（公助）

① 情報収集体制の整備と住民への情報伝達

- ・ オフサイトセンターとの通信連絡手段の確保及び維持管理【県】
- ・ 原子力災害情報の集約と住民への伝達方法の検証【県・市町村】

② モニタリング体制の整備

- ・ モニタリングポストの維持管理【県】
- ・ モニタリングポストデータの常時公表【県】
- ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度測定機器の維持管理【県】
- ・ 県全域を対象にした機動的な放射線モニタリング体制の整備【県・市町村】
- ・ 他県等の測定機関とのモニタリングデータの共有【県】
- ・ 国の指針の改定等に併せた測定体制の強化の検討【県】

③ 専門家の支援体制の整備

- ・ 専門家を招聘し助言・支援を受ける体制の整備【県】

④ 原子力防災業務に従事する職員等の知識・技能の向上

- ・ 専門機関が開催する研修・講習の受講【県・市町村】
- ・ 県内での原子力防災関係研修の開催、受講【県・市町村】
- ・ 原子力防災業務関係者（バス輸送）研修の開催【県】
- ・ 原子力防災情報交換会を通じた他道府県との情報交換【県】
- ・ 他県の原子力防災訓練等の調査による情報収集【県】

⑤ 原子力防災訓練の実施

- ・ 関係機関と連携した、孤立対策の想定も含む原子力防災訓練の実施【県・市町村】



原子力防災訓練の状況
（緊急時モニタリング訓練）

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
②	モニタリング体制の整備		
	緊急時モニタリング訓練の実施回数 [単年度]	1 回 (R6)	1 回 (毎年度)
⑤	原子力防災訓練の実施		
	孤立の想定を含んだ原子力防災訓練の実施回数	1 回 (R6)	1 回 (毎年度)

■これまでの災害による教訓

▶ 東京電力福島第一原子力発電所事故

- ・電源の喪失、冷却機能の喪失に至り、放射性物質の外部放出が発生し、福島県以外においても、放射線量の上昇が認められた。
- ・この事態に対し、SPEED I（緊急時迅速放射能影響予測システム）の演算結果の公表遅れなど住民への情報提供の不備があり、防護対策に適切に活かされなかったほか、当時の原子力防災対策重点区域（EPZ：原発から8～10キロメートル）の範囲外にあり原子力防災体制の整備がされていない自治体にまで放射性物質の影響が広がったことから、混乱を極めた。

1 1 - (2) 原子力防災体制の推進

■目標

原子力災害時において住民の健康と安全を確保するため必要となる、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用、避難住民の避難退域時検査、並びに飲食物の摂取制限などの防護措置に関する対策を推進する必要がある。

■行政が取り組む施策（公助）

① 避難対策の推進

- ・市町村避難計画の策定【県・市町村】
- ・県域を越えた避難のあり方の整理【県・市町村】
- ・UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）圏内の孤立対策としてのヘリポートの整備【県・市町村】



ヘリポートの例

・ヘリポート整備に向けた取組み経緯

▶ 令和4年度 孤立対策検討調査事業

揖斐川町坂内地区の現況を確認した上で、地区に近接した地域におけるヘリコプターの臨時離発着場の設置や、アクセス道路の通行確保に資する対策の調査を実施し、最も合理的な対策を検討して最適案を選定

＜対象地域＞揖斐川町坂内地区～川上地区【最適案：夜叉龍神社広場】

- ・川上集会場から800m
- ・測量、設計、離着陸場の整地、災害対策として重力式擁壁工
- ・工期：約3年

▶ 令和5年度 対策事業に係る国（内閣府）要望の実施

国による坂内川上地区の現地視察の実施（令和5年4月21日）

国への調査結果報告（令和5年5月26日）

補助制度の創設を国へ要望（令和5年7月26日、11月10日の2回）

▶ 令和6年度 ヘリポート整備が国交付金対象化

内閣府所管の令和6年度「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」の「緊急時避難円滑化事業」において、「孤立化対策のための航空機離発着場（ヘリポート）の整備」が対象化

② 安定ヨウ素剤予防服用、避難退域時検査等に係る対策の推進

- ・安定ヨウ素剤の維持管理【県】
- ・避難退域時検査・簡易除染資機材の整備及び維持管理【県】
- ・医療機関の除染設備・防護服等の整備【県】
- ・医療関係機関・団体との連携体制の構築【県】

③ 農林畜水産物の検査体制の充実

- ・農林畜水産物の汚染検査機器の整備及び維持管理【県】
- ・生産者、流通業者との連携体制の構築【県】

④ 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発の推進

- ・原子力防災訓練等を通じた知識の普及啓発【県・市町村】

■目標指標

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①	避難対策の推進		
	U P Z 圏内の孤立対策としてのヘリポート整備箇所数	—(R6)	1 箇所(R11)

■これまでの災害による教訓

▶ 令和 6 年能登半島地震

- ・志賀原発の U P Z 圏内の 1 4 地区において、最長で 1 6 日間の孤立が発生した。山間部の U P Z は、土砂災害が発生した場合、避難経路が限定されている。志賀原発に関するモニタリングポスト 1 5 箇所で、通信障害のためにデータが得られない期間があった。

▶ 熊本地震

- ・一連の地震活動で震度 7 を 2 回観測したほか、余震も多発し、木造住宅を中心に多くの建築物が被災した。
- ・一方、原子力災害対策計画では、国の原子力災害対策指針に基づき、「原発事故が発生した際には、住民の放射線被ばくを低減させるため、事故の状況により、U P Z（緊急時防護措置準備区域：原発から概ね 5 ～ 3 0 k m 圏）及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において屋内退避を行うこと」とされているが、倒壊する恐れがある建築物への退避について、危険性を指摘する声がある。

▶ 東京電力福島第一原子力発電所事故

- ・当時の原子力防災対策重点区域（E P Z：原発から 8 ～ 1 0 キロメートル）の範囲を超えて放射性物質の影響が広がり、避難指示区域（警戒区域）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定され、多くの住民避難が発生した。
- ・また、安定ヨウ素剤の予防服用については、E P Z 外の住民を対象にした備蓄が十分ではなく、国からの服用指示の遅れもあり、混乱を極めた。
- ・さらに、福島県外においても、摂取制限が必要となる農作物等の汚染が見られた。

6 目標指標一覧

岐阜県では、将来発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとした主な地震の被害想定調査を平成23年度及び平成24年度県独自に実施しました。また、平成29年度及び平成30年度には内陸直下地震に係る震度分布分析・被害想定の見直しを行いました。その結果、県内の広範囲にわたって大規模地震への備えが必要であることが明らかになり、地震防災力の向上を図る必要があることから、県の地震防災行動計画における減災目標については、特定の地震被害を対象に減災目標を設定することは行わず、個々の施策ごとに目標指標を設定することとしています。

施策ごとの目標については、可能な限り数値目標を設定し、原則、計画期間中（令和7年度～11年度）に目標達成を目指します。また、第3期岐阜県強靱化計画で数値目標を設定している地震関連施策については、同計画における数値目標の達成年度を反映し目標を掲げています。

◆ 予防対応による減災対策

1 地震に強いまちづくり

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 都市基盤の整備強化			
① 地震災害に強いまちづくりの推進			
	立地適正化計画策定市町における防災指針作成市町数	3 市町 (R6)	16 市町 (R11)
③ ライフライン関連施設の耐震化			
	急所施設（下水処理場（揚水施設））の耐震化率	52.8% (R5)	65.2% (R11)
	上水道の基幹管路の耐震適合率	42.4% (R5)	60.0% (R11)
	県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率	91.1% (R6)	93.0% (R11)
④ 交通ネットワークの整備			
	東海環状自動車道の県内供用率	84% (R6)	100% (R11)
	「高速道路における安全・安心基本計画」で4車線化優先整備区間に位置付けられた区間の事業着手率	38% (R6)	62% (R11)
	緊急輸送道路における要整備延長	486 km (R6)	463 km (R11)
⑤ 二次災害への備え			
	ライフライン保全対策事業実施箇所数	134 箇所 (R6)	204 箇所 (R11)
(2) 住宅耐震化等の促進			
① 木造住宅の耐震化促進啓発活動の一層の充実			
	建築物耐震改修説明会等への参加者数	14,346 人 (R5)	20,000 人 (R11)
② 木造住宅の耐震化の推進			
	住宅の耐震化率	83% (H30)	95% (R11)
	住宅の耐震診断補助制度の年間活用件数【5年平均】	378 件 (R5)	900 件 (R10)
	住宅の耐震補強工事補助制度の年間活用件数【5年平均】	63 件 (R5)	150 件 (R10)

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
③ 特定建築物（マンション等）の耐震化			
	家の中の家財等を固定している割合	57.0%(R6)	75.0%(R11)
(3) 公共建築物耐震化等の推進			
② 県の重要な防災拠点の耐震化の計画的推進			
	基幹防災拠点としての警察施設整備率	60%(R5)	100%(R10)
③ 市町村の重要な防災拠点等の耐震化等の計画的推進			
	地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの防災化の整備箇所数	14 箇所 (R6)	20 箇所 (R11)
⑥ 老朽コンクリート製信号機柱建替更新の実施			
	老朽コンクリート製信号機柱の残存数	3,596 本 (R5)	2,986 本 (R11)
(4) 公共土木構造物等の防災対策の推進			
① 県管理緊急輸送道路の防災対策の推進			
	県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における斜面の要対策箇所数	66 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
	県管理道路における無電柱化整備延長	39 km (R6)	42 km (R11)
	孤立予想地域に接続する県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	7 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
② 県管理緊急輸送道路の耐震対策の推進			
	県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における橋梁耐震対策の未対策箇所数	278 箇所 (R6)	275 箇所 (R11)
	県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における橋梁段差対策の未対策箇所数	346 箇所 (R6)	317 箇所 (R11)
③ 県管理道路の防災対策の推進			
	県管理緊急輸送道路上の雨量規制区間における斜面の要対策箇所数	48 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
	県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数	12 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)
④ 県管理道路の耐震対策の推進			
	緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁のうち、震度6強以上の地震が想定される地域内における耐震対策の未対策箇所数	7 箇所 (R6)	6 箇所 (R11)
⑦ 避難路・避難場所の整備推進			
	耐震対策を実施する農道橋の数	3 橋 (R5)	8 橋 (R7)
	基幹的農道の整備率	39%(R5)	65%(R7)
	地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全整備数	62 箇所 (R6)	87 箇所 (R11)
⑧ 河川堤防等の整備・機能強化			
	河川構造物の要耐震化施設数	1 箇所 (R5)	0 箇所 (R11)
	盛土拠点整備事業によって確保される盛土備蓄量	— (R6)	12,060 m³ (R11)

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
⑨	総合的な土砂災害対策の推進		
	八山系砂防総合整備計画に基づく対策により土砂災害から保全される人家戸数	約 24.1 千戸 (R6)	約 24.9 千戸 (R11)
	要配慮者利用施設・避難所・防災拠点を含む土砂災害特別警戒区域の施設整備の完了数	115 箇所 (R6)	128 箇所 (R11)
⑩	治山ダム等の整備・機能強化		
	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数	1,393 地区 (R6)	2,425 地区 (R11)
⑪	農業施設の耐震対策等の推進		
	地域防災力の向上に取り組むため池数	152 箇所 (R5)	270 箇所 (R7)
⑬	亜炭鉱廃坑対策の推進		
	亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積	97.5ha (R6)	156.7ha (R11)
⑭	公共土木施設の老朽化対策の推進		
	二巡目の定期点検 (R 1 ～ R 5) で早期に措置を講ずべき状態とされた道路施設の対策を実施した割合	46% (R6)	100% (R11)
	「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済 (「措置段階」以外) の割合 [単年度]	100% (R5)	100% (毎年度)
	「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率	56% (R6)	81% (R11)

2 地域防災力の強化

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 地域防災力（自主防災）の強化			
① 自主防災組織活動への参加の推進			
	自主防災組織活動への参加実績	62.5%(R6)	75.0%(R11)
③ 地域における防災訓練の実施			
	関係機関参加の総合防災訓練の実施回数〔単年度〕	1回(R6)	1回(毎年度)
	巨大地震の発生を想定した防災訓練（災害対策本部の設置・運営）を実施した市町村数	20市町村(R6)	42市町村(R11)
④ 自主防災組織のリーダー育成・活躍促進			
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数	2,750人(R5)	3,050人(R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数	1,430人(R5)	2,130人(R11)
(2) 防災訓練の実施			
① 実践的な防災訓練の実施			
	巨大地震の発生を想定した防災訓練（災害対策本部の設置・運営）を実施した市町村数【再掲】	20市町村(R6)	42市町村(R11)
(4) 要配慮者避難支援対策の充実			
② 要配慮者支援体制の整備			
	「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別避難計画」の策定市町村数	20市町村(R5)	42市町村(R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数	3,601人(R5)	3,900人(R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数【再掲】	2,750人(R5)	3,050人(R11)
	手話通訳者統一試験合格者数	42人(R4)	66人(R8)
	要約筆記者（手書）統一試験合格者数	52人(R4)	60人(R8)
	要約筆記者（PC）統一試験合格者数	28人(R4)	36人(R8)
	盲ろう者通訳・介助者養成人数	298人(R4)	310人(R8)
③ 福祉避難所（社会福祉施設等）の充実・強化			
	福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数	8回(R6)	13回(R11)
	福祉避難所運営マニュアル策定市町村数	29市町村(R6)	42市町村(R11)
	DWAT及び業務継続計画に係る各種研修会や実地訓練の実施回数	69回(R6)	104回(R11)
④ 外国人向け防災啓発・減災事業の推進			
	外国人防災リーダーの確保数	15人(R5)	35人(R11)

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(5) 地域の消防力の充実・強化			
① 常備消防の充実			
	緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数	150 隊 (R6)	159 隊 (R11)
③ 消防団員等の確保と活動環境の充実			
	消防団員の条例定数を充足している市町村数	5 市町 (R6)	10 市町村 (R11)
④ 消防職団員等の災害対応力の強化			
	消防団員に対する大規模災害対応訓練の実施人数	67 人 (R5)	1,380 人 (R11)
(6) 地域防災計画等の充実			
③ 市町村の防災対策の強化			
	災害マネジメント支援職員数 [単年度]	100 人 (R6)	100 人 (毎年度)
④ 土砂災害のおそれのある区域の明確化と避難体制の整備			
	土砂災害警戒区域看板の設置数	1,513 基 (R6)	1,767 基 (R11)
(7) 行政における業務継続対策の強化			
② 業務継続体制の整備			
	可搬式発動発電機接続対応信号機の整備箇所数	2,165 箇所 (R5)	2,650 箇所 (R11)
	信号機電源付加装置の整備箇所数	95 箇所 (R5)	105 箇所 (R11)
(8) B C P・産業防災の推進			
① 実効性の高い B C P の普及強化			
	商工会・商工会議所等による B C P 及び事業継続力強化計画の策定支援事業者数	— (R6)	1,400 事業所 (R11)
③ 岐阜県建設業広域 B C M 認定制度の普及、促進			
	岐阜県建設業広域 B C M 認定団体数	8 団体 (R6)	9 団体 (R11)

3 地震防災における教育・啓発

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 地震防災意識向上のための県民運動の推進			
① 県民の地震防災意識の向上、地震防災対策の取組の推進			
	活断層の認知割合	31.6%(R6)	75.0%(R11)
	南海トラフ地震防災対策推進地域の認知度	39.3%(R6)	75.0%(R11)
	災害への備えを1つでも行っている人の割合 [単年度]	91.5%(R6)	91.5%(毎年度)
⑤ 岐阜県広域防災センターの機能強化			
	「岐阜県広域防災センター」年間利用者数 [単年度]	4,350 人 (R5)	7,000 人 (毎年度)
	地震体験車体験者数	12,527 人 (R5)	15,000 人 (R11)
(2) 防災に関する人材の育成・活躍促進			
② 地方自治体等における人材育成事業の実施			
	A E D 研修の受講県職員数	604 人 (R5)	4,000 人 (R7-R11)
	社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数	684 人 (R6)	800 人 (R11)
③ 「清流の国ぎふ防災・減災センター」を核とした防災人材の育成・活躍促進			
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数【再掲】	1,430 人 (R5)	2,130 人 (R11)
⑤ 防災業務経験者、防災関係の有識者との連携			
	防災士の育成数	9,237 人 (R5)	12,500 人 (R11)
(3) 災害伝承等の地震防災教育の推進			
④ 学校における防災を中心とした実践的安全教育の推進			
	高校生防災アクション実施校数	47 校 (R5)	84 校 (R11)

4 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化			
⑤ 地域における防災訓練の実施			
	巨大地震の発生を想定した防災訓練（災害対策本部の設置・運営）を実施した市町村数【再掲】	20 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)
(2) 南海トラフ地震臨時情報の普及啓発			
① イベントや講座、SNSによる啓発活動の実施			
	南海トラフ地震臨時情報の認知度 [単年度]	32.9%(R6)	75.0%(R11)
	災害に備えて水・食料を備蓄している人の割合	68.8%(R6)	75.0%(R11)

◆ 応急対応による減災対策

5 迅速な初動対応

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 災害対策本部の初動体制強化			
④ 地震発生直後のドローン・防災ヘリコプター等による情報収集体制の整備			
	県職員のドローン操作研修受講者数	174 人 (R6)	630 人 (R11)
(2) 被災情報の収集と提供及び関係機関との情報共有			
① 被害情報の収集、集約に関する体制整備			
	県管理道路上における道路監視カメラの設置箇所数	121 箇所 (R6)	140 箇所 (R11)
② 非常通信の整備、通信施設の耐震化、回線の二重化の推進			
	衛星携帯電話の整備市町村	34 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)
③ 正確な災害情報の提供			
	岐阜県公式 L I N E 友達登録者の数	10,032 人 (R6)	20,000 人 (R11)
(3) 公共土木施設復旧体制の早期整備			
⑥ 公共土木施設等の早期の応急復旧に向けた資機材の備蓄			
	災害時応急対策用資機材備蓄拠点（サテライト含む）の整備箇所数	13 箇所 (R6)	17 箇所 (R11)
	道の駅や除雪基地等へのバックアップ拠点の整備箇所数	— (R6)	12 箇所 (R11)
⑧ 建設業の担い手育成・確保			
	ぎふ建設人材育成リーディング企業認定数	338 社 (R5)	430 社 (R11)
	ぎふ建設人材育成・確保連携協議会正会員数	195 社 (R5)	230 社 (R11)
	建設 I C T 人材育成センターが主催する研修の受講者数	5,794 人 (R5)	11,800 人 (R11)

6 救急・救助体制の充実

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 医療救護体制の充実			
① 医療救護計画及び業務マニュアルの整備			
	医療救護計画・業務マニュアルの整備市町村	26 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)
② D M A T (災害派遣医療チーム) 運用体制の整備			
	D M A T 訓練参加チーム数	19 チーム (R2-R6)	30 チーム (R7-R11)
④ 救護所の設置予定場所の指定			
	救護所の設置予定場所を指定している市町村	27 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)
⑥ 要配慮者への医療救護支援体制の整備			
	要電源重度障がい児者の非常用電源装置等整備件数	76 件 (R5)	226 件 (R11)
⑦ D W A T (災害派遣福祉チーム) 派遣体制の強化			
	D W A T 及び業務継続計画に係る各種研修会や実地訓練の実施回数【再掲】	69 回 (R6)	104 回 (R11)
(3) 救急・救助等の受援体制の整備			
⑤ 広域火葬の調整合体制の整備			
	広域火葬業務マニュアルの整備市町村	1 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)

7 避難所の迅速かつ適切な運営

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 避難所の運営体制の整備			
① 避難体制の見直しと県民への周知			
	指定避難所、避難場所の認知度	80.9% (R6)	90.0% (R11)
⑤ 「清流の国ぎふ防災・減災センター」を核とした防災人材の育成・活躍促進 (再掲)			
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数【再掲】	2,750 人 (R5)	3,050 人 (R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数【再掲】	1,430 人 (R5)	2,130 人 (R11)
	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数【再掲】	3,601 人 (R5)	3,900 人 (R11)

8 受援・支援体制の整備

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 応急危険度判定体制の充実			
③ 被災建築物応急危険度判定士の育成			
	被災建築物応急危険度判定士登録者数	2,354 人(R5)	2,500 人(R10)
⑤ 被災宅地危険度判定士の育成・維持			
	被災宅地危険度判定士登録者数	390 人(R5)	200 人(R10)
(2) 避難生活支援体制の整備			
① 指定避難所外避難者への支援体制の整備			
	分散避難システムを活用した訓練実施回数	—(R6)	5 回(R11)
(3) し尿・トイレ対策の充実			
⑤ 下水道の耐震化の推進			
	急所施設（下水処理場（揚水施設））の耐震化率【再掲】	52.8%(R5)	65.2%(R11)
(4) 食料・物資の供給体制の整備			
① 家庭、事業所の備蓄の推進			
	非常持ち出し品（携帯ラジオ、懐中電灯など）の用意	50.3%(R5)	75.0%(R11)
	災害に備えて水・食料を備蓄している人の割合【再掲】	68.8%(R6)	75.0%(R11)
③ 食料・物資の受援体制の整備			
	物資輸送訓練実施回数[単年度]	1 回(R6)	1 回(毎年度)
(5) ボランティアの受援体制の整備			
② 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化			
	災害ボランティア運営支援者向け研修会の参加者数	1,425 人(R5)	3,225 人(R11)
(7) 広域災害に対する受援・支援対策の推進			
② 広域災害に備えた災害時応援協定の締結及び支援体制の強化			
	住家被害調査員育成研修受講者数	339 人(R6)	1,350 人(R11)

◆ 復旧・復興対応による減災対策

9 復旧・復興体制の整備

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 災害廃棄物処理対策の推進			
① 災害廃棄物処理体制の強化			
	災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数	153 人 (R5)	290 人 (R11)
(2) ライフラインの早期復旧体制の整備			
① ライフライン施設の耐震化の推進 (再掲)			
	急所施設 (下水処理場 (揚水施設)) の耐震化率【再掲】	52.8% (R5)	65.2% (R11)
	上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】	42.4% (R5)	60.0% (R11)
	県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率【再掲】	91.1% (R6)	93.0% (R11)
(3) 復興体制の整備			
③ 地籍調査の促進			
	地籍調査進捗率	18.5% (R5)	23.0% (R11)

10 被災者の救済・生活支援

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(2) 被害認定体制の充実			
① 市町村における被害認定調査のマニュアル (データベース化の検討を含む) の整備			
	住家被害調査員育成研修受講者数【再掲】	339 人 (R6)	1,350 人 (R11)
(3) 被災者の救済・生活支援制度の充実			
② 災害ケースマネジメントの考え方を取り入れた被災者支援体制の構築			
	県・市町村職員を対象にした災害ケースマネジメントに関する研修会の開催数	2 回 (R6)	12 回 (R11)
(4) 地域保健体制の整備 (被災者の健康・精神保健対策)			
① 災害時における保健活動マニュアル等の整備			
	健康管理体制 (保健活動) の整備市町村	10 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)
④ 防疫対策の推進			
	感染症・食中毒の対策を規定するマニュアルの整備市町村	26 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)

◆ 原子力防災対策

1 1 地震により複合的に発生する原子力災害の防災対策

	指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
(1) 原子力防災体制の整備			
② モニタリング体制の整備			
	緊急時モニタリング訓練の実施回数 [単年度]	1 回 (R6)	1 回 (毎年度)
⑤ 原子力防災訓練の実施			
	孤立の想定を含んだ原子力防災訓練の実施回数	1 回 (R6)	1 回 (毎年度)
(2) 原子力防災対策の推進			
① 避難対策の推進			
	U P Z 圏内の孤立対策としてのヘリポート整備箇所数	— (R6)	1 箇所 (R11)

7 参考資料

◆ 過去の地震被害

岐阜県では、過去から、東海地震や東南海地震などの海溝型地震や内陸型地震の影響を受けてきました。

西暦（日本歴）	震源	規模	主要被災地	被災概要
1605.2.3 慶長地震	—	M7.9- 8.0	—	東海・東南海地震と南海地震が同時に発生したとみられる地震 死者1～2万人
1707.10.28 宝永地震	—	M8.6	—	東海・東南海地震と南海地震が同時に発生した地震 死者2万人余、倒壊家屋6万戸余
1891.10.28 (明治24.10.28) 濃尾地震	本巣市 根尾水鳥	M8.0	美濃・尾張	美濃で死者4,990人、負傷者12,783人、全壊50,125戸、半壊35,085戸、全半焼4,451戸 飛騨、郡上、恵那郡ではほとんど被害なし
1944.12.7 (昭和19.12.7) 東南海地震	熊野灘	M8.0	静岡・愛知・ 三重・岐阜	西南濃地方を中心に死者13人、全壊900余戸 (全国被害：死者998人、全壊26,130戸、流出3,059戸)
1946.12.21 (昭和21.12.21) 南海道地震	潮ノ岬沖	M8.1	中部以西 各地	西南濃地方を中心に死者14人、全壊586戸 (全国被害：死者1,339人、全壊9,070戸、流出1,451戸、焼失2,598戸)
1961.8.19 (昭和36.8.19) 北美濃地震	岐阜県 北部	M7.0	岐阜・福井 ・石川	石徹白地方最も甚しく、山崩れ、崖崩れ、道路損壊あり 死者2人 (全国被害：死者8人、家屋全壊12戸、山崩れ99箇所)
1969.9.9 (昭和44.9.9) 美濃中部地震	岐阜県 中部	M6.6	岐阜県中部	郡上郡、益田郡で山崩れ、崖崩れ多発 落石による道路損壊甚し 死者1人、負傷者10人、全壊1戸
2024.1.1 (令和6.1.1) 令和6年 能登半島地震	石川県 能登地方	M7.6	能登地方	県内では55年ぶりに震度5弱以上を観測 飛騨地方では、建物の一部で外壁剥離や亀裂が発生 負傷者1名 (全国被害：死者515名、全壊6,461戸) [R7.1.28時点]



迫る「地震」に 備えましょう



自助

**自分の命は
自分で守る**

共助

**みんなの地域は
みんなで守る**

岐阜県では、県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため「災害から命を守る岐阜県民運動」を行っています。
みなさんも日頃から地震への備えを行ったり、地域の防災活動に参加しましょう。

岐阜県

監修：清流の国ぎふ 防災・減災センター長 杉戸 真太

岐阜県の活断層図

岐阜県で起きる可能性のある地震について「知る」

凡例

確実度Ⅰ

活断層であることが確実なもの

確実度Ⅱ

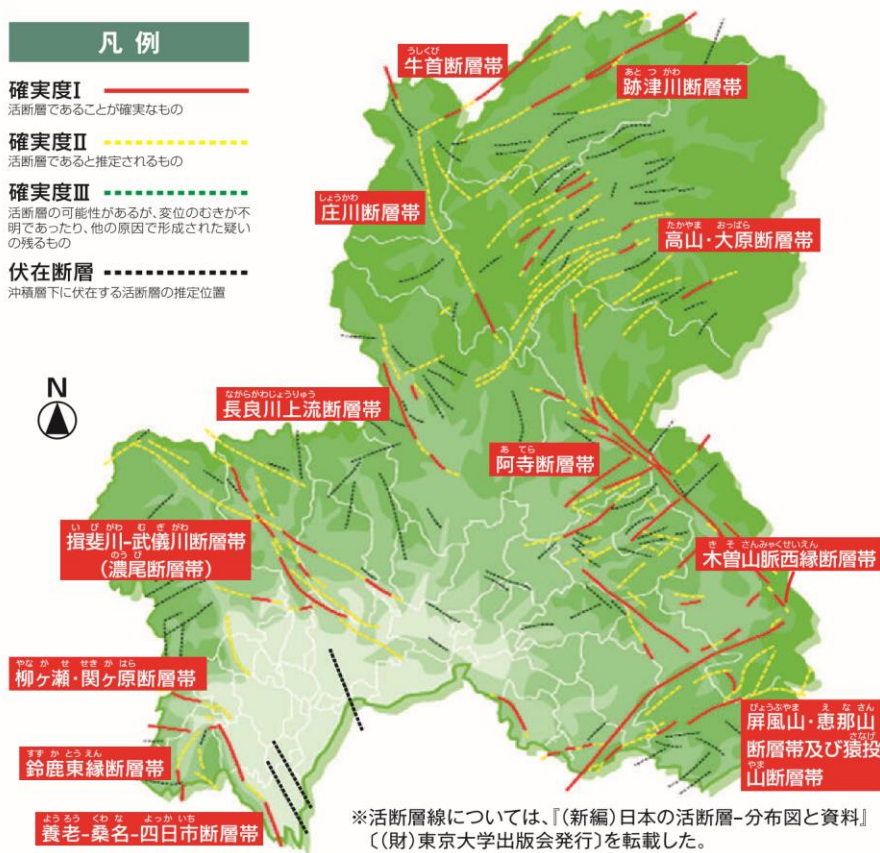
活断層であると推定されるもの

確実度Ⅲ

活断層の可能性があるが、変位のむきが不明であったり、他の原因で形成された疑いの残るもの

伏在断層

沖積層下に伏する活断層の推定位置



※活断層線については、『(新編)日本の活断層-分布図と資料』(財)東京大学出版会発行)を転載した。

岐阜県には100を超える活断層が密集しており、県内のどの地域においても震度6強以上の内陸直下地震が発生する可能性があります。

活断層とは

- 活断層は過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。内陸直下地震は、この活断層の活動により発生します。

詳細は岐阜県活断層図で確認できます。



岐阜県活断層図

検索

岐阜県地震被害想定 内陸直下地震

岐阜県では、主な活断層によって発生する地震の被害想定調査を行いました。

揖斐川-武儀川断層帯地震 (濃尾断層帯) [M7.7]

揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯は、揖斐川町から本巣市、岐阜市北部、山県市南部を経て関市に向かって南東に延びる長さ約52kmの断層帯です。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
77,000	130,000	3,700	30,500	272,000

上記は冬の朝5時発生を想定しています。

岐阜及び中濃圏域のそれぞれ一部で震度7が予想され、県内で相当の広範囲にわたり震度6弱以上の揺れが予想されます。また、県の南部等で地盤の液状化による甚大な被害が予想されます。

最大震度7

凡例

震度階

7

6強

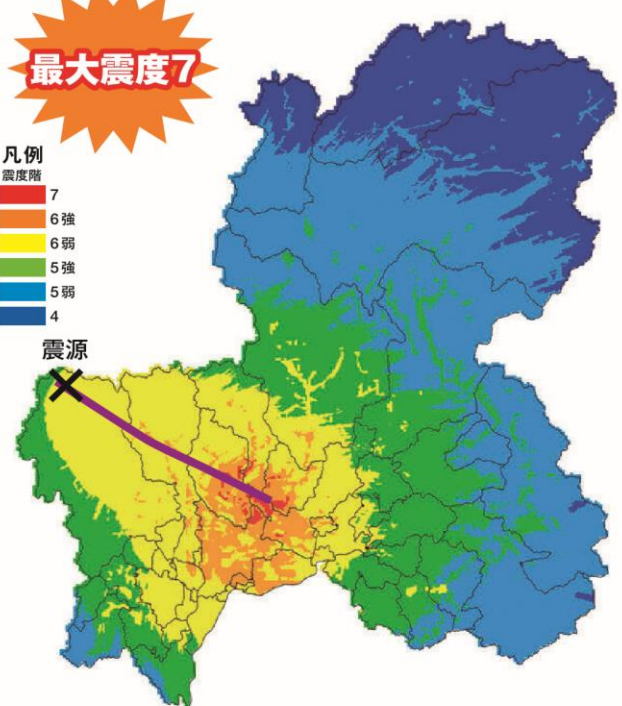
6弱

5強

5弱

4

震源



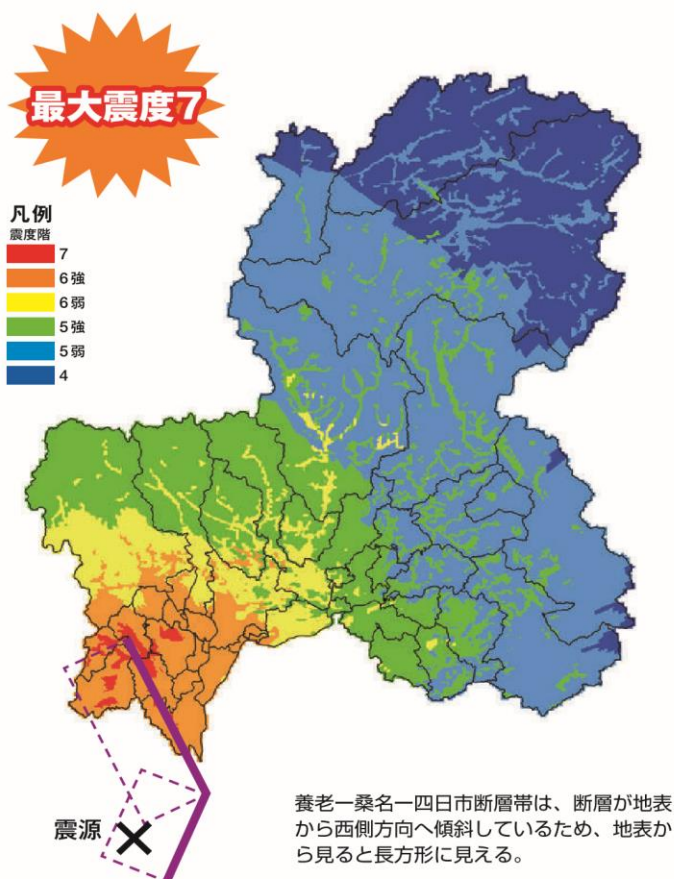
ようろう くわ な よっ か いち
養老-桑名-四日市断層帯地震
[M7.7]

養老-桑名-四日市断層帯は、垂井町から三重県桑名市を経て四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる長さ約60kmの断層帯です。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
68,000	113,000	3,100	26,000	240,000

上記は冬の朝5時発生を想定しています。

西濃圏域で震度7が予想され、岐阜及び中濃圏域の一部で震度6強以上の揺れが予想されます。
 また、岐阜・西濃圏域の南部等で地盤の液状化による甚大な被害が予想されます。



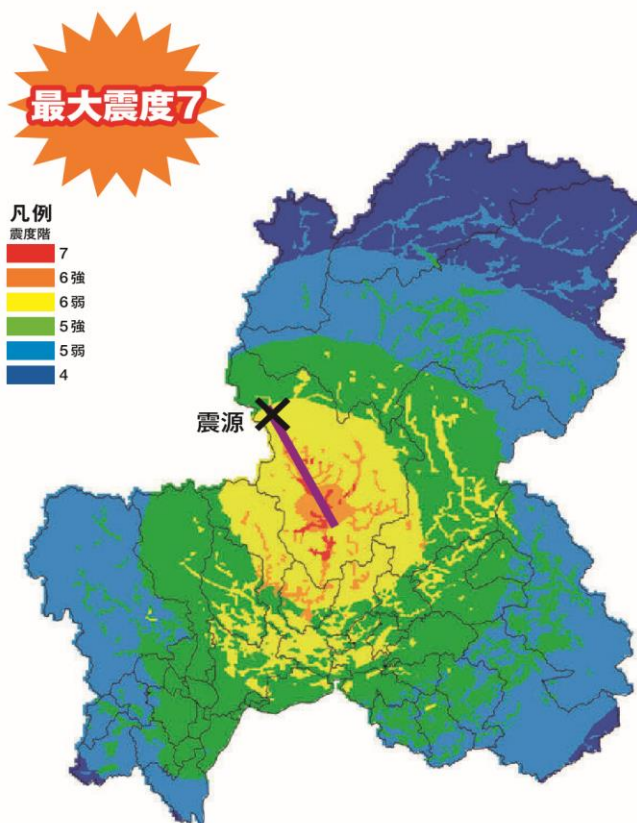
なが ら がわじょうりゅう
長良川上流断層帯地震
[M7.3]

長良川上流断層帯は、美濃三河高原の北部、長良川上流域に位置し、郡上市白鳥町から同市八幡町に向かってに延びる長さ約29kmの断層帯です。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
26,500	58,600	1,100	11,700	87,000

上記は冬の朝5時発生を想定しています。

中濃圏域の一部で震度7が予想され、岐阜、中濃、東濃及び飛騨圏域の多くで震度6弱以上の揺れが予想されます。



びょう ぶ やま え な さん さ なげ やま
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震
[M7.7]

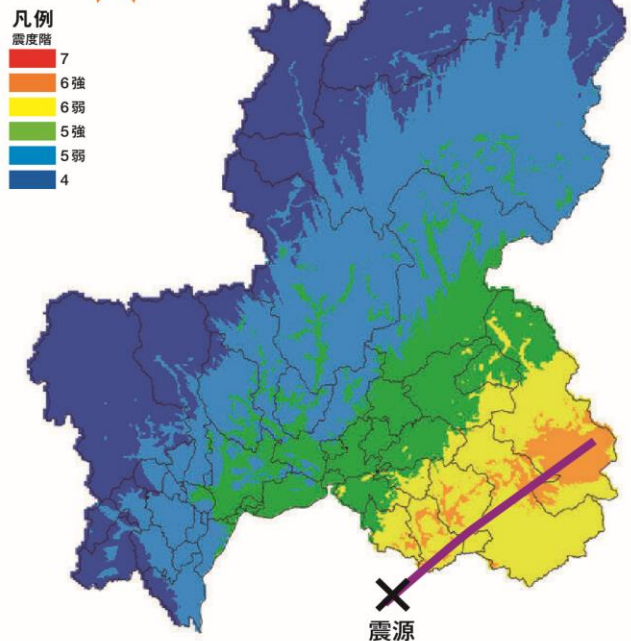
屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯は、恵那山地、三河高原と美濃山地との境界に位置し、中津川市から愛知県豊田市に延びる長さ約56kmの断層帯です。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
31,000	52,000	1,700	13,200	85,000

上記は冬の朝5時発生を想定しています。

東濃圏域で震度6強が予想され、中濃及び飛騨圏域の一部で震度6弱の揺れが予想されます。

最大震度6強



あ てら
阿寺断層帯地震
[M7.9]

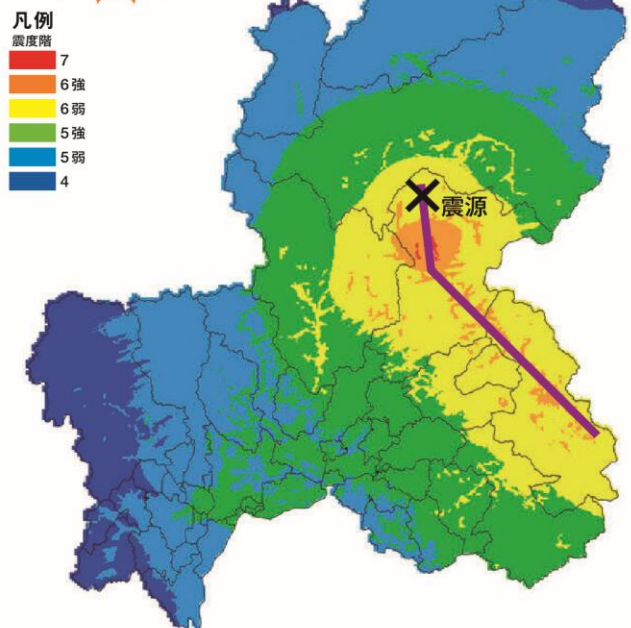
阿寺断層帯は、阿寺山地と美濃高原の境界に位置し、下呂市から中津川市加子母を経て、中津川市北東部に延びる長さ約66kmの断層帯です。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
20,500	42,400	1,100	9,700	53,000

上記は冬の朝5時発生を想定しています。

飛騨圏域で震度7が予想され、中濃及び東濃圏域で震度6弱以上の揺れが予想されます。

最大震度7



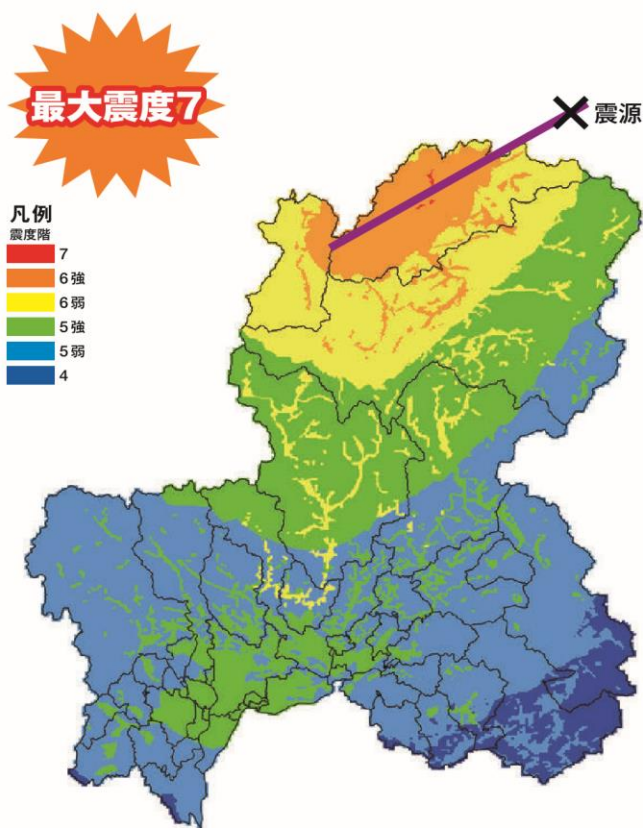
あと つ がわ
跡津川断層帯地震
[M7.8]

跡津川断層帯は、飛騨高地の北部の富山県南部から岐阜県北部に位置し、富山県中新川郡立山町から同県富山市大山町、飛騨市を経て白川村に至る断層帯です。全体の長さは約69kmで、ほぼ東北東－西南西方向に延びています。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
20,000	39,000	980	9,000	56,000

上記は冬の朝5時発生を想定しています。

飛騨圏域で震度7が予想され、中濃及び岐阜圏域の一部で震度6弱以上の揺れが予想されます。



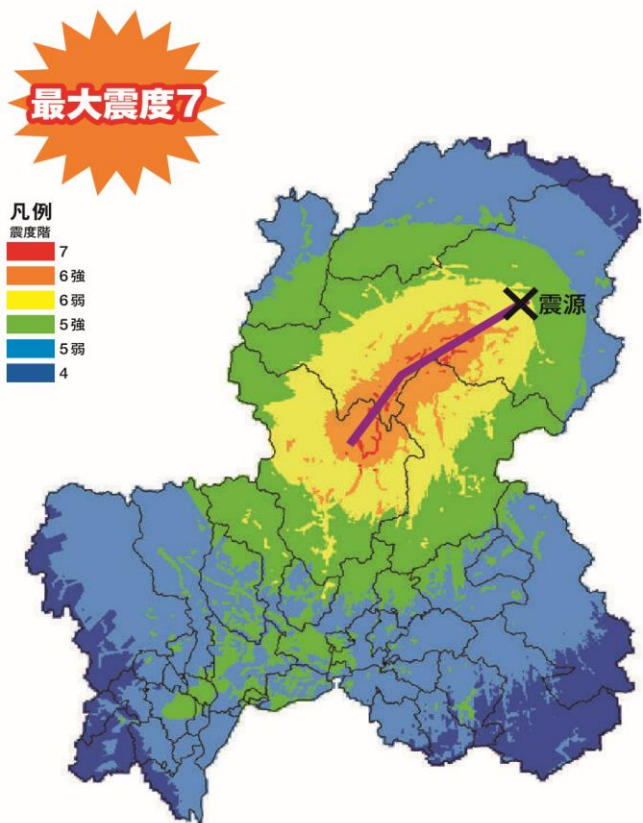
たか やま おっ ばら
高山・大原断層帯地震
[M7.6]

高山・大原断層帯は、飛騨山地に分布する活断層帯です。高山市及びその周辺の市に分布する断層帯で、ほぼ北東－南西方向に並走する多数の断層からなっており、その分布範囲は概ね40km四方に及んでいます。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
17,000	32,000	870	7,800	45,000

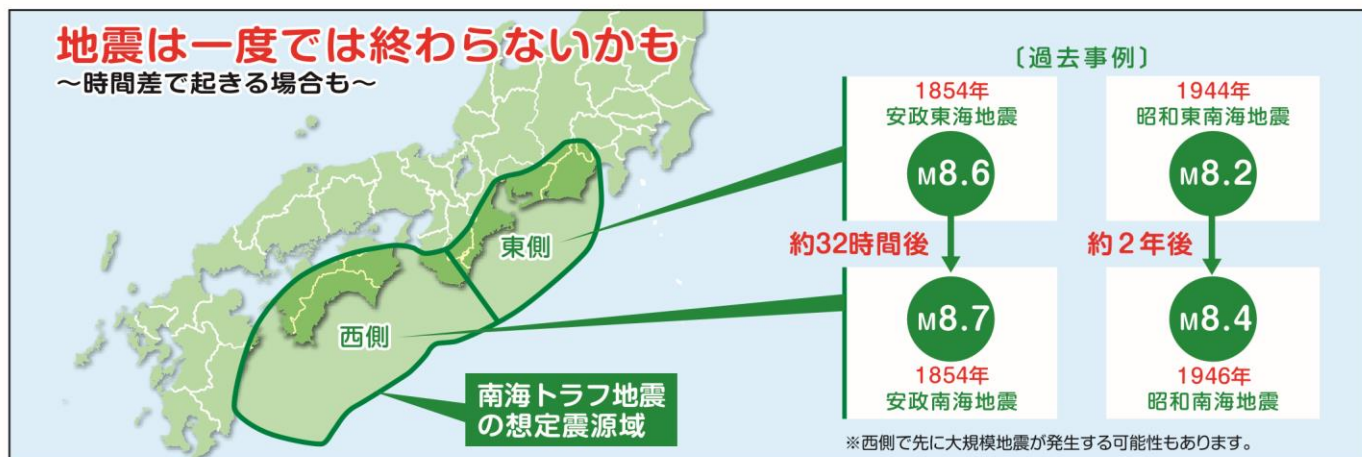
上記は冬の朝5時発生を想定しています。

飛騨圏域で震度7が予想され、中濃及び岐阜圏域の一部で震度6弱以上の揺れが予想されます。



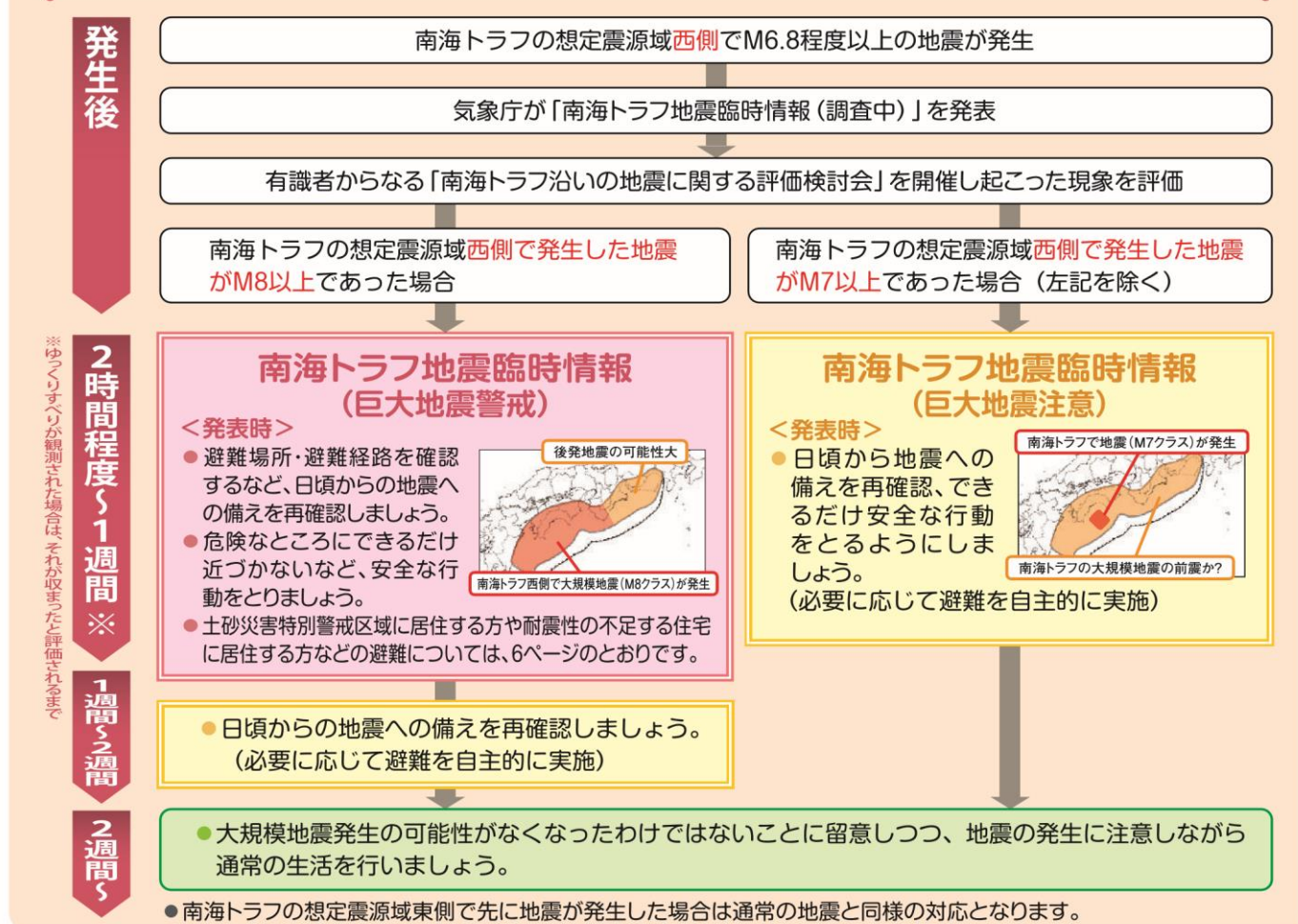
南海トラフ地震への備え

南海トラフとは、静岡県駿河湾から四国沿岸、九州東方沖まで続く深さ4,000mのプレートの境界です。この地域で起こりうる地震の総称が「南海トラフ地震」といい、ほぼ100年から150年に1度、大規模地震が繰り返し発生しています。



令和元年5月から気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されました。この情報は、南海トラフの想定震源域内の一部の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で後発による大規模地震発生の可能性が高まったと評価された場合に発表されます。

地震発生後の防災対策の主な流れ



気象庁 南海トラフ地震臨時情報

検索



南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応

県では、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害リスクや地域特性等を踏まえ、後発地震に備えて事前に避難を検討すべき地域等として以下のとおり定めています。

(1) 急傾斜地等における土砂災害に備えた避難

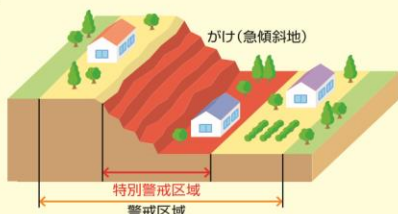
「土砂災害特別警戒区域」に居住する方を基本として、最初の地震発生後、原則1週間避難することが望ましい。

(2) 耐震性の不足する住宅の倒壊に備えた避難

耐震性が不足する住宅に居住する場合、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、原則1週間身の安全を守るための行動をとることが望ましい。

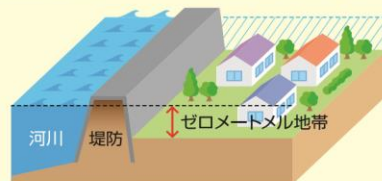
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)について

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域です。



海拔ゼロメートル地帯について

満潮時の平均海水面よりも低い地域のことをいいます。岐阜県の南西部は、長良川、木曽川、揖斐川の木曽三川に囲まれた海拔ゼロメートル地帯が広がっています。地震後は、液状化現象が発生し、堤防沈下による洪水リスクが高くなります。



南海トラフ地震の県内被害想定

最大震度6弱

南海トラフ地震の想定震源域全体(東側と西側)で発生するケース

凡例
震度階

7
6強
6弱
5強
5弱
4



強い揺れが3～4分続くことにより大きな被害が発生する可能性がある。

建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
全壊	半壊	死者	負傷者	
35,000	100,000	470	13,000	161,000

上記は冬の朝5時発生を想定しています。

岐阜県の地震災害

岐阜県ホームページには過去に県内で発生した地震について掲載しています。その他に県が実施した地震被害想定の詳細や県内の活断層図なども掲載しています。

岐阜県地震災害

検索



岐阜県広域防災センター

岐阜県広域防災センターでは、県内で発生する可能性のある地震について分かりやすく解説しています。また、地震体験装置により、過去の地震の揺れを体験することができます。



【地震体験装置】

震度7までの揺れを体験できます。
いざというとき慌てないために、体験してみませんか。

岐阜県広域防災センター

検索



防災対策チェックシート

身の回りの対策について「確認する」

地震は県内のどこでも発生する可能性があります。
あなたの身の回りの防災対策について確認してみましょう。



自宅について

- Q 1 自宅がある地域の想定震度や液状化危険度を知っていますか。
- Q 2 自宅がある地域は、土砂災害特別警戒区域ですか。
- Q 3 自宅の周辺には、ブロック塀や石塀などはありませんか。
- Q 4 自宅の地震対策をしていますか。(昭和56年以前に建築された木造住宅の場合、耐震診断は実施済みですか。)

【耐震診断を実施された方のみ】

- Q 5 耐震診断の結果、「耐震性がない」と判断された場合、耐震改修は実施済みですか。

→ (6ページで詳しく解説)
→ (10ページで詳しく解説)
→ (8ページで詳しく解説)

自宅の部屋について

- Q 1 家具や家電の転倒防止策やガラス類の飛散防止等の対策は行っていますか。
- Q 2 就寝時に地震が発生した際に、家具等が倒れてこないよう対策は行っていますか。
- Q 3 地震により停電が発生した場合に安全に避難できるよう対策をとっていますか。
- Q 4 備蓄品の準備はしていますか。



→ (8ページで詳しく解説)
→ (9ページで詳しく解説)

防災訓練への参加・日ごろの備えについて

- Q 1 この1年間で、地域で実施する防災訓練や防災に関する講習会や勉強会等に参加しましたか。
- Q 2 南海トラフ地震臨時情報を知っていますか。
- Q 3 防災対策や地震発生時の安全な行動について、日ごろから家族で話し合っていますか。

→ (6ページで詳しく解説)
→ (11ページで確認)

YouTube 公式チャンネル

災害から命を守る動画コンテンツを配信しています。
ぜひご覧ください！

動画の例

- ハザードマップの確認
- 災害・避難カードの作り方
- 岐阜県総合防災ポータルの使い方 他

チャンネル登録、動画の視聴をお願いします！

命を守る 岐阜県 ユーチューブ 検索



震度、液状化危険度検索

想定される地震による各地区の震度や液状化危険度を
各郵便番号のエリアごとに算出した結果を検索することが
できます。(岐阜大学地震工学研究室)

岐阜県 震度 液状化危険度 検索



清流の国ぎふ 防災・減災センター

岐阜県と岐阜大学が共同設置した「清流の国ぎふ防災・減災センター」では、防災・減災にかかる実践的な人材育成や普及啓発活動などの取り組みを行い、地域防災力の強化を図っています。センターが開催する研修や講座には、防災知識の習熟度に応じて初心者から経験者まで幅広く参加でき、段階的に学ぶことができます。

※センターが実施する
防災講座はこちらから

清流 防災 検索

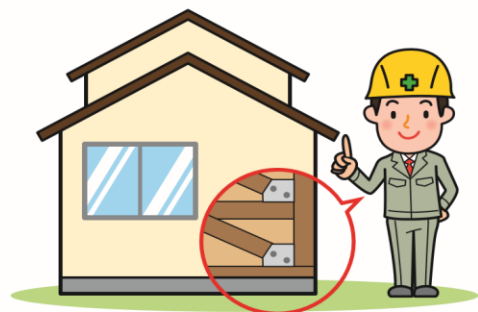


地震に対する備え

防災対策を「確認する」

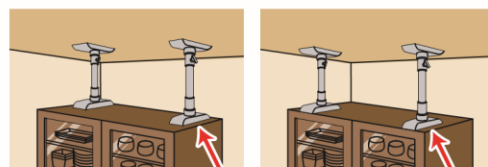
住宅の耐震化

- 昭和56年以前に建てられた建物は、古い耐震基準で建てられているため、大きな地震で倒壊する危険性が高いと言われています。
- 岐阜県内のすべての市町村では、昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅を対象に、無料で耐震診断を実施しています。市町村にご依頼いただくと、「岐阜県木造住宅耐震相談士」が派遣され、耐震診断及び概算工事等の情報提供を行います。
- 耐震診断の結果、「耐震性が低い」と診断された場合は、耐震改修工事費の一部について補助を実施しています。



家具の固定・配置

- タンスや棚はL型金具などで壁の棧や柱に固定しましょう。
- 引き出しや観音開きの扉にはストッパーなどを取り付け、中身が飛び出さないようにしておきましょう。
- 扉がガラスの場合はガラス飛散防止フィルムを貼っておきましょう。
- 重量のある家具等はできるだけ低い位置に置くようにしましょう。
- 寝室や子ども・高齢者の部屋、出入り口付近には重い家具等を絶対置かないようにしましょう。



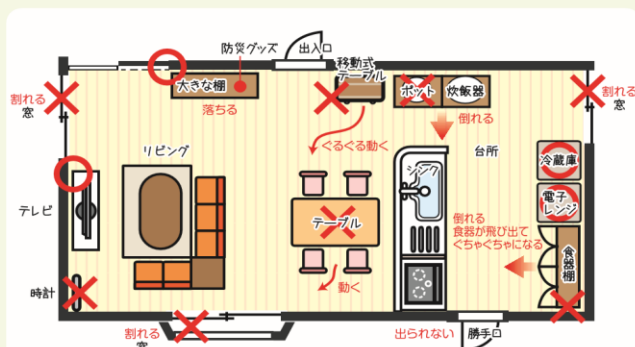
※突っ張り棒で家具を固定する場合、家具の両端の側板部の壁側奥に設置しましょう。

家具の危険チェック

家の中の家具の配置をチェックしてみましょう。

チェック

- ☐ 部屋の中をよく観察しましょう。壁、出入り口、窓を書きましょう
- ☐ ガス台や流し（シンク）の位置を書きましょう
- ☐ 食器棚や冷蔵庫などを書きましょう
- ☐ テーブルのいすの位置（座る場所）まで書きましょう
- ☐ 固定していない家具には×印、固定している家具には○印を書きましょう
- ☐ 防災グッズ（非常用持ち出し袋）のある場所を書きましょう
- ☐ どのような状態になるのか予測を書きましょう



(危険チェック図の一例)

停電への備え

夜間に大規模地震が発生した場合、停電が発生する可能性があります。

- 出口が分からなくなり、床の段差やガラスの破片が見えないなど非常に危険です。リビングや寝室などに懐中電灯などを準備し、安全に避難できるようにしましょう。
- インターネットや携帯電話を利用できないおそれがあります。手動で充電できるラジオや予備のモバイルバッテリーなどを常備するなどしておきましょう。
- 停電復旧時の火災を防ぐため、避難時など自宅を離れる場合はブレーカーを切りましょう。



地震に対する備え

防災対策を「確認する」



家庭での備蓄について

- 地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなる事も考えられます。数日間生活できるだけの『備蓄品』を備えておきましょう。
- 目安として最低限3日間程度（できれば1週間分）の水や食料品は備蓄しましょう。
- 家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 賞味期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、ローリングストックを行いましょう。

日ごろから実際に震災に直面した時のために備えを心がけておくことが、被害の軽減につながります。備蓄品について確認してみましょう。

家庭備蓄の例

3日間／大人1人の例 できれば1週間分を備えましょう

必需品	水 9L ※1日およそ3L程度 （飲料水＋調理用水）	お好みのお茶や清涼飲料水なども、あると便利！	カセットコンロ・カセットボンベ×3本
主食 エネルギー炭水化物	米 1kg ※1食75g程度	乾麺（うどん・そば・そうめん・パスタ） ・そうめん1袋（300g/袋） ・パスタ1袋（600g/袋）	牛乳 ・長期保存できる牛乳 ・シリアル等
主菜 たんぱく質	カップ麺類 2個	バックご飯 2個	缶詰（肉・魚） ・お好みのもの5缶
副菜 その他（適宜）	日持ちのする野菜類 ・たまねぎ、じゃがいも等	レトルト食品 ・牛丼の素、カレー等5個 ・パスタソース2個	調味料 ・砂糖、塩、しょうゆ、めんつゆ等
	インスタントみそ汁や即席スープ ・梅干し、のり、乾燥わかめ等	野菜ジュース、果汁ジュース等	チョコレートやビスケットなどの菓子類も大事！

ローリングストック

「ローリングストック」とは、普段自宅で利用しているものを少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品等が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。

ココがポイント

- ・費用、時間の面で、普段の買い物の範囲でできる
- ・買い置きのスペースを少し増やすだけで済む

備蓄の目安＝家族の人数×最低3日分

※できれば1週間分を備えましょう



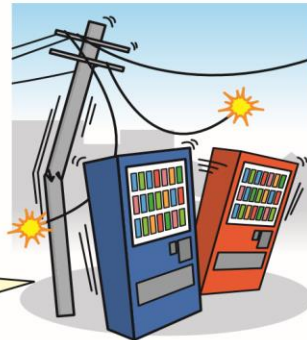
地震が発生した時の行動

地震発生時に適切に「行動する」

屋外で地震にあったら



●住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。



●電柱や自動販売機も倒れてくる可能性がありますので、そばから離れましょう。



●屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくる可能性があります。頭の上も注意しましょう。

●強い揺れが起きると、耐震性の不足する住宅が倒壊する場合があります。これによりガレキや窓ガラスが道路に散乱する可能性もあります。



屋内（自宅など）で地震にあったら



●突然大きな揺れに襲われたときは、まずは自分の身を安全に守りましょう。



●あわてて屋外に飛び出さないようにしましょう。



●棚や棚に乗せてあるものや、テレビなどが落ちてきたりするので、離れて揺れが収まるのを待ちましょう。



●暗闇では、割れた窓ガラスや照明器具の破片でけがをしやすいので注意をしましょう。

●戸を開けて、出入り口の確保をしましょう。

帰宅困難者対策

大規模地震等の災害が発生すると、公共交通機関は運行を停止します。しかし、多くの人が一斉に帰宅しようとするため、駅には帰宅困難者があふれます。これにより、駅周辺は人や車で混乱し、パニックを引き起こす可能性があります。二次災害の危険を増大させます。そのため、企業には以下の対応が必要になります。

- 従業員等を一斉に帰宅させることは控えましょう。
- 従業員等に家族との安否確認の方法をあらかじめ決めておくよう促すようにしましょう。



(徒歩帰宅支援ステーション・ステッカー)

●徒歩帰宅支援ステーション

コンビニエンスストア等が徒歩帰宅者を支援します。支援可能な店舗では店頭で左記のステッカーを掲出しています。

【支援内容】

- 水道水やトイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た情報の提供

地震発生時にとるべき行動

これまでの内容をもとに、地震が発生したときに慌てず行動ができるよう、とるべき行動について、以下のシートを確認しながら家族で話し合しましょう。

【優先度】

- ①……必ず行うべき行動
- ②……なるべく行う行動
- ③……可能であれば行う行動

緊急地震速報

地震発生

優先度	取るべき行動
①	身構え安全を確保する
①	丈夫な机の下に隠れる
②	窓ガラスや倒れそうな家具から離れる
②	子どもや高齢者のサポートをする
③	出口を確保する
③	家族同士声を掛け合う

揺れが収まった後～避難まで

優先度	取るべき行動
①	火の始末をする。火災が発生した場合は消火活動をする
①	家屋等を確認し、避難が必要か判断する
②	テレビ・ラジオ等で情報収集をする
②	隣近所の安否確認を行う
③	避難に必要な持ち出し品を準備する
③	余震に注意し、倒壊しそうなものに近づかない

避難開始～避難所まで

優先度	取るべき行動
①	ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを切る
①	避難時に倒れそうな家屋やブロック塀等には近づかない
②	外出している家族がいる場合は、張り紙等をして避難場所を知らせる
②	非常用持ち出し袋を持って避難する
③	近所の避難行動要支援者の避難をサポートする

◆ 岐阜県地震防災対策推進条例

平成十七年三月二十三日
条例第十三号

改正 平成二十七年三月二十四日
条例第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 予防対策

第一節 地震災害に強い安全な地域社会づくり（第八条―第十条）

第二節 地域防災力の育成及び強化（第十一条―第十七条）

第三章 応急対策

第一節 応急体制の確立（第十八条―第二十条）

第二節 緊急輸送対策（第二十一条・第二十二条）

第三節 帰宅困難者等に対する支援（第二十三条・第二十四条）

第四節 その他地震災害の拡大を防止するための対策（第二十五条―第二十八条）

附則

岐阜県は、明治二十四年の濃尾地震において、五千人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、東海地震や東南海・南海地震、さらには県内の活断層による地震発生の可能性が高まっている。

これまで、岐阜県では、平成七年の阪神・淡路大震災を教訓に、地震防災対策を進めてきた。しかし、地震による被害を最小限にとどめるためには、県はもとより、県民、事業者、市町村が相互の信頼関係に基づき、地震防災対策の実施について協働し、連携することが必要である。

すなわち、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は皆で守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、県民、事業者、市町村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割と責務を自覚して、地震防災対策を着実に推進していくことが重要である。

ここに、私たちは、地震災害から尊い生命を守るために共に力を合わせ、一体となって地震防災対策に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策に関し、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民及び事業者による相互の信頼関係に基づく協働体制を確立し、地震災害に強い安全な地域社会づくりの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- 二 防災関係機関 国、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 三 事業者 県、市町村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人をいう。
- 四 自主防災組織 県民がその居住する地域において、自主的に結成する防災組織をいう。

(県の責務)

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震防災対策を推進しなければならない。
- 3 県は、地震に関する調査及び研究を行い、その成果を県民、事業者及び市町村に公表するとともに、地震防災対策に反映させなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を地震災害から守るため、県、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震防災対策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、県及び市町村が実施する地震防災対策の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、自主防災組織等が実施する防災訓練その他の活動に積極的に参加し、地震防災対策に関する知識の習得に努めるものとする。
- 3 県民は、地震災害に備え、あらかじめ次に掲げる対策を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 建築物その他の工作物（以下この条及び次条において「建築物等」という。）が所在する土地の地形及び地質の状況を把握しておくこと。
 - 二 建築物等の耐震性を確保すること。
 - 三 家具の転倒の防止策をとること。
 - 四 初期消火に必要な消火器等を備えること。
 - 五 食料、飲料水及び医薬品を備えること。
 - 六 避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法を確認すること。
 - 七 地震災害発生時における通勤、通学先等からの帰宅方法及び家族間の連絡方法を確認すること。
 - 八 前各号に掲げるほか、地震災害に備え自らの安全確保に必要なこと。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、地域の一員として、県及び市町村が実施する地震防災対策の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地震災害に備え、あらかじめ次に掲げる対策を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 事業の用に供する建築物等が所在する土地の地形及び地質の状況を把握しておくこと。
 - 二 事業の用に供する建築物等の耐震性を確保すること。
 - 三 地震防災の活動の責任者を定めることその他地震防災の活動に関する組織を整備すること。
 - 四 従業員が地震発生時にとるべき行動を明確にすること。
 - 五 防災訓練、地震防災に関する研修等を実施すること。
 - 六 応急的な措置に必要な資材及び機材を整備し、並びに食料、飲料水及び医薬品を備えること。

(行動計画)

第七条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定める。
 - 一 地震防災に関する施策の目標
 - 二 地震防災に関する施策の概要

- 三 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動計画の見直しを行うものとする。

第二章 予防対策

第一節 地震災害に強い安全な地域社会づくり

（地震災害に強い安全な地域社会づくりの推進）

第八条 県は、市町村その他防災関係機関と連携して、道路、公園、河川等の基盤施設の整備、学校その他の公共施設の耐震化及び非常電源設備等の整備を通じて、地震災害に強い安全な地域社会づくりに努めなければならない。

（建築物の耐震性の確保）

第九条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資の輸送等を阻害することがないようにするため、当該建築物について、必要な耐震診断を行うとともに、その診断結果に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

（工作物等の耐震性の確保）

第十条 屋外に広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この条において「工作物等」という。）を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物等が地震により落下し、又は転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資の輸送等を阻害することがないようにするため、当該工作物等の耐震性を点検し、その耐震性を確保するよう努めるものとする。

第二節 地域防災力の育成及び強化

（自主防災組織の結成とその活動への支援）

第十一条 県は、地域における地震防災対策の効果的な実施に資するため、市町村と連携して、自主防災組織が結成され、当該自主防災組織の活動が活発に行われるよう支援に努めなければならない。

（災害ボランティアコーディネーターの育成）

第十二条 県は、市町村等と連携して、災害ボランティアコーディネーター（ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整を行う者をいう。）の育成に努めなければならない。

（地域防災協働隊の育成の支援）

第十三条 県は、地震災害発生時において地域に密着した地震防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊（自主防災組織、ボランティア、事業者、公共的団体その他関係行政機関が概ね小学校の通学区域を単位とし、連帯感をもって、相互に連携しながら、それぞれの地震防災の活動を行う仕組みをいう。）の育成の支援に努めなければならない。

（地震防災に関する知識の普及等）

第十四条 県は、県民が地震災害に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震及び地震防災に関する知識の普及並びに防災意識の高揚を図るよう努めなければならない。

（地震防災に関する教育の実施）

第十五条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条

第七項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者は、生徒、児童及び幼児が地震及び地震防災に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において自らの安全を確保できるように、地震及び地震防災に関する教育の実施に努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第十六条 県は、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、積極的に防災訓練を行うよう努めなければならない。

（岐阜県地震防災の日）

第十七条 県民及び事業者が、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図るため、岐阜県地震防災の日（以下この条において「地震防災の日」という。）を設ける。

2 地震防災の日は、知事が定める。

3 地震防災の日には、県民及び事業者は、第五条第三項各号に掲げる対策又は第六条第三項各号に掲げる対策の状況を点検し、及びその一層の充実を図るよう努めるものとする。

4 地震防災の日には、県は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、前項に規定する県民及び事業者の取組が積極的に行われるよう、防災意識の向上を図るための啓発活動を実施するものとする。

5 地震防災の日には、市町村は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

第三章 応急対策

第一節 応急体制の確立

（応急体制の確立）

第十八条 知事は、地震災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な避難、救出、医療等の応急対策が講じられるようにするため、速やかに必要な体制を確立しなければならない。

（情報連絡体制の確立）

第十九条 知事は、地震災害が発生した場合においては、地震及び地震災害に関する情報を県民と共有するため、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、速やかに必要な体制を確立し、迅速かつ的確に情報を提供するものとする。

（応急対策の実施に係る応援等）

第二十条 知事は、地震災害が発生した場合において、必要があるときは、他の都道府県知事、防災関係機関の長及び応急対策の実施に係る事業者に対し、直ちに応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

2 知事は、地震災害が発生した場合において、市町村長から応急対策の実施に関する応援を求められたときは、速やかにその求めに応じるよう努めなければならない。

第二節 緊急輸送対策

（緊急輸送の確保）

第二十一条 県は、地震災害が発生した場合においては、迅速に応急対策を実施するため、市町村その他防災関係機関等と連携して、必要な緊急輸送を確保するよう努めなければならない。

（緊急通行車両等の通行の確保）

第二十二条 県民は、地震災害が発生した場合においては、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等に係る緊急通行車両及び高

齢者、障害者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

第三節 帰宅困難者等に対する支援

（帰宅困難者等に対する支援）

第二十三条 県は、地震災害が発生し、又は東海地震に係る警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。）が発せられたことによって、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到達することが困難となった者が円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報を、市町村その他防災関係機関等と連携して提供するよう努めなければならない。

（災害時要援護者対策の支援）

第二十四条 県は、市町村、自主防災組織等が実施する高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等で地震災害発生時に特別な援護を要する者に対する避難誘導、介護支援その他の対策に必要な支援を行うよう努めなければならない。

第四節 その他地震災害の拡大を防止するための対策

（衛生的な生活環境の確保）

第二十五条 知事は、地震災害が発生した場合においては、市町村その他防災関係機関と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止、食中毒の発生の予防その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講じなければならない。

（災害ボランティア活動への支援）

第二十六条 県は、地震災害が発生した場合においては、災害ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村その他防災関係機関等と連携して、支援に努めなければならない。

（自主避難等）

第二十七条 県民は、地震及び地震防災に関する情報に留意し、危険を感じたときは自主的に避難するとともに、市町村長等が避難勧告を発したときは、速やかに避難するよう努めるものとする。

（危険度判定）

第二十八条 地震により被害を受けた建築物及び宅地（以下この条において「被災建築物等」という。）の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため、市町村が実施する危険度判定（被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。）に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日条例第三十一号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に知事が地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため策定している地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画は、第七条第一項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

◆ 岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱

（設 置）

第1条 南海トラフ地震などの海溝型地震及び内陸型地震に備えて、必要な対応・対策について検討し、県の地震防災行動計画の推進を図るため、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震対策に関すること。
- 二 岐阜県地震防災行動計画の推進（行動計画の策定及びフォローアップ）に関すること。
- 三 その他地震対策の推進のために必要な事項に関すること。

（構 成）

第3条 委員会は、別に定める名簿に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員会の委員の中から互選し、副会長は、会長が指名するものとする。
- 4 会長は、委員会の議事を整理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とする。なお、委員の再任を妨げない。

（会議の招集）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 その他、会長は委員以外の者に対して、必要に応じて委員会への参加を要請することができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、岐阜県危機管理政策課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月19日から施行する。

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。